附　属　資　料

附　属　資　料

１　**証券監視委の組織・事務概要** ･････････････････････････････････ 157
　１－１　組織及び事務概要 ･････････････････････････････････ 157
　１－２　証券取引等の監視体制の概念図 ･････････････････････ 160
　１－３　証券監視委の機能強化 ･････････････････････････････ 161
　１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の
　　関係の概念図 ･････････････････････････････････････ 162
　１－５　証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移 ･･････ 163
　１－６　機構図 ･･･ 164
　１－７　組織・事務に係る法令の概要 ･････････････････････････ 166
　１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図 ･････････ 177

２　**証券監視委の活動実績等** ･････････････････････････････････････ 178
　２－１　証券監視委の活動状況 ･････････････････････････････ 178
　２－２　取引審査実施状況 ･･････････････････････････････････ 179
　２－３　検査実施状況 ･･････････････････････････････････････ 180
　２－４　勧告実施状況 ･･････････････････････････････････････ 189
　２－５　申立て実施状況 ･････････････････････････････････････ 247
　２－６　告発実施状況 ･･････････････････････････････････････ 249
　２－７　建議実施状況 ･･････････････････････････････････････ 285
　２－８　クロスボーダー事案への対応状況 ･････････････････････ 292
　２－９　平成 23 年度　主な講演会等の開催状況 ･･････････････ 293
　２－10　平成 23 年度　各種広報媒体への寄稿 ･･････････････････ 297
　２－11　証券取引等監視委員会メールマガジン ･･････････････････ 298

○　公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～　322

○　皆様からの情報提供が、市場を守ります！ ･･････････････････････ 324

○　金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話に
　　ご注意ください！～ 未公開株に関するご注意 ～ ･･････････････ 325

○　証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口 ･･････････････････ 327

○　「年金運用ホットライン」を開設しました。 ･･････････････････････ 329

○　証券検査に関する基本指針 ･･････････････････････････････････････ 330

1　証券監視委の組織・事務概要

1－1　組織及び事務概要

⑴　証券監視委設置の経緯

平成３年夏の一連のいわゆる証券不祥事を契機に、証券行政のあり方、特に証券会社及び証券市場に対する検査・監視体制のあり方について、種々の議論が行われた。

こうした状況を踏まえ、同年７月、内閣総理大臣から臨時行政改革推進審議会（以下「行革審」という。）に対して、証券市場の監視・適正化のための是正策について諮問がされ、審議の結果、同年９月に「証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申」が取りまとめられた。この答申においては、「自由、公正で透明、健全な証券市場の実現」を基本的目標として、証券行政に係る提言等と併せ、新たな検査・監視機関として、大蔵省に行政部門から独立した国家行政組織法第８条に基づく委員会（八条委員会）を設置すべきであるとの提言が盛り込まれた。

大蔵省においては、行革審答申を踏まえつつ、更に各方面の意見も聴取するなど、広範な視点から証券取引等における検査・監視体制のあり方について検討を重ねた末、平成４年２月、証券監視委の設置を柱とする「証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律」案を取りまとめた。

同法案は、第 123 回通常国会に提出され、衆・参両議院での審議を経て同年５月 29 日に成立し、同年６月５日に法律第 73 号として公布、同年７月 20 日に施行され、同日、国家行政組織法第８条及び大蔵省設置法第７条に基づき大蔵省に置かれる合議制の機関（八条委員会）として証券監視委が発足した。

⑵　金融庁（金融監督庁・金融再生委員会）への移管

民間金融機関等に対する検査・監督機能と金融制度等の企画・立案機能とを分離し、透明かつ公正な金融行政への転換を図るため、平成 10 年６月 22 日、総理府の外局として金融監督庁が設置されたが、同時に、証券監視委の果たす中立的・客観的な役割が引き続き重要であるとの観点から、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融監督庁設置法第７条に基づき設置された合議制の機関（八条委員会））のまま金融監督庁に移管された。

さらに、同年 12 月 15 日には、我が国の金融機能の安定及びその再生を図り、金融システムに対する内外の信頼を回復し、金融機能の早期健全化を図ることを主たる任務として、金融再生委員会が発足したが、これに伴い、金融監督庁とともに証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融再生委員会に移管された。

その後、平成 12 年７月１日には、大蔵省金融企画局が担ってきた金融制度の企画・立案に関する事務が金融監督庁に移管されて、新たに金融庁が発足し、証券監視委は、従前の体制（国家行政組織法第８条及び金融再生委員会設置法第 21 条に基づき設置された合議制の機関）のまま金融庁に移管された。

なお、平成 13 年１月６日には、中央省庁改革に際して、金融再生委員会が廃止され、証券監視委は、内閣府の外局として設置された金融庁に移管され、内閣府設置法第 54 条及び金融庁設置法第６条に基づき設置された合議制の機関（いわゆる八条委員会（（注）国家行政組織法第８条に基づき設置される「八条委員会」に相当するもの。）としての位置づけ）として、現在に至っている。

⑶　事務概要

①　監視のための５つの事務

証券監視委が行う監視事務は、市場分析審査、証券検査、取引調査、開示検査及び犯則事件の調査の５つに分かれる。

イ　市場分析審査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者、登録金融機関、金融商品取引業協会及び金融商品取引所等に対して有価証券の売買取引等に関する報告を求め、又は資料を徴取し、取引の内容を審査することにより、日常的な市場監視を行う。

ロ　証券検査

金商法等によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等に対して検査を行う。

また、犯収法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、金融商品取引業者等による顧客等に係る本人確認及び取引記録の保存義務等の遵守状況の検査を行う。

ハ　取引調査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、風説の流布・偽計、相場操縦、内部者取引といった不公正取引の課徴金に係る事件の調査を行う。

ニ　開示検査

金商法によって内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づいて、開示の適正性を確保するため、有価証券届出書の届出者、発行登録書の提出者、有価証券報告書の提出者、公開買付者、大量保有報告書の提出者等に対して検査を行う。

ホ　犯則事件の調査

金商法又は犯収法に基づき、犯則事件を調査するため必要があるときは、質問、検査、領置等の任意調査を行うほか、裁判官の発する許可状による臨検、捜索及び差押えといった強制調査を行うことができる。

金商法等においては、犯則事件の範囲は、具体的には、取引の公正を害するものとして関係する政令において定められており、主なものとしては、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券届出書・有価証券報告書等の提出、損失保証・損失補てん、相場操縦、内部者取引などがある。

また、犯収法では、金融商品取引業者等が本人確認を行う場合における顧客等による氏名・住所等の隠ぺい行為が犯則事件とされている。

②　勧告

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため、開示書類の訂正報告書等の提出命令や課徴金納付命令の発出、その他必要な行政処分等を行うよう、内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

また、証券監視委は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、勧告に基づいて執った措置について報告を求めることができる。

③　建議

証券監視委は、証券検査、取引調査、開示検査又は犯則事件の調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議することができる。

④　告発

証券監視委は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、検察官に告発を行う。

⑤　裁判所への違反行為の禁止・停止の申立て

金商法第 192 条第 1 項の規定に基づく裁判所への違法行為の禁止・停止の申立て及びその前提となる同法第187条の規定に基づく調査権限が金融庁長官から証券監視委に委任されている。

⑥　事務の処理状況の公表

証券監視委は、毎年、その事務の処理状況の公表を行う。

１－２　証券取引等の監視体制の概念図

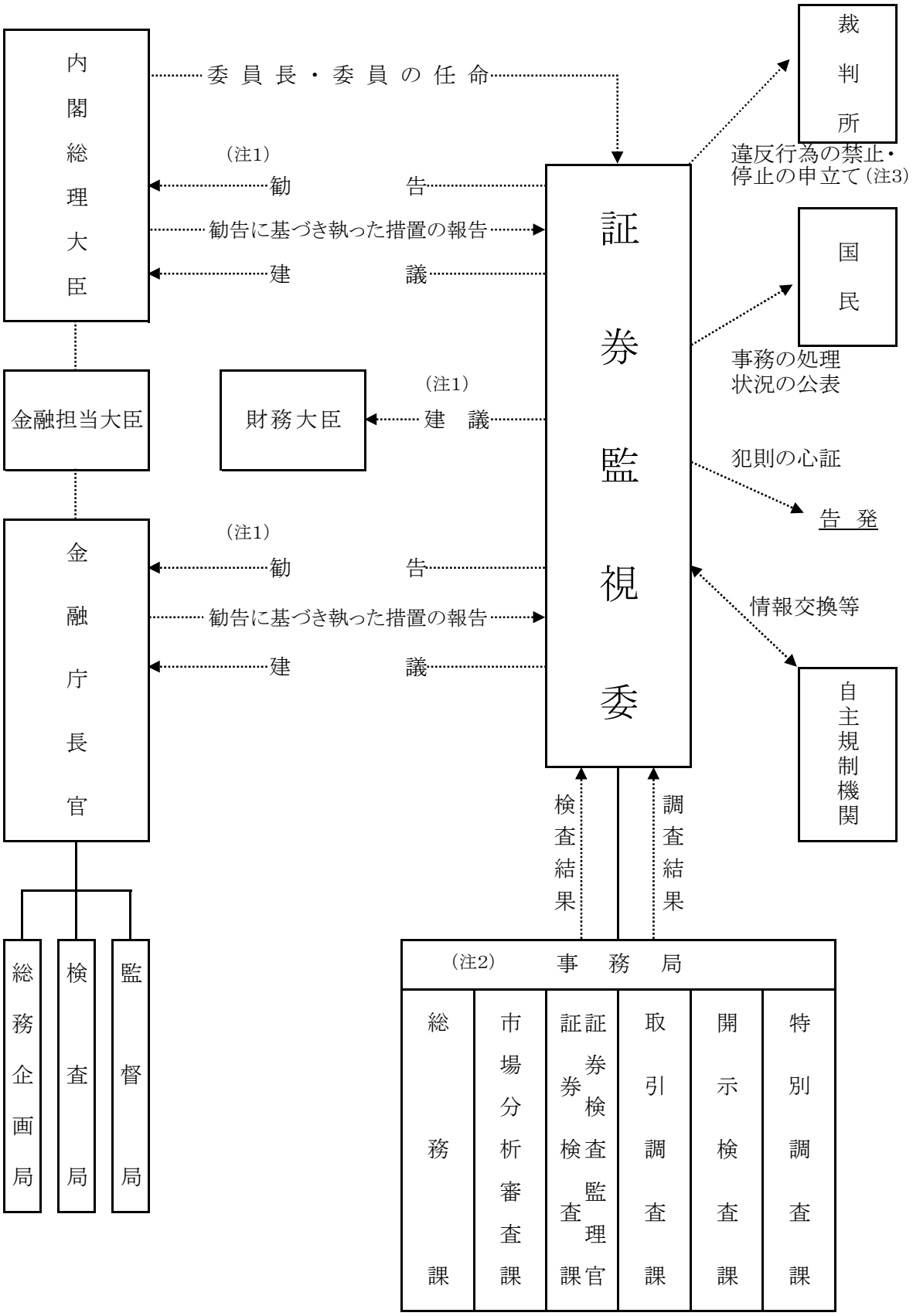

（注１）勧告については内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、建議については内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に対して行うことができる（設置法第20条、第21条）。

（注２）平成18年7月に総務検査課、特別調査課の2課体制から、総務課、市場分析審査課、証券検査課、課徴金・開示検査課、特別調査課の5課体制に再編、更に、23年7月に、現行の6課体制に強化された。

（注３）金商法改正（平成20年12月施行）により、同法第192条に基づく当該申立ての権限等が金融庁より委任された。

１－３　証券監視委の機能強化

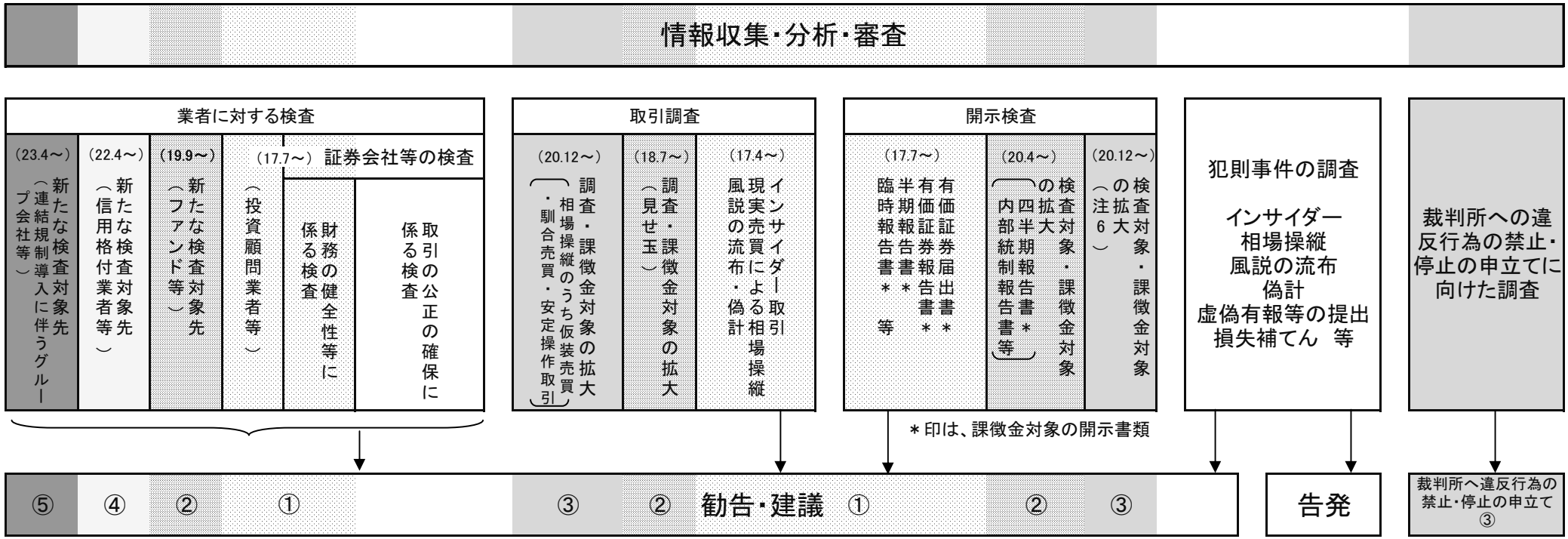

※　証券監視委は、金融商品取引法、資産流動化法（SPC法）、投信法、社債株式振替法、犯罪収益移転防止法に基づき、権限を行使。

（注1）① 部分が「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年改正）」の施行（平成17年4月1日　他）に伴い検査・調査の対象となった部分。
（開示検査のうち、有価証券届出書については平成17年4月から、有価証券報告書等については平成17年12月から課徴金の対象となっている。）

（注2）② 部分が「金融商品取引法」の施行（平成19年9月30日　他）に伴い検査・調査の対象となった部分。

（注3）③ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年改正）」の施行（平成20年12月12日）に伴い検査・調査等の対象となった部分。

（注4）④ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年改正）」の施行（平成22年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注5）⑤ 部分が「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年改正）」の施行（平成23年4月1日）に伴い検査の対象となった部分。

（注6）　検査対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・特定投資家向け有価証券に係る情報。
課徴金対象の拡大の内容については、以下のとおり。
・公開買付届出書・大量保有報告書の虚偽記載・不提出。
・発行開示書類・継続開示書類の不提出。（平成20年12月までは、虚偽記載が課徴金の対象となっていた。）
・特定投資家向け有価証券に係る情報の虚偽等。

１－４　証券監視委と内閣総理大臣、金融庁長官及び財務局長等の関係の概念図

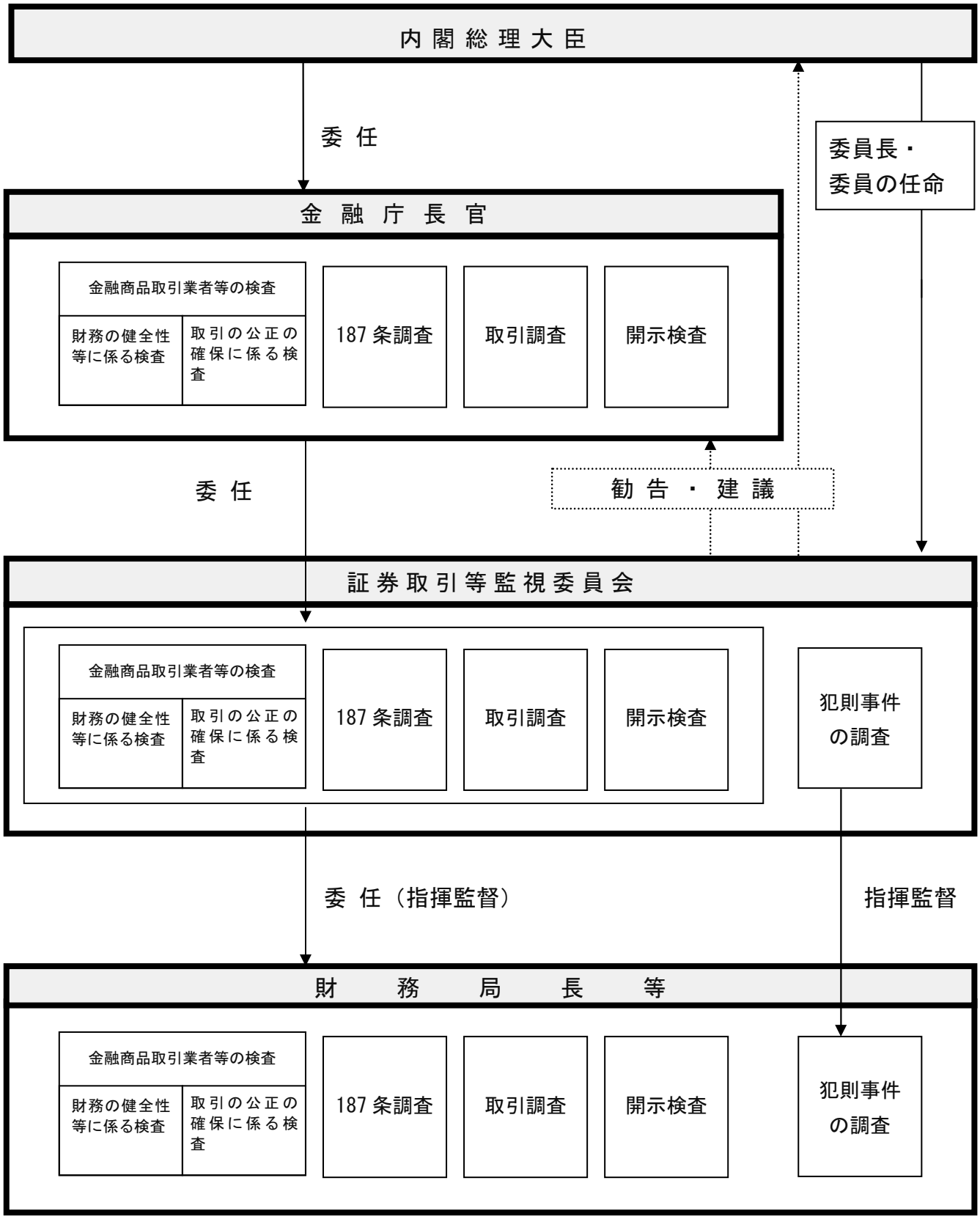

（注１）証券監視委が財務局長等に委任した権限については、証券監視委が財務局長等を指揮監督する（金商法第194条の7第7項等）。
（注２）犯則事件の調査については、証券監視委が財務局長等を指揮監督し、必要があるときは財務局等職員を直接指揮監督することができる（金商法第224条第4項、第5項等）。
（注３）証券監視委は、以下の公示で指定する金融商品取引業者等に関する権限については、財務局長等への委任を行っていない。
・金融商品取引法施行令第四十四条第五項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令第百三十六条第二項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示
・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第二十四条第六項の規定に基づき金融商品取引業者等を指定する公示

1－5 証券監視委及び財務局等監視官部門の定員の推移

年　度	予　算　定　員		
	証券監視委	財務局等	合　計
4　年　度	84人	118人	202人
5　年　度	84人	118人	202人
6　年　度	86人	118人	204人
7　年　度	88人	118人	206人
8　年　度	89人	118人	207人
9　年　度	91人	118人	209人
10　年　度	98人	126人	224人
11　年　度	106人	133人	239人
12　年　度	112人	139人	251人
13　年　度	122人	144人	266人
14　年　度	182人	183人	365人
15　年　度	217人	199人	416人
16　年　度	237人	204人	441人
17　年　度	307人	245人	552人
18　年　度	318人	246人	564人
19　年　度	341人	268人	609人
20　年　度	358人	282人	640人
21　年　度	374人	300人	674人
22　年　度	384人	313人	697人
23　年　度	392人	312人	704人
24　年　度	392人	322人	714人

(注)財務局等には、沖縄総合事務局財務部を含む。

１－６ 機構図

１ 証券監視委の機構図

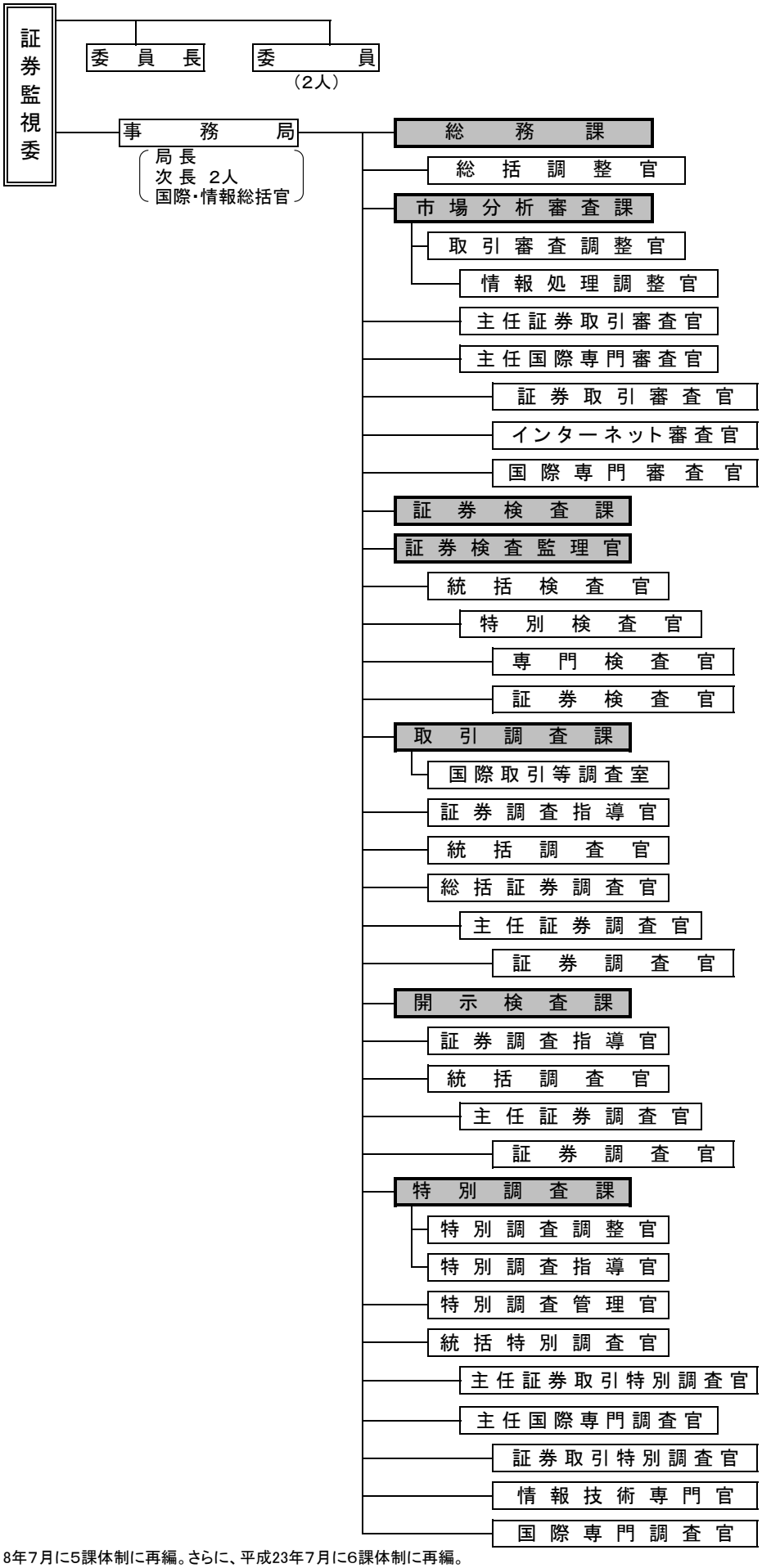

（注）平成18年7月に5課体制に再編。さらに、平成23年7月に6課体制に再編。

１－６－２　財務局の機構図（関東財務局）

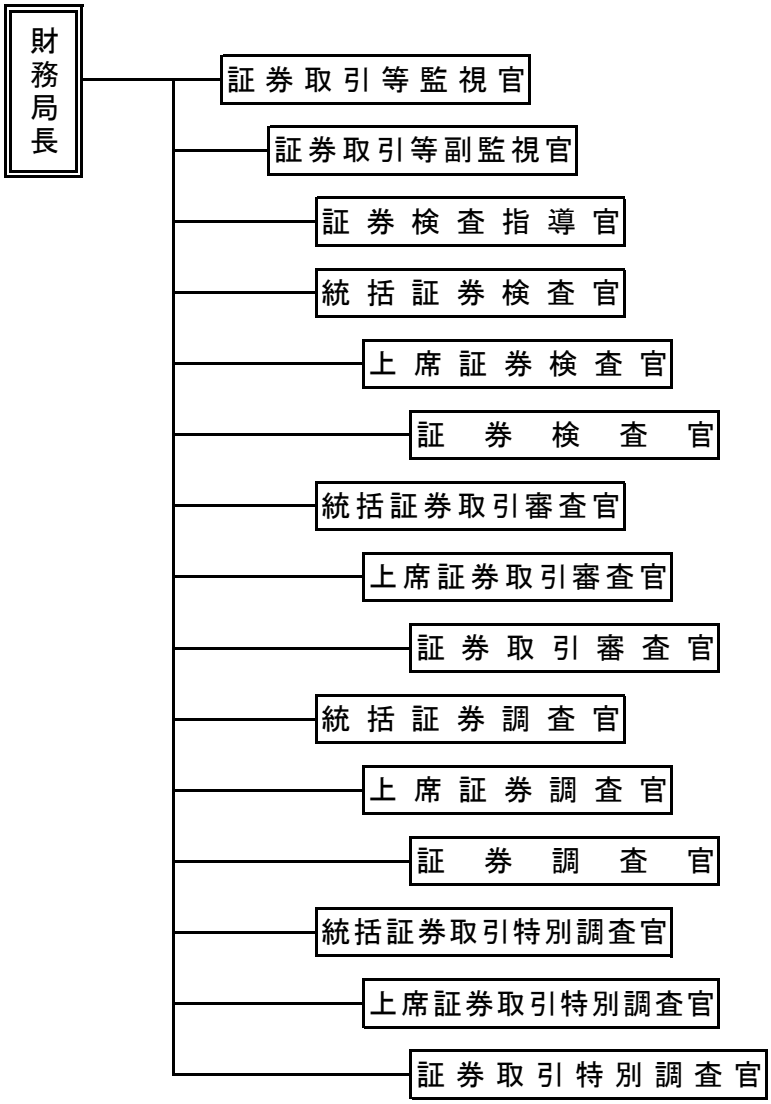

１－７　組織・事務に係る法令の概要

１　証券監視委の組織・権限等

証券監視委の組織・権限等は、設置法の以下の条項により規定されている。

〔設置法〕

条　項	規　　定　　の　　概　　要
第 4 条	金融庁の事務
第 6 条	証券監視委の設置
第 8 条	証券監視委の所掌事務
第 9 条	委員長及び委員の職権の行使
第 10 条	証券監視委の組織
第 11 条	委員長
第 12 条	委員長及び委員の任命
第 13 条	委員長及び委員の任期
第 14 条	委員長及び委員の身分保障
第 15 条	委員長及び委員の罷免
第 16 条	委員長及び委員の服務等
第 17 条	委員長及び委員の給与
第 18 条	会議
第 19 条	事務局
第 20 条	勧告
第 21 条	建議
第 22 条	事務の処理状況の公表

１－７－２　権限及び範囲に係る規定

(1)　証券検査の検査又は報告・資料の徴取の権限

証券監視委は、金融商品取引業者等に対する検査又は報告・資料の徴取権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 56 条の２	第194条の７第２項第１号及び第３項	金融商品取引業者等、金融商品取引業者等と取引をする者、金融商品取引業者等（登録金融機関を除く）がその総株主等の議決権の過半数を保有する銀行等、金融商品取引業者等を子会社とする持株会社、金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者、金融商品取引業者の主要株主、金融商品取引業者を子会社とする持株会社の主要株主、特定金融商品取引業者等の親金融機関等、特定金融商品取引業者等の子金融機関等、金融商品取引業者の親銀行等、金融商品取引業者の子銀行等
第 57 条の 10 第１項	第194条の７第３項	特別金融商品取引業者の子会社等
第 57 条の 23	第194条の７第３項	指定親会社、指定親会社と取引をする者、指定親会社の子会社等、指定親会社から業務の委託を受けた者
第 57 条の 26 第２項	第194条の７第３項	指定親会社の主要株主
第 60 条の 11	第194条の７第２項第２号及び第３項	取引所取引許可業者、取引所取引許可業者と取引を行う者、取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者
第63条第７項及び第８項	第194条の７第３項	特例業務届出者、特例業務届出者と取引を行う者、特例業務届出者から業務の委託を受けた者
第 66 条の 22	第194条の７第２項第３号及び第３項	金融商品仲介業者、金融商品仲介業者と取引をする者
第 66 条の 45 第１項	第194条の７第２項第３号の２及び第３項	信用格付業者、信用格付業者と取引をする者、信用格付業者から業務の委託を受けた者、信用格付業者の関係法人
第 75 条	第194条の７第２項第４号及び第３項	認可金融商品取引業協会、店頭売買有価証券の発行者、取扱有価証券の発行者、認可

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
		金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の４	第 194 条の７第２項第５号及び第３項	認定金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会から業務の委託を受けた者
第 79 条の 77	第 194 条の７第３項	投資者保護基金、投資者保護基金から業務の委託を受けた者
第 103 条の４	第 194 条の７第３項	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者（株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の６	第 194 条の７第３項	株式会社金融商品取引所の主要株主
第 106 条の 16	第 194 条の７第３項	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 106 条の 20	第 194 条の７第３項	金融商品取引所持株会社の主要株主
第 106 条の 27	第 194 条の７第３項	金融商品取引所持株会社、金融商品取引所持株会社の子会社
第 151 条	第 194 条の７第２項第６号及び第３項	金融商品取引所、金融商品取引所の子会社、金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者、金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 153 条の４において準用する第 151 条	第 194 条の７第２項第６号及び第３項	自主規制法人
第 155 条の９	第 194 条の７第２項第７号及び第３項	外国金融商品取引所、外国金融商品取引所参加者、外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者
第 156 条の５の４	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者（金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者）
第 156 条の５の８	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関の主要株主

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 156 条の 15	第 194 条の７第３項	金融商品取引清算機関、金融商品取引清算機関の清算参加者、金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 20 の 12	第 194 条の７第３項	外国金融商品取引清算機関、外国金融商品取引清算機関の清算参加者、外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者
第 156 条の 34	第 194 条の７第３項	証券金融会社、証券金融会社から業務の委託を受けた者
第 156 条の 58	第 194 条の７第３項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入金融商品取引業者、指定紛争解決機関から業務の委託を受けた者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔投信法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 22 条第１項	第 225 条第３項	投資信託委託会社等、受託会社等、受託会社等と当該受託会社等に係る投資信託に係る業務に関して取引する者
第 213 条第１項から第５項まで	第 225 条第２項及び第３項	設立中の投資法人の設立企画人等、投資法人、投資法人の資産保管会社等、投資法人の執行役員等、投資法人又は当該投資法人の資産保管会社等と当該投資法人に係る業務に関して取引する者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔SPC 法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第 209 条第２項において準用する第 217 条第１項	第 290 条第２項第１号及び第３項	資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第217条第１項 第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項	第290条第３項 第290条第２項第２号及び第３項	特定目的会社 特定目的信託の原委託者

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない（取引等の公正の確保に係る検査以外の検査の権限については、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。）。

〔社債等振替法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第20条第１項	第286条第２項	振替機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔犯収法〕

検査又は報告・資料の徴取の権限規定	証券監視委への権限委任規定	検査又は報告・資料の徴取の対象
第14条第１項	第20条第６項及び第７項	金融商品取引業者、特例業務届出者、登録金融機関、証券金融会社、振替機関、口座管理機関

※報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

⑵　取引調査の権限、範囲

①　取引調査の権限

不公正取引規制等の実効性を確保し、違反行為を抑止するため、新たな行政上の措置として金銭的な負担を課する制度（課徴金制度）が導入されたことにより、証券監視委は、課徴金に係る事件について必要な調査をするため、事件関係人等に対する質問又は報告等の徴取及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。（注）

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

質問・報告等の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	質問・報告等の徴取及び検査の対象
第177条	第194条の７第２項第８号	事件関係人、参考人、事件関係人の営業所その他必要な場所

（注）報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

② 取引調査の範囲

上記質問・報告等の徴取及び検査の権限の範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第173条	風説の流布等により有価証券等の価格に影響を与えた者
第174条	仮装･馴合売買をした者
第174条の２	相場を変動させるべき一連の有価証券売買等をした者
第174条の３	安定操作取引等の禁止に違反した者
第175条	内部者取引をした者

⑶ 開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲

① 開示検査及び報告・資料の徴取の権限

行政命令発出のための事実認定としてのディスクロージャー関係規定の遵守状況に関する検査については、証券監視委が担った方が違反行為の摘発を有効に行えると考えられることから、報告若しくは資料の提出を命じる権限及び検査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第26条（第27条において準用する場合を含む。）	第194条の７第３項	有価証券届出書･有価証券報告書等の縦覧書類（注１）を提出した者又は提出すべきであると認められる者、有価証券の引受人その他の関係者、参考人
第27条の22第１項（第27条の22の２第２項において準用する場合も含む。）	以下同上	公開買付者、公開買付けによって株券等の買付け等を行うべきであると認められる者、これらの特別関係者その他の関係者、参考人
第27条の22第２項		意見表明報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの関係者、参考人
第27条の30第１項		大量保有報告書を提出した者又は提出すべきであると認められる者、これらの共同保有者その他の関係者、参考人
第27条の30第２項（報告・資料の徴取のみ）		大量保有報告書に係る株券等の発行者である会社、参考人
第27条の35		特定情報を提供若しくは公表した発行者、特定情報を提供若しくは公表すべきであると認められる発行者、特定情報に係る有価証券の引受人その他の関係者、参考人

報告・資料の徴取、検査の権限規定	証券監視委への権限委任規定	報告・資料の徴取及び検査の対象
第193条の２第６項（報告・資料の徴取のみ）		監査証明を行った公認会計士又は監査法人

（注１）　開示検査の対象となる縦覧書類は第25条第１項に掲げられている、

・有価証券届出書及びその添付書類並びにこれらの訂正届出書
・発行登録書及びその添付書類、発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの訂正発行登録書
・有価証券報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・有価証券報告書の記載内容に係る確認書及びその訂正確認書
・内部統制報告書及びその添付書類並びにこれらの訂正報告書
・四半期報告書、半期報告書及びこれらの訂正報告書
・四半期報告書及び半期報告書の記載内容に係る確認書及びこれらの訂正確認書
・臨時報告書及びその訂正報告書
・自己株券買付状況報告書及びその訂正報告書
・親会社等状況報告書及びその訂正報告書

である。

（注２）　有価証券届出書等の効力発生前における届出者等に対する検査等の権限及び公開買付期間中の公開買付者等に対する検査等の権限については、課徴金に係る事件についての検査に係るものを除き、証券監視委に委任されていない。

②　課徴金の対象範囲

上記開示検査及び報告・資料の徴取の権限並びに課徴金の対象範囲は、金商法において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条　　項	規定の概要
第172条	有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等
第172条の２	虚偽記載のある有価証券届出書（募集・売出しの発行開示）等の提出により、有価証券を取得させ、又は売り付けた者等
第172条の３	有価証券報告書等を提出しない発行者
第172条の４	虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者
第172条の５	公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者
第172条の６	虚偽表示のある公開買付開始公告等を行った者等
第172条の７	大量保有報告書等を提出しない者
第172条の８	虚偽記載のある大量保有報告書等を提出した者
第172条の９	特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者
第172条の10	虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をし、有価証券を取得させ、又は売り付けた発行者等
第172条の11	虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者

⑷　犯則事件の調査の権限、範囲

①　犯則事件の調査の権限

犯則事件の調査は、内閣総理大臣及び金融庁長官から委任を受けた権限に基づいて行う検査及び報告・資料の徴取とは異なり、証券監視委職員の固有の権限として規定されている。

具体的な権限は、以下のとおりである。

根拠規定	犯則事件の調査の権限
金商法第 210 条 犯収法第 29 条	犯則嫌疑者等に対する質問、犯則嫌疑者等が所持し又は置き去った物件の検査、犯則嫌疑者等が任意に提出し又は置き去った物件の領置等の任意調査権限
金商法第 211 条、第 211 条の２ 犯収法第 29 条	裁判官の発する許可状により行う臨検、捜索及び差押えの強制調査権限

②　犯則事件の範囲

犯則事件の範囲は、取引の公正を害するものとして金商法施行令第45条及び犯収法第29条において定められており、個別的に掲げると以下のとおりである。

〔金商法〕

条項	行為者	規定の概要
第５条、第 24 条等	発行者	有価証券届出書、有価証券報告書等の提出義務等（注）
第 23 条の３等	発行登録者	発行登録書等の提出義務等
第 27 条の３等	公開買付者	公開買付届出書等の提出義務等
第 27 条の 23 等	大量保有者等	大量保有報告書等の提出義務等
第 30 条の２等	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等に対する認可の条件
第 37 条等	金融商品取引業者等	広告等の規制
第 37 条の３	金融商品取引業者等	契約締結前の書面の交付
第 37 条の４	金融商品取引業者等	契約締結時等の書面の交付
第 37 条の５	金融商品取引業者等	保証金の受領に係る書面の交付
第 38 条の２	金融商品取引業者等	投資顧問契約等に関し、偽計、暴行、脅迫の禁止等

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第39条第1項	金融商品取引業者等	損失保証・損失補てん等の禁止
第41条の2	金融商品取引業者等	投資助言業務に関する禁止事項
第42条の2	金融商品取引業者等	投資運用業に関する禁止事項
第157条	何人も	有価証券の売買等について、不正の手段・計画等の禁止
第158条	何人も	風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止
第159条	何人も	相場操縦行為等の禁止
第161条第1項	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等の自己計算取引及び過当な数量の売買取引等の制限
第163条等	会社役員等	役員・主要株主の特定有価証券等の売買報告書の提出義務等
第165条	会社役員等	役員・主要株主による特定有価証券の一定額を超える売付けの禁止等
第166条	会社関係者等	会社関係者等による内部者取引の禁止
第167条	公開買付者等関係者等	公開買付者等関係者等による内部者取引の禁止
第168条	何人も	虚偽の相場の公示、虚偽文書の頒布等の禁止
第169条	何人も	対価を受けた証券記事等の制限
第170条	何人も	募集又は売出しに際しての有利買付け等の表示の禁止
第171条	有価証券の不特定多数者向け勧誘等をする者等	不特定多数向け勧誘等に際しての一定の額の配当等の表示の禁止

（注）金商法の施行により提出が義務付けられる「四半期報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」を含む（20年4月1日以降開始する事業年度について適用）。

〔犯収法〕

条　　項	行為者	規　定　の　概　要
第４条第４項	顧客等 代表者等	本人特定事項の虚偽申告の禁止

⑸　裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限

証券監視委は、金商法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止・停止命令の申立て及びそのための調査の権限を内閣総理大臣及び金融庁長官から委任されている。

具体的な権限の規定は、以下のとおりである。

〔金商法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 187 条	第 194 条の７第４項第１号	関係人、参考人、鑑定人
第 192 条第１項	第 194 条の７第４項第２号	金商法又は同法に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者

※金商法違反行為を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔投信法〕

申立て、報告等の徴取・検査等の権限	証券監視委への権限委任規定	申立て、報告等の徴取・検査等の対象
第 26 条第１項（第 54 条第１項において準用する場合を含む。）、第 219 条第１項	第 225 条第４項第１号	受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 投信法若しくは同法に基づく命令等に違反している場合で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。 ・ 当該受益証券を発行する投資信託委託会社の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
第 60 条第１項、第 223 条第１項	第 225 条第４項第１号	外国投資信託の受益証券の募集の取扱い等を現に行い、又は行おうとする者について、以下に該当するとき。 ・ 当該受益証券に係る外国投資信託の資産の運用の指図等が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等で、投資者の損害

		の拡大を防止する緊急の必要があるとき。
第26条第7項(第54条第1項において準用する場合を含む。)、第60条第3項、第219条第3項、第223条第3項において準用する金融商品取引法第187条の規定による権限	第225条第4項第2号	関係人、参考人、鑑定人

※投信法違反行為等を行う者に対する裁判所への禁止命令等の申立て及びそのための調査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

１－８　証券監視委と自主規制機関との関係の概念図

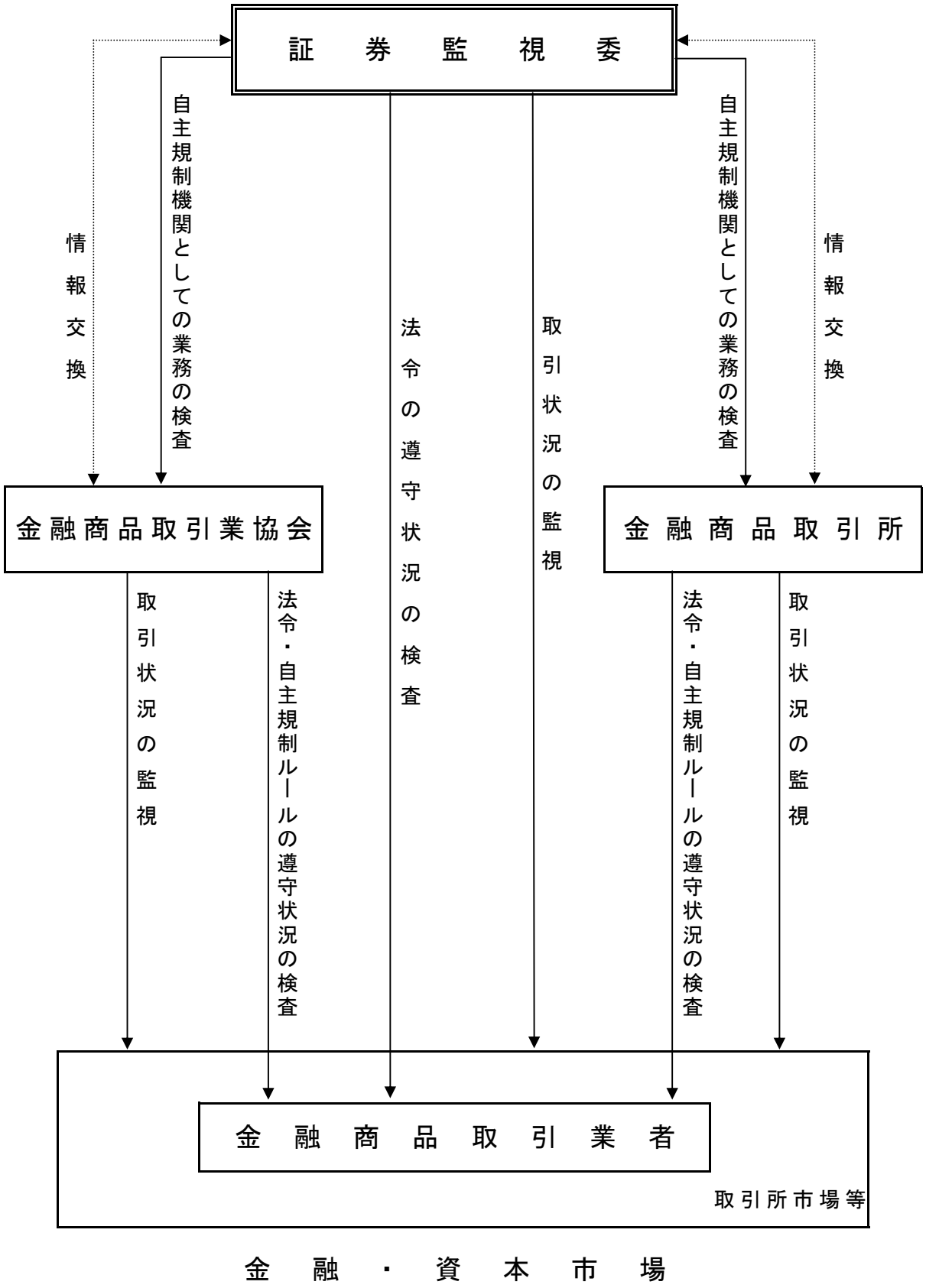

２ 証券監視委の活動実績等

２－１ 証券監視委の活動状況

総 括 表

単位：件数

区分＼年度	4～16	17	18	19	20		21	22	23	合計
犯則事件の告発	74	11	13	10	13	(4)	17	8	15	157
勧告	287	39	43	59	50	(19)	74	63	45	641
証券検査結果等に基づく勧告	287	29	28	28	18	(4)	21	18	16	441
課徴金納付命令に関する勧告	—	9	14	31	32	(15)	53	45	29	198
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	1	1	0	0	(0)	0	0	0	2
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	—	—	—	—	0	(0)	0	2	3	5
建議	7	5	3	0	4	(4)	4	2	1	22
証券検査 金融商品取引業者	内947 1,219	内111 150	内107 150	内132 187	内156 191	(内50) (62)	内133 176	内122 148	内125 148	内1,783 2,307
第一種金融商品取引業者	内947 1,219	内86 111	内80 99	内111 138	内99 117	(内16) (20)	内72 90	内74 91	内68 85	内1,521 1,930
第二種金融商品取引業者	内— —	内— —	内— —	内0 2	内0 1	(内0) (1)	内17 23	内6 6	内14 14	内37 45
投資助言・代理業者、投資運用業者	内— —	内25 39	内27 51	内21 47	内57 73	(内34) (41)	内44 63	内42 51	内43 49	内225 332
登録金融機関	内92 115	内23 28	内26 27	内29 32	内24 25	(内4) (4)	内24 24	内26 28	内28 32	内268 307
適格機関投資家等特例業務届出者	内— —	内— —	内— —	内0 0	内0 0	(内0) (0)	内1 1	内2 2	内2 6	内5 9
金融商品仲介業者	内0 0	内1 1	内1 1	内1 1	内0 0	(内0) (0)	内1 1	内1 1	内9 9	内14 14
信用格付業者	—	—	—	—	—	—	—	0	4	4
自主規制機関	5	2	6	1	5	(2)	5	1	0	23
投資法人	—	2	7	10	7	(1)	9	6	2	42
その他	—	0	1	2	0	(0)	0	0	1	4
問題点が認められた業者等の数	820	93	142	121	112	(35)	123	101	85	1,562
取引審査	内1866 4,499	内320 875	内408 1,039	内500 1,098	内538 1,031	(内144) (276)	内430 749	内467 691	内517 913	内4,902 10,619

（注）
1. 平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。
なお平成20年度( )内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。
2. 証券検査の計数は、着手ベースでの実施件数。また、取引審査の計数は、終了ベースの件数である。
3. 内書きの数字は、財務局等にかかるものである。
4. 上記の第一種金融商品取引業者に対する検査のほか、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店単独検査を実施している。

２－２　　取引審査実施状況

（単位：件）

区分＼年度	19	20	21	22	23
価格形成に関するもの	141	132 (49)	94	54	73
内部者取引に関するもの	951	889 (224)	649	613	819
そ　の　他	6	10 (3)	6	24	21
合　　計	1,098	1,031 (276)	749	691	913
（証券監視委）	598	493 (132)	319	224	396
（財務局等）	500	538 (144)	430	467	517

（注１）20年度まで「事務年度ベース」７月～翌年６月、21年度から「会計年度ベース」４月～翌年３月
（注２）20年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間（21年４月～６月）の件数

２－３　検査実施状況

１　検査実施状況一覧表

（単位：件数）

区　　分	19年７月 ～20年６月	20年７月 ～21年６月		21年４月 ～22年３月	22年４月 ～23年３月	23年４月 ～24年３月
金融商品取引業者	187	191	(62)	176	148	148
第一種金融商品取引業者	138	117	(20)	91	91	85
（証券監視委）	27	18	(4)	18	17	17
（財務局長等）	111	99	(16)	73	74	68
支店単独検査	15支店	16 支店	(5支店)	17支店	－	－
第二種金融商品取引業者	2	1	(1)	23	6	14
（証券監視委）	(2)	(1)	(1)	(6)	(0)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(17)	(6)	(14)
投資助言・代理業者	21	58	(35)	44	36	40
（証券監視委）	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)
（財務局長等）	(20)	(57)	(34)	(43)	(36)	(40)
投資運用業者	26	15	(6)	18	15	9
（証券監視委）	(25)	(15)	(6)	(18)	(9)	(6)
（財務局長等）	(1)	(0)	(0)	(0)	(6)	(3)
登録金融機関	32	25	(4)	24	28	32
（証券監視委）	(3)	(1)	(0)	(0)	(2)	(4)
（財務局長等）	(29)	(24)	(4)	(24)	(26)	(28)
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	(0)	1	2	6
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(4)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(2)
金融商品仲介業者	1	0	(0)	1	1	9
（証券監視委）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
（財務局長等）	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(9)
信用格付業者	－	－	－	－	0	4
（証券監視委）	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)	(4)
（財務局長等）	(-)	(-)	(-)	(-)	(0)	(0)
自主規制機関	1	5	(2)	5	1	0
（証券監視委）	(1)	(5)	(2)	(5)	(1)	(0)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
投資法人	10	7	(1)	9	6	2
（証券監視委）	(10)	(7)	(1)	(9)	(6)	(2)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	2	0	(0)	0	0	1
（証券監視委）	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
（財務局長等）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

（注１）「支店単独検査」とは、財務局等において委員会担当第一種金融商品取引業者の支店の検査のみを実施するものである。

（注２）20年7月～21年6月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数（21年4月～22年3月までの期間と重複する件数）である。

２－３－２　１検査対象当たりの平均延べ検査投入人員

（単位：人・日）

区分		19年７月～20年６月	20年７月～21年６月	21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月
金融商品取引業者	第一種金融商品取引業者	124	110	129	134	84
	第二種金融商品取引業者	90	88	60	26	36
	投資助言・代理業者	20	16	21	27	22
	投資運用業者	116	141	153	69	84
登録金融機関		35	27	33	47	56
適格機関投資家等特例業務届出者		0	0	0	33	57
金融商品仲介業者		50	0	18	18	11
信用格付業者		—	—	—	0	114
自主規制機関		404	460	89	86	0
その他		50	0	0	0	0

（注）検査年度中に検査が終了したものについて、臨店期間分を算出したものである。

２－３－３　検査結果の状況

⑴　検査終了件数　　（単位：件数）

区　　分	19年７月～20年６月	20年７月～21年６月		21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月
検査終了件数	219	220	(68)	211	210	186
金融商品取引業者	180	182	(57)	164	171	141
第一種金融商品取引業者	139	118	(30)	92	100	90
第二種金融商品取引業者	0	3	(1)	8	18	12
投資助言・代理業者	23	45	(25)	46	35	32
投資運用業者	18	16	(1)	18	18	7
登録金融機関	31	27	(10)	27	28	27
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	(0)	0	2	5
金融商品仲介業者	0	1	(0)	1	1	9
信用格付業者	－	－	－	－	0	2
自主規制機関	1	1	(0)	8	1	0
投資法人	4	9	(1)	11	7	2
その他	3	0	(0)	0	0	0

（注１）「検査終了件数」とは、検査年度中に検査が終了した件数をいい、前検査年度着手分を含む。なお、支店単独検査は含まない。

（注２）20年7月～21年6月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年4月から6月末までの件数（21年4月～22年3月までの期間と重複する件数）である。

⑵　問題点が認められた業者等の数

区　　分	19年７月～20年６月	20年７月～21年６月		21年４月～22年３月	22年４月～23年３月	23年４月～24年３月
問題点が認められた業者等の数	121	112	(35)	123	101	85
不公正取引に関するもの	11	16	(1)	12	9	7
投資者保護に関するもの	49	43	(17)	57	45	46
財産・経理等に関するもの	44	28	(8)	27	18	31
その他業務運営に関するもの	81	60	(17)	58	67	56

（注１）「問題点が認められた業者等の数」とは、検査結果通知書において問題点を指摘した会社等の数をいう。

（注２）「不公正取引に関するもの」、「投資者保護に関するもの」、「財産・経理等に関するもの」及び「その他業務運営に関するもの」は、各項目で問題点が認められた業者等の数をいう。したがって、各項目で重複する会社等があるため、各項目の合計と「問題点が認められた業者等の数」の数値とは一致しない。

（注３）20年７月～21年６月の件数のうち、右側の（　）書きで記載されている件数は、21年４月から６月末までの件数（21年４月～22年３月までの期間と重複する件数）である。

２－３－４　グループ一体型検査の実施状況

グループ一体型検査	野村ホールディングス 野村證券
金融庁検査局同時検査	シティグループ証券 UBS セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド メリルリンチ日本証券

（注１）　グループ一体型検査は、資本関係等にあるグループ内検査対象先の一体型の同時検査をいう。

（注２）　金融庁検査局同時検査は、金融コングロマリットを構成するグループ内の検査対象先に対し、金融庁検査局と同時に検査を行うものをいい、グループ一体型検査を兼ねる。

２－３－５ 平成23年度に検査が終了した法人一覧

担 当	区分			被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
委員会	金 商 業 者							
		一種業	*1*	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	H22.11.25	H23.3.11	H23.4.27	
			2	SMBCフレンド証券	H23.1.24	H23.3.11	H23.6.10	
			3	外為どっとコム	H23.1.31	H23.3.8	H23.6.3	
			1	キャピタル・パートナーズ証券	H23.4.18	H23.5.20	H23.7.12	
			2	ユナイテッドワールド証券	H23.4.18	H23.5.13	H23.6.17	
			3	シティグループ証券	H23.5.16	H23.6.17	H23.12.9	○
			4	新東京シティ証券	H23.6.3	H23.6.22	H23.7.8	○
			5	セントラル短資証券	H23.6.13	H23.7.11	H23.11.25	○
			6	みずほインベスターズ証券	H23.6.13	H23.6.24	H23.9.22	
			7	BNPパリバ証券	H23.8.22	H23.9.9	H23.11.25	
			8	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H23.8.29	H23.9.27	H23.12.9	○
			9	クレディ・スイス証券	H23.8.29	H23.10.21	H23.12.13	
			10	キャタリスト証券	H23.10.11	H23.10.28	H23.12.19	
			11	ジェイ・ボンド東短証券	H23.10.25	H23.11.8	H23.12.13	
			12	ドイツ証券	H23.11.14	H23.12.16	H24.2.14	
			13	アイティーエム証券	H24.1.23	H24.3.22	H24.3.23	○
		運用	*1*	ジャパンエクセレントアセットマネジメント	H22.10.20	H22.11.16	H23.5.10	
			1	キャピタルアセットマネジメント	H23.4.18	H23.5.13	H23.7.12	
			2	21世紀アセットマネジメント	H23.4.18	H23.5.13	H23.7.15	
			3	PBAアセットマネジメント	H23.4.18	H23.5.18	H23.7.5	○
			4	AIJ投資顧問	H24.1.23	H24.3.22	H24.3.23	○
	投 資 法 人		*1*	ジャパンエクセレント投資法人	H22.10.20	H22.11.16	H23.5.10	
			1	ジェイ不動産証券投資法人	H23.4.18	H23.5.18	H23.7.5	
	登 金		1	三井住友銀行	H23.8.29	H23.9.16	H24.1.18	
			2	横浜銀行	H23.8.29	H23.9.27	H24.2.14	
			3	三菱東京UFJ銀行	H23.10.17	H23.11.14	H23.12.16	
	特例業務届出者		1	ジャパンリアライズ	H23.4.19	H23.4.22	－	＊
			2	Eファクトリー	H23.11.29	H23.12.8	－	＊
			3	エクセレント	H23.11.29	H23.12.8	－	＊
	信用格付業者		1	格付投資情報センター	H23.5.9	H23.6.3	H23.8.5	
			2	日本格付研究所	H23.5.9	H23.6.3	H23.8.5	

(注1) 区分欄の「運用」は投資運用業者、「登金」は登録金融機関、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2) 斜字体数字は、平成22年度に検査に着手した法人である。

(注3) 備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4) 備考欄の＊は、金商法第187条に基づく調査を実施し、同法第192条に基づき裁判所へ金商法違反行為の禁止命令等の申立てを行ったものである(いずれも裁判所は申立てどおりの命令を発令している(本文第3章第6))。
なお、検査については、裁判所から命令の発令があったことを踏まえ中止した。

担 当	区分			被 検 査 法 人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
関 東	金 商 業 者							
		一種業	*1*	プライベートエクイティ証券	H22.7.13	H22.7.23	H23.4.14	
			2	JFX	H22.11.25	H22.12.9	H23.4.4	
			3	丸三証券	H23.1.19	H23.2.25	H23.6.29	
			4	日本アジア証券	H23.1.19	H23.2.15	H23.6.23	
			5	いちよし証券	H23.1.19	H23.2.25	H23.4.15	
			6	オルタナティブ本舗証券	H23.2.17	H23.3.2	H23.4.7	
			7	DMM.com証券	H23.3.2	H23.3.18	H23.5.11	
			8	スターツ証券	H23.3.3	H23.3.15	H23.4.18	
			9	リクイドネット証券	H23.3.3	H23.3.11	H23.4.15	
			10	Bridge Capital証券	H23.3.10	H23.3.18	H23.4.19	
			1	上田八木証券	H23.4.12	H23.4.19	H23.5.16	
			2	山二証券	H23.4.12	H23.4.26	H23.6.6	
			3	丸國証券	H23.4.12	H23.4.27	H23.6.1	
			4	外為ファイネスト	H23.4.12	H23.4.20	H23.6.17	
			5	FXプライム	H23.4.12	H23.4.22	H23.5.27	
			6	東岳証券	H23.4.12	H23.4.20	H23.5.24	
			7	FXトレーディングシステム	H23.4.12	H23.4.20	H23.5.24	
			8	MF Global FXA証券	H23.4.12	H23.4.20	H23.5.25	
			9	C&M証券	H23.4.13	H23.4.21	H23.5.19	
			10	日産センチュリー証券	H23.5.19	H23.6.10	H23.7.20	
			11	スーパーファンド証券	H23.5.19	H23.6.1	H23.6.27	
			12	堂島関東証券	H23.5.19	H23.6.7	H23.7.19	
			13	フォーランドフォレックス	H23.5.19	H23.5.31	H23.6.22	
			14	金山証券	H23.5.26	H23.6.10	H23.7.19	
			15	CMC Markets Japan	H23.5.26	H23.6.9	H23.9.2	
			16	カカクコム・フィナンシャル	H23.5.26	H23.6.3	H23.6.30	
			17	みどり証券	H23.7.13	H23.7.26	H23.8.26	
			18	ｲﾝﾀﾗｸﾃｨﾌﾞ･ﾌﾞﾛｰｶｰｽﾞ証券	H23.7.13	H23.7.22	H23.8.29	
			19	FTNﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ･ｱｼﾞｱ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	H23.7.13	H23.7.22	H23.8.26	
			20	マネックスFX	H23.7.13	H23.7.26	H23.9.1	
			21	サクソバンクFX証券	H23.7.13	H23.7.26	H23.8.26	
			22	上田ハーロー	H23.7.13	H23.7.26	H23.11.24	
			23	極東証券	H23.8.31	H23.9.27	H23.11.30	
			24	フィリップ証券	H23.8.31	H23.9.22	H24.2.17	○
			25	三田証券	H23.8.31	H23.9.22	H23.10.24	
			26	エイチ・エス証券	H23.8.31	H23.10.4	H24.1.31	
			27	八十二証券	H23.8.31	H23.9.16	H23.10.18	
			28	カネツFX	H23.8.31	H23.9.9	H23.10.7	
			29	ビルウェル証券	H23.9.20	H23.9.30	H23.10.18	○
			30	アーク証券	H23.10.6	H23.11.2	H23.12.16	
			31	サイバーエージェントFX	H23.10.6	H23.10.21	H23.11.18	
			32	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン証券	H23.10.13	H23.10.19	H23.11.11	
			33	プラネックス証券	H23.10.19	H23.10.27	H23.11.21	
			34	三晃証券	H23.10.19	H23.11.4	H24.2.24	○
			35	外為ジャパン	H23.10.19	H23.11.4	H24.2.8	
			36	ちばぎん証券	H23.10.26	H23.11.29	H24.1.31	
			37	マン・インベストメンツ証券	H23.11.17	H23.12.20	H24.2.22	
			38	バンガード・インベストメンツ・ジャパン	H23.12.1	H23.12.8	H24.1.17	
			39	中原証券	H24.1.19	H24.2.10	H24.3.21	
			40	丸大証券	H24.2.22	H24.3.13	H24.3.13	○
		二種業	*1*	ウェスコ・ジャパン	H22.11.25	H23.1.14	H23.4.12	○
			1	JSKパートナーズ	H23.5.19	H23.6.3	H23.10.6	
			2	ヴァンネット	H23.5.19	H23.5.30	H23.6.24	
			3	カネツ商事	H23.8.31	H23.9.9	H23.10.7	
			4	マイザーズアセットマネジメント(旧:ビルウェルアセットマネジメント)	H23.9.20	H23.9.30	H24.2.2	
			5	FPG	H23.10.13	H23.10.26	H23.12.20	
			6	ケネディクス	H23.11.17	H23.11.30	H24.1.31	
			7	アイジーエス・パートナーズ	H23.11.24	H23.12.9	H24.3.7	

担当	区分			被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
			8	サクシードアイピー	H23.12.1	H23.12.6	H24.2.23	
			9	クラム・インベストメント	H24.1.19	H24.2.1	H24.3.30	
			10	総和地所	H24.1.19	H24.2.8	H24.3.9	○
		運用	1	フラッグシップアセットマネジメント	H23.5.19	H23.6.1	H23.6.29	
			2	セキュアート・キャピタル・インベストメント・マネジメント	H23.11.24	H23.12.7	H24.1.18	
		助言	*1*	バリューサーチ投資顧問	H23.3.3	H23.3.9	H23.4.20	
			2	イー・エヌ・イー	H23.3.3	H23.3.9	H23.6.2	
			3	グレイル	H23.3.3	H23.3.9	H23.4.14	
			1	林輝太郎(林投資研究所)	H23.4.12	H23.4.15	H23.5.17	
			2	田原投資コンサルティング	H23.4.12	H23.4.28	H23.9.30	○
			3	ダウ	H23.4.12	H23.4.19	H23.6.21	
			4	コンサルティング・アルファ	H23.5.19	H23.5.30	H23.6.24	
			5	アセットビジョン	H23.8.31	H23.9.9	H23.11.8	
			6	K・B・C	H23.10.19	H23.11.9	H23.12.20	○
			7	フロンティア	H23.11.28	H23.12.6	H24.2.20	
	登金		1	埼玉りそな銀行	H24.1.19	H24.2.10	H24.3.8	
	仲介		1	ソフィアブレーン	H23.5.19	H23.5.24	H23.6.7	
			2	ハートライフ	H23.5.19	H23.5.24	H23.7.6	
			3	オールアセットマネジメント	H23.5.19	H23.5.24	H23.6.21	
			4	フィナンシャルクリエーション	H23.6.2	H23.6.7	H23.7.7	
近畿	金商業者							
		一種業	*1*	内藤証券	H23.1.18	H23.2.10	H23.4.14	
			2	六和証券	H23.1.18	H23.2.10	H23.7.21	
			1	広田証券	H23.5.17	H23.6.10	H23.6.28	
			2	都証券	H23.5.17	H23.6.14	H23.6.30	
			3	神崎証券	H23.7.12	H23.7.29	H23.8.30	
			4	サン・キャピタル・マネジメント	H23.11.30	H23.12.7	H24.1.20	
			5	光世証券	H24.1.23	H24.2.10	H24.3.8	
		助言	*1*	アセットアライブ	H23.2.15	H23.2.18	H23.4.6	
			2	グローバルエコノ研究所	H23.2.15	H23.3.1	H23.6.3	
			3	フューチャーストック	H23.3.8	H23.3.14	H23.6.21	○
			1	ダイレクト出版	H23.4.19	H23.4.22	H23.6.29	
			2	向井 俊晴(藤の棚投資顧問)	H23.4.19	H23.4.22	H23.6.27	
			3	WLパートナーズ	H23.4.19	H23.4.22	H23.6.3	
			4	FPO	H23.5.26	H23.5.31	H23.8.24	
			5	ブルーオーシャンアセットマネジメント	H23.6.7	H23.8.17	H23.10.31	
			6	堀田勝己(ﾄﾚｰﾄﾞﾏｽﾀｰﾗﾎﾞ)	H23.7.12	H23.8.12	H23.10.21	
			7	トレードサイクロン	H23.10.24	H23.10.28	H23.11.24	
			8	パーフェクト投資顧問	H23.11.24	H23.11.30	H23.12.14	
			9	フューチャーベンチャーキャピタル	H23.11.30	H23.12.6	H23.12.21	
			10	浅野耕(IPOカルチャー)	H24.3.6	H24.3.9	H24.3.29	
	登金		*1*	近畿労働金庫	H23.3.8	H23.3.25	H23.4.14	
			2	兵庫信用金庫	H23.3.8	H23.4.13	H23.9.27	
			3	大阪信用金庫	H23.3.8	H23.3.25	H23.4.27	
			1	奈良信用金庫	H23.9.8	H23.9.29	H23.10.24	
			2	長浜信用金庫	H23.10.26	H23.11.11	H23.11.29	
			3	神戸信用金庫	H23.10.26	H23.11.11	H23.11.28	
			4	大和信用金庫	H23.10.26	H23.11.11	H23.11.29	
			5	姫路信用金庫	H23.12.5	H23.12.16	H24.1.19	
			6	京都北都信用金庫	H24.2.21	H24.3.7	H24.3.29	
	特例業務届出者		*1*	アペルト・ジャパン	H23.3.31	H23.6.20	H23.6.27	
			1	ルックス	H23.8.18	H23.9.2	H23.9.15	△
北海道	金商業者							
		一種業	1	上光証券	H23.5.19	H23.6.27	H23.8.22	
	登金		1	旭川信用金庫	H23.10.24	H23.11.1	H24.1.24	
			2	空知信用金庫	H23.11.28	H23.12.12	H24.2.17	
東北	金商業者							
		一種業	1	荘内証券	H23.10.11	H23.11.2	H23.11.24	
	登金		1	青森銀行	H23.12.5	H23.12.14	H24.1.10	

担当	区分			被検査法人	検査着手日	臨店終了日	検査結果通知日	備考
東海	金商業者							
		一種業	*1*	安藤証券	H23.1.18	H23.2.21	H23.4.7	
			1	新大垣証券	H23.5.31	H23.6.20	H23.9.15	
			2	木村証券	H23.8.29	H23.9.16	H23.11.14	
			3	松阪証券	H23.10.18	H23.11.1	H24.2.14	
			4	大徳証券	H24.1.16	H24.1.31	H24.3.23	
		助言	*1*	プレコオンライン	H23.2.15	H23.2.28	H23.5.26	
			2	福田悦子(プロフィットラボラトリー)	H23.2.15	H23.3.17	H23.6.27	
			1	FX invest advisers	H23.5.17	H23.5.31	H23.6.22	
			2	吉田昇(中央投資経済)	H23.5.19	H23.5.23	H23.6.16	
			3	東山経済研究所	H23.10.18	H23.11.2	H24.2.14	
			4	トップトレーダー投資顧問	H23.11.24	H23.12.9	H24.3.2	
	登金		1	知多信用金庫	H23.7.4	H23.7.15	H23.8.26	
北陸	金商業者							
		一種業	1	三津井証券	H23.5.17	H23.6.3	H23.6.23	
			2	新林証券	H23.10.25	H23.11.9	H24.1.12	
			3	坂本北陸証券	H24.2.7	H24.2.23	H24.3.28	
		助言	1	スイングウェバー	H23.6.14	H23.6.27	H23.7.12	
	登金		1	富山第一銀行	H23.4.13	H23.4.26	H23.6.17	
			2	興能信用金庫	H23.8.2	H23.8.11	H23.10.17	
			3	北國銀行	H23.12.5	H23.12.14	H24.2.6	
中国	金商業者							
		一種業	*1*	大山日ノ丸証券	H23.2.22	H23.3.11	H23.5.10	
			1	中銀証券	H23.10.18	H23.11.9	H23.12.15	
		二種業	1	ラポールエステート	H23.5.17	H23.5.20	H23.7.21	
	登金		1	西中国信用金庫	H23.4.20	H23.4.28	H23.6.6	
			2	広島銀行	H23.6.9	H23.6.17	H23.7.22	
四国	金商業者							
		一種業	*1*	徳島合同証券	H23.1.18	H23.2.10	H23.5.10	
			1	三豊証券	H23.5.12	H23.6.3	H23.6.28	
	仲介		1	アセッターズ	H23.4.12	H23.4.15	H23.5.10	
			2	徳島証券プランニング	H23.8.23	H23.8.26	H23.12.2	
九州	金商業者							
		一種業	*1*	大熊本証券	H23.2.28	H23.3.18	H23.4.13	
	登金		1	豊和銀行	H23.4.18	H23.4.27	H23.6.1	
			2	鹿児島相互信用金庫	H23.10.31	H23.11.10	H24.2.10	
			3	熊本信用金庫	H23.12.5	H23.12.21	H24.3.30	
	仲介		1	フィナンシャル情報館	H23.5.18	H23.5.20	H23.6.21	
			2	ソニックコンサルティング	H23.6.1	H23.6.3	H23.7.12	
			3	長谷川ファイナンシャルプランナー	H23.8.23	H23.8.25	H23.11.21	
福岡	金商業者							
		一種業	*1*	前田証券	H22.11.29	H23.1.21	H23.5.12	
			1	飯塚中川証券	H23.5.18	H23.6.3	H23.10.25	
		助言	1	オフィス出島	H23.8.24	H23.8.31	H24.2.7	
			2	バランス投資顧問	H23.10.17	H23.10.24	H24.3.7	
	登金		1	伊万里信用金庫	H23.4.6	H23.4.19	H23.8.26	
沖縄	登金		1	沖縄県農業協同組合	H23.4.21	H23.4.27	H23.6.24	

(注1)　区分欄の「運用」は投資運用業者、「助言」は投資助言・代理業者、「登金」は登録金融機関、「仲介」は金融商品仲介業者、「特例業務届出者」は適格機関投資家等特例業務届出者である。

(注2)　斜字体数字は、平成22年度に検査を着手した法人等である。

(注3)　備考欄の○は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対する勧告を行ったものである。
なお、勧告の公表を控える場合がある。

(注4)　備考欄の△は、検査の結果等を踏まえ、虚偽告知等を行っていたとして、金融庁(財務局)が警告書の発出を行った特例業務届出者である。

証券検査の手順

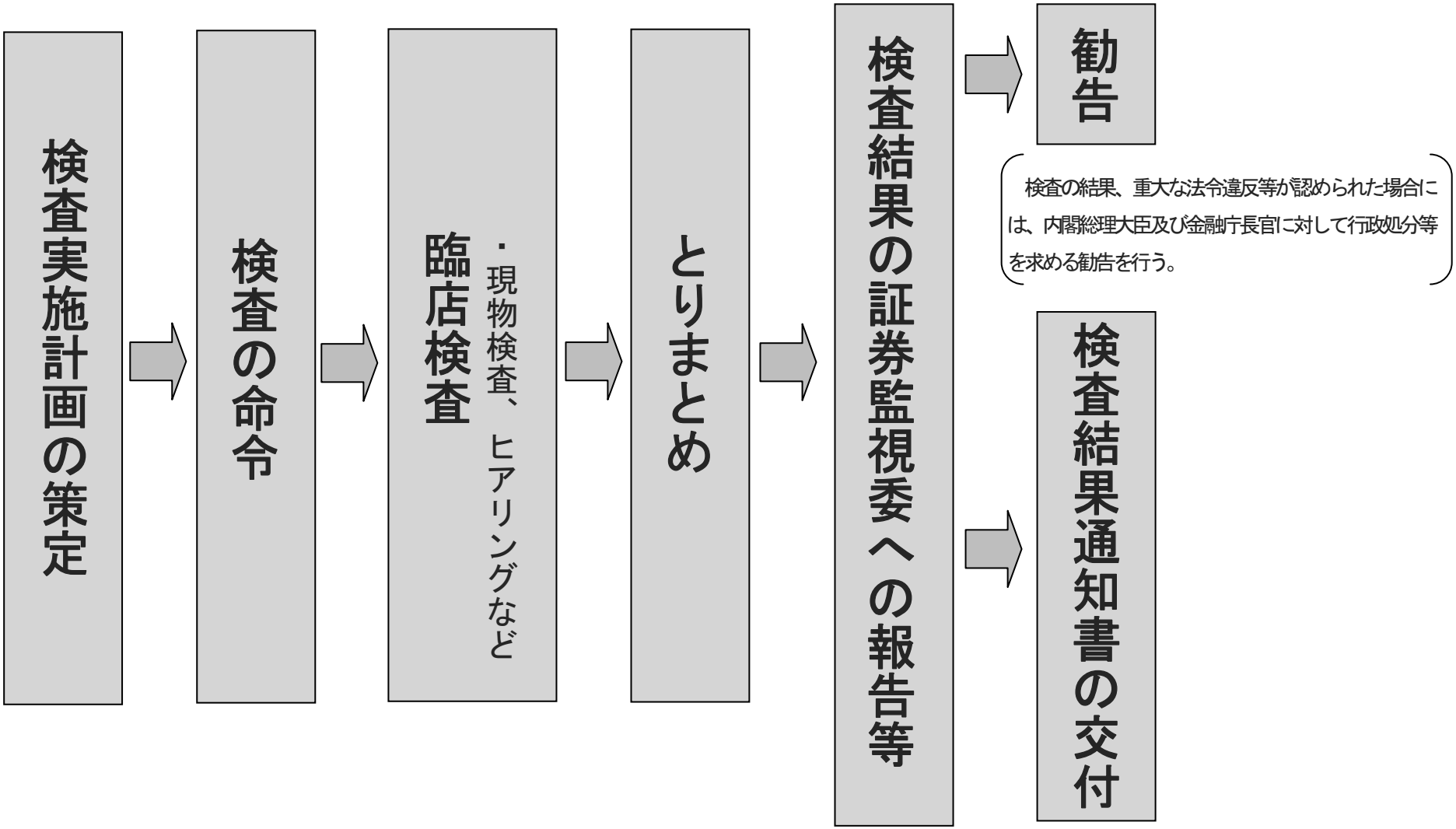
検査実施計画の策定
検査の命令
臨店検査
・現物検査、ヒアリングなど
とりまとめ
検査結果の証券監視委への報告等
勧告
検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行う。
検査結果通知書の交付

2－4 勧告実施状況

1 勧告実施件数一覧表

区分	18年7月～19年6月	19年7月～20年6月	20年7月～21年6月	うち 21年4月～21年6月	21年4月～22年3月	22年4月～23年3月	23年4月～24年3月
勧告件数	43	59	50	(19)	74	63	45
課徴金納付命令に関する勧告	14	31	32	(15)	53	45	29
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	1	0	0	0	0	0	0
証券検査結果に基づく勧告	28	28	18	(4)	21	18	16
証券監視委の行った検査に基づく勧告	13	13	6	(1)	8	3	7
財務局長等の行った検査に基づく勧告	15	15	12	(3)	13	15	9
犯則事件の調査に基づく勧告	0	0	0	0	0	0	0

（注）20事務年度の欄のうちカッコ書きは21年度との重複期間（21年4月～6月末）の件数である。

2-4-2-① 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成21年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	日本インベスターズ証券	21.5.29	外国投資信託受益証券の解約等に係る顧客分別金の信託不足
2	関東	成瀬証券	21.6.5	当社に帰属しない配当金を不当に受領する行為等
3	委員会	ゲインズ・アセット・マネジメント	21.6.26	集団投資スキーム持分の募集において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為が認められる状況
4	東海	TONK	21.6.26	自己資本規制比率が120%を下回る状況 純財産額が最低純財産額に満たない者に該当することとなったときに該当する状況
5	関東	アイエスオー	21.9.4	無登録による有価証券の売買 事業報告書の虚偽記載
6	委員会	New Asia Asset Management	21.9.11	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
7	関東	フォレスト出版	21.9.18	著しく事実に相違する表示のある広告を行う行為
8	関東	北辰物産	21.9.29	取引一任勘定取引の受託・執行 取引一任勘定取引により顧客に生じた損失を補てんする行為 検査忌避
9	東海	MJ	21.10.9	電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況 顧客に対し特別の利益を提供する行為等 顧客に対する注文方法の提示において誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
10	委員会	ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	21.10.16	報告徴取命令に対する対応の不備 特定の上場金融商品の相場を固定させる目的をもって、買付けの申込み等を行う行為
11	関東	コンコード	21.10.29	集団投資スキームに係る取得勧誘及び運用において公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
12	東海	アジアン・ブルー	21.11.10	無登録による有価証券の売買及びその媒介行為並びに投資助言業に係る顧客を相手方とした有価証券の売買の媒介行為
13	関東	ウィズダムキャピタル	21.11.12	自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為
14	近畿	Joule	21.11.13	著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
15	委員会	コスモ証券	21.12.8	法令違反その他の不適当な勧誘行為が組織的かつ多数行われ、それが看過されているなど、経営管理態勢及び営業管理態勢に重大な不備が認められる状況
16	委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	22.1.19	損失補てん
17	委員会	RST	22.1.20	出資金の使途が不明な状況 分別管理が確保されていない状況で私募を行う行為 収益が発生していない状況で配当金を支払っているにもかかわらず私募を行う行為
18	委員会	Art Investment Bank	22.1.29	集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上著しく不当な行為が認められる状況 集団投資スキーム持分の私募の取扱いにおいて公益及び投資者保護上問題が認められる状況
19	委員会	SBI証券	22.2.5	金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況
20	関東	モーゲージ・サポート	22.2.26	投資事業組合への出資の勧誘等 報告徴取命令に対する虚偽報告
21	北海道	北海道ファイナンシャルプランナーズ	22.3.5	金融商品仲介業者に係る制限を逸脱する行為

※網掛けは財務局等（事案）である。

	21年度
委員会	8
財務局	13
合計	21

2-4-2-② 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成22年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	プライベートウェルスマネジメントジャパン	H22.4.9	無登録業者への名義貸し
2	関東	イニシア・スター証券	H22.4.9	ファンド持分の取得勧誘に係る虚偽表示等
3	関東	トップゲイン	H22.4.16	ファンド運用に係る無登録営業 無登録業者の運営するファンドへの出資等 金融商品取引契約の締結又は勧誘に関して、虚偽のことを告げる行為
4	委員会	エプソム愛馬会及びジャパンホースマンクラブ	H22.5.21	業務の運営が不適切な状況
5	近畿	髙木証券	H22.6.17	法令違反行為が長期に亘り継続して行われ、それが看過されているとともに、苦情処理態勢等を含む内部管理態勢に重大な不備が認められる状況
6	関東	Jーストック・パートナーズ	H22.6.29	無登録業者への名義貸し
7	関東	三栄証券	H22.7.13	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為
8	関東	メイヤー・アセット・マネージメント	H22.7.28	外国投資証券に係る募集の取扱いを行っている状況
9	関東	トラフィック	H22.9.7	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況
10	委員会	東海東京証券	H22.9.10	金融商品事故等防止態勢の不備
11	関東	ライフケアバンク	H22.9.22	無登録の投資ファンドの販売業務等に従業員を従事させる等、著しく不適切な業務の状況等
12	関東	ソーシャル・イノベーション	H22.9.22	集団投資スキーム持分の私募及び運用において、公益及び投資者保護上、重大な法令違反行為等が認められる状況

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
13	関東	藍澤證券	H22.11.30	金融商品取引業者の使用人が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為等
14	関東	常盤Investments	H22.12.10	外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
15	東海	インベストマスター	H22.12.10	法定書面の未交付等 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為
16	関東	マスター証券	H23.2.4	無登録による投資運用業務 分別管理が確保されていない状況でファンドの私募等を行う行為
17	委員会	プライオール投資顧問	H23.2.15	投資一任契約において、不適切な運用が認められる状況
18	関東	ばんせい山丸証券	H23.2.22	届出されていない有価証券を募集により取得させる行為及び誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

※網掛けは財務局等（事案）である。

	22年度
委員会	3
財務局	15
合計	18

2-4-2-③ 金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告実績 ～平成23年度～

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	ウェスコ・ジャパン	H23.4.12	集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為
2	近畿	フューチャーストック	H23.6.21	集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業
3	委員会	PBAアセットマネジメント	H23.7.5	純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額（50百万円）に満たない状況
4	委員会	新東京シティ証券	H23.7.8	業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況
5	関東	田原投資コンサルティング	H23.9.30	無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況
6	関東	ビルウェル証券	H23.10.18	純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
7	委員会	セントラル短資証券	H23.11.25	金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等
8	委員会	UBSセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H23.12.9	ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為
9	委員会	シティグループ証券	H23.12.9	報告徴取命令に対する対応の不備 ユーロ円TIBOR等に係る不適切な行為 上級管理職による外務員登録外の外務行為
10	関東	K・B・C	H23.12.20	検査忌避 投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等
11	関東	フィリップ証券	H24.2.17	投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況
12	関東	三晃証券	H24.2.24	上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為

	担当	被 検 査 法 人	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等
13	関東	総和地所	H24.3.9	総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 登録事項等の変更届出未済
14	関東	丸大証券	H24.3.13	顧客分別金信託を不正に流用している状況等
15	委員会	アイティーエム証券	H24.3.22	外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供を行っている行為
16	委員会	AIJ投資顧問	H24.3.22	投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 忠実義務違反

※網掛けは財務局等（事案）である。

	23年度
委員会	7
財務局	9
合計	16

２－４－３　勧告事案の概要一覧表

⑴　証券検査に基づく勧告

①金融商品取引業者等に対する行政処分等に係る勧告

（凡例）

◎は、会社等及び役職員が勧告の対象となったもの。

○は、会社等が勧告の対象となったもの。

・は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄は、検査を実施した財務局等の略称（表示の無いものは証券監視委の検査）。

（平成 23 年４月～平成 24 年３月末）

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	23.４.12（関東）	○　集団投資スキーム持分の私募の取扱いに関して、顧客に対し特別の利益の提供を約する行為 株式会社ウェスコ・ジャパン（以下「当社」という。）は、遅くとも平成 22 年 10 月以降、集団投資スキーム持分（以下「ファンド」という。）の私募の取扱いに関して、顧客に対し、自ら又は第三者を名乗る者をして「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、保有している未公開株を買い取る。」あるいは「当社が取り扱っているファンドに出資をすれば、後日、10 倍の値段で買い戻す。」といった通常のサービスと考えられる以上の特別の利益の提供を約して、ファンドの取得勧誘を行っていたことが認められた。 当該金融商品取引業者が行った上記の行為は、顧客に対し、特別の利益の提供を約する行為であり、金融商品取引法第 38 条第７号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第１項第３号に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 23 年４月 19 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務（顧客取引の結了のための処理を除く。）を平成 23 年４月 19 日から同年７月 18 日まで停止すること。 業務改善命令 ①特別の利益提供を約し、当社が自ら又は第三者を名乗る者をしてファンドの勧誘を行っている状況を直ちに是正すること。 ②上記①の発生原因を究明し、抜本的な再発防止策を策定すること。 ③今回の行政処分の内容等を顧客に十分説明の上、顧客の意向を踏まえた適切な対応を行うこと。 ④本件行為について、責任の所在の明確化を図ること。 ⑤金融商品取引業を適切に行うための経営管理態勢、内部管理態勢及び法令遵守態勢の構築を図ること。 ⑥会社財産の財務状況（資産・負債の状況、損益の状況、キャッシュ・フローの状況）について正確に把握し、投資者保

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1 つづき			護のために万全の措置を講じること。 ⑦上記③の結果、顧客に弁済すべき金銭等が発生する場合には、これを反映させた財務諸表により財務状況を報告すること。 ⑧上記①から⑦までについて、その対応状況を平成 23 年５月 18 日までに書面で提出すること。また、その実施状況を完了までの間、顧客対応の状況に応じて書面で随時報告すること。
2	23．6．21 （近畿）	○　集団投資スキーム持分の私募及び運用に係る無登録営業 フューチャーストック株式会社（以下「当社」という。）は、平成 20 年３月に、近畿財務局長へ適格機関投資家等特例業務（以下「特例業務」という。）の届出を行い、特例業務として自らを無限責任組合員とし、Ａ投資事業有限責任組合の出資持分の私募（以下「自己私募」という。）及び運用（以下「自己運用」という。）並びにＢ投資事業有限責任組合の自己私募を行っているが、これらのファンドについては、適格機関投資家からの出資がない。 したがって、当社が業務として行った自己私募及び自己運用は、特例業務の要件を満たすことなく行われていたものと認められる。 当社が行った上記業務は、金融商品取引法第 28 条第２項に規定する「第二種金融商品取引業」及び同条第４項に規定する「投資運用業」に該当し、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく当該業務を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる。	行政処分日 平成 23 年６月 28 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 23 年６月 28 日から同年９月 27 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 業務改善命令 ①無登録金融商品取引業務を直ちに停止すること。 ②当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、ファンド名、投資金額、現在の評価額）を正確に把握すること。 ③本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ④金融商品取引業務を適切に行うための業務運営態勢及び法令遵守態勢を整備すること。 ⑤上記①から④について、具体的な改善策を平成 23 年７月 27 日までに書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3	23．7．5	○　純財産額が投資運用業を行う金融商品取引業者の政令で定める金額（50 百万円）に満たない状況 ⑴　純財産額が 50 百万円を下回る状況 ＰＢＡアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）は、資産の大半をＡ社に対する貸付金が占めているため、その貸付金の内容について検証したところ、以下の事実が認められた。 当社は、平成 17 年６月に、Ａ社との間で金銭準消費貸借契約（元金 180 百万円、返済期限は同 22 年６月 30 日、連帯保証人は当時のＡ社代表取締役のＢ氏。以下「当該契約」という。）を締結しているが、当該契約に係る元金及び利息は、返済期限を超えた検査基準日（同 23 年４月 15 日）までの間、全く返済されていない。 Ａ社の状況については、当社は、平成 21 年秋頃の当社株主総会、取締役会において、監査役等より当該契約に係る問題点を指摘されたが、当社経営陣は、既にＡ社が休眠状態であることを人づてに聞いていたことや、使用人Ｃからは、貸付金が返済される可能性は低く、不良債権となれば当社の純財産額は金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 29 条の４第１項第５号ロに基づく金融商品取引法施行令第 15 条の９で定める最低純財産額である 50 百万円（以下「最低純財産額」という。）を下回る旨の説明を受けたため、Ａ社の返済能力の確認や返済の督促等を行っていなかった。 今回の検査期間中、当社はＢ氏と面会し、Ａ社は多額の負債を抱え、事務所もなく休眠状態であること及びＢ氏には多額の債務があり、定期的な収入、Ｂ氏名義の資産がなく、当該契約に係る担保提供や一部返済等の支払いは困難であることを確認している。 上記のとおり、当該契約に係る元金及び利息の回収が極めて困難な状況にあることから、当該契約に基づく元金及び利息を当社の資産から控除して計算すると、平成 23 年３月末現在、当社の純財産額は最低純財産額を下回っている。 ⑵　経営管理態勢等の不備 当社の純財産額は、金商法で定める最低純財産額を下回っている状況にあるが、当社のこれまでの対応については、以下の事実が認められた。 当社の社長は、平成 20 年 10 月頃から常勤しておらず、他の非常勤の役員と同様、現状は２か月に１回開催される取締役会に出席するのみであった。また、コンプライアンス室長を兼務している非常勤の取締役は、実質的なコンプライアンス業務を行っていない状況であった。 そのような状況の下、当社では、使用人２名が実質的な業務運営を行っていたが、以下のとおり極めて不適切な行為が認められた。 イ．平成 22 年 10 月、当社は、取締役会において、Ａ社及びＢ氏に対して内容証明郵便により督促状を送付することを決定した。しかし、使用人Ｃは、純財産額が最低純財産額を下回ることを回避するため、経営陣に報告せず、自らの判断で、督促状を送付しなかった。 ロ．平成 22 年 12 月、使用人Ｃは、当該契約に関して契約期間の延長で対応する旨を取締役会で報告したが、その後、正式な議題として取締役会に上程しなかった。 ハ．平成 23 年１月、使用人Ｃは、純財産額が最低純財産額を下回ることになれば、金融商品取引業の登録取消しは避けられないため、これを逃れようと考え、事前に経営陣に相談しないまま、監督当局である金融庁に対し、「返済期限は平成 23 年 12 月 30 日である」と故意に事実と異なる報告を行ったうえ、契約書の返済期限を改ざんしようとしていた。 このように、当社は、金融商品取引業の登録取消しに該当しうる状況について積極的に把握、改善することなく、また、使用人の不適切な行為を管理できていないことから、当社の経営管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な不備があるものと認	行政処分日 平成 23 年７月８日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 455 号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客に対して、登録取消し、本命令の内容及び処分の理由について、速やかに、かつ、適切に周知徹底を行うとともに、当該事項をホームページに掲示すること。 ②資産運用委託契約の解除等、金融商品取引業に係る全ての業務を速やかに結了させること。 ③運用資産及び顧客の保護に万全の措置を講じること。 ④会社財産を不当に費消する行為を行わないこと。 ⑤その他、運用財産及び顧客保護のために必要な対応を行うこと。 ⑥上記①から⑤までに関する対応状況を平成 23 年７月 22 日までに書面で報告し、当局からの求めに応じ随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
3 つづき		められる。 上記⑴の純財産額が最低純財産額を下回る状況については、金商法第 29 条の４第１項第５号ロに該当すると認められ、監督上の処分事由を定める金商法第 52 条第１項第３号に該当するものと認められる。 上記⑵のとおり、純財産額が最低純財産額を下回ることとなる状況における当社の経営管理態勢及び法令等遵守態勢には重大な不備があるものと認められる。	
4	23．7．8	○　業務の運営及び財産の状況に関し重大な問題が認められる状況 ⑴　支払未済の経費等を簿外とすることなどにより財産状況を仮装している状況 新東京シティ証券株式会社（以下「当社」という。）は、検査基準日（平成 23 年６月２日）現在、一部の経費等について、当社が支払うべき費用等であることが確定しているにもかかわらず、支払未済であり、かつ、当社の帳簿に未払費用等の負債として計上していなかった。 当社は、上記の支払未済の経費等を計上すれば、純財産額及び自己資本規制比率の法定の水準を維持できないことは明白であったことから、事実と異なることを知りながら、当該経費等を簿外にすることで、虚偽の純財産額及び自己資本規制比率を算出し、関東財務局長あてに届け出るとともに、平成 23 年３月末の財産の状況として虚偽の自己資本規制比率が記載された書面を公衆の縦覧に供していた。 ⑵　内部管理態勢の問題 イ．常勤役員が不在である状況 当社においては、平成 23 年３月中旬以降、Ａ代表取締役社長（以下「Ａ社長」という。）をはじめ会社の運営を取り仕切る常勤役員が当社に不在の状況が続いており、金融商品取引業者として法令等を遵守し、的確な業務運営を行える態勢にはない状況が認められた。 ロ．役員による業務管理が行われていない状況 当社は、平成 23 年２月に合同会社２社との間で両合同会社の社員権に係る販売委託契約を締結したとしている。両合同会社の社員権の販売については、両合同会社の営業員により当社の社名入りの封筒を用いて営業が行われ、また、当社名義の口座を顧客からの入金先として使用されていたとして、当社は、同年３月 28 日付で関東財務局長あてに報告をしているところである。 今回検査において、当時の事実関係及び業務管理の状況について、Ａ社長等からヒアリングを行ったところ、当社名義の口座の管理状況、当社の名義を用いた合同会社における営業状況等の事実関係についての詳細な説明ができない状況であった。 また、Ａ社長は、当社の財産状況に照らして多額と認められる資金の動きについて全く把握しておらず、当社役員による業務管理が機能していない状況であった。 上記⑴及び⑵に記載のとおり、当社の純財産額や自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況を隠すために純財産額等を仮装するといった極めて悪質な行為を行っている状況や、平成 23 年３月中旬以降、常勤役員が長期にわたり不在であるなど内部管理が実質的に機能していない状況は、業務運営上重大な問題があると認められる。 また、上記⑴に記載のとおり、当社の純財産額は、金融商品取引法施行令第 15 条の９第１項に規定する金額（5,000 万円）に満たない状況となっており、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金融商品取引法第 52 条第１項第３号に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 23 年８月 12 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 96 号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客の状況、顧客資産の管理状況を早急に把握し、当該資産の顧客への返還に関する方策等を策定するとともに、これを確実に実施すること。 ②上記①及び今回の行政処分の内容について、顧客に対し、十分に説明すること。 ③会社財産を不当に費消しないこと。 ④ 上記①から③について、その対応・実施状況を平成 23 年８月 26 日までに書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
4 つづき		更に、当社の自己資本規制比率の状況は、金融商品取引法第 53 条第２項に定める「金融商品取引業者が第 46 条の６第２項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が、100％を下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。また、実際は自己資本規制比率が 140％を下回っているにもかかわらず法定の届出を行わずに、虚偽の自己資本規制比率を関東財務局長あてに届け出ていた状況は、金融商品取引法第 46 条の６第１項に、平成 23 年３月末時点の虚偽の自己資本規制比率を公衆の縦覧に供していた状況は、金融商品取引法第 46 条の６第３項にそれぞれ違反するものと認められる。	
5	23．9．30 （関東）	○　無登録で外国投資証券に係る募集の取扱い等を行っている状況 田原投資コンサルティング株式会社（以下「当社」という。）は、平成 17 年６月から検査基準日（同 23 年４月 11 日）までの間、当社と投資顧問契約を締結していない者を含む多数の顧客（以下「投資顧問顧客等」という。）に対し、外国投資証券に係る募集の取扱い又は私募の取扱い（以下「募集の取扱い等」という。）を行い、これにより少なくとも 12 名の投資顧問顧客等が延べ 21 回取得に至っている状況が認められた。 当社が行った上記の行為は、金融商品取引法第 28 条第１項に掲げる「第一種金融商品取引業」（同法第２条第８項第９号に掲げる「有価証券の募集の取扱い等」を業として行うこと）に該当するものであり、当社が同法第 31 条第４項に基づく変更登録を受けることなく「第一種金融商品取引業」を行うことは、同法第 29 条に違反するものと認められる（ただし、平成 19 年９月 29 日以前の行為については、改正前の証券取引法第２条第８項に定める証券業（同項第６号に掲げる「有価証券の募集の取扱い等」を営業として行うこと）に該当するものであり、当社が登録を受けずに証券業を行うことは、同法第 28 条に違反するものと認められる。）。	行政処分日 平成 23 年 10 月 11 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・金融商品取引業の全ての業務を平成 23 年 10 月 11 日から同 24 年１月 10 日まで停止すること（ただし、顧客との投資顧問契約の解約業務を除く。）。 業務改善命令 ①当社が関与した全てのファンドについて、取扱い状況（顧客属性、商品名、投資金額、現在の評価額等）を早急に把握し報告すること。 ②本件についての適切な顧客説明、顧客への適切な対応など投資者保護のために万全の措置を講じること。 ③無登録金融商品取引業務を直ちに停止し、適切な再発防止策を講じること。 ④金融商品取引業務（投資助言業務）を適切に行うための経営管理態勢、業務運営態勢及び法令等遵守態勢を整備すること。 ⑤本件行為の責任の所在の明確化を図ること。 ⑥上記①から⑤について、具体的な改善策を書面で１ヶ月以内に報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
6	23.10.21 （関東）	○　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等 株式会社ビルウェル証券（以下「当社」という。）は、純財産額の大半を占める4,000万円を、平成23年４月12日（以下「計上日」という。）以降、現金勘定に計上しており、計上日から代表取締役が交代した同年７月15日までは前代表取締役（以下「前社長」という。）が、同日以降は現代表取締役（以下「現社長」という。）が現金で保管しているとしていた。 しかしながら、(1)計上日以降、当社は当該4,000万円について社内規程に基づく実査を行っていない。(2)現社長は、社長就任時に前社長から現金4,000万円を引き継いでいないとしている。また、(3)検査においても、現金4,000万円は確認されていない。 このようなことから、当社においては、遅くとも現社長の就任時以降、当社の現金勘定に計上されている4,000万円は存在しなかったものと認められる。 したがって、遅くとも平成23年７月15日から検査基準日（平成23年９月16日）現在まで、当社の純財産額は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の４第１項第５号ロに基づく金融商品取引法施行令第15条の９第１項に定める額（5,000万円。以下「法定の純財産額」という。）に満たない額となっており、自己資本規制比率についても100％を著しく下回る状況となっている。 しかしながら、当社は、4,000万円が現金で当社の資産として存在するとして算出した虚偽の自己資本規制比率又は純財産額を金商法第46条の６第１項に定める月末の届出及び第56条の２第１項に基づくモニタリング調査において報告している。このため、当社は、同法第46条の６第１項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第179条第１項第１号（自己資本規制比率が140％を下回った場合）及び同法第50条第１項第８号に基づく同府令第199条第11号イ（純財産額が5,000万円に満たなくなった場合）に定める届出を行っていなかった。 以上のとおり、当社の純財産額が法定の純財産額に満たない状況は、第一種金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第52条第１項第３号（同法第29条の４第１項第５号ロ（純財産額が5,000万円に満たない者）に該当することとなったとき）に該当するものと認められる。 また、当社の自己資本規制比率が100％を著しく下回っている状況は、第一種金融商品取引業者に対して、監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第53条第２項に定める「金融商品取引業者が第46条の６第２項の規定に違反している場合（自己資本規制比率が100％を下回るときに限る。）において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 更に、当社が虚偽の自己資本規制比率を関東財務局長に届け出たことは、金商法第46条の６第１項に違反するものと認められる。また、同法第56条の２第１項に基づくモニタリング調査に対し虚偽の報告を行ったことは、同法第52条第１項第６号（金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき）に該当するものと認められる。	行政処分日 平成23年10月21日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第200号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客取引を速やかに結了し、かつ、顧客預託を受けた保証金等を遅滞なく返還すること。 ②会社財産を不当に費消しないこと。 ③今回の行政処分の内容について、顧客に対し、十分に説明すること。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を平成23年10月28日までに書面で報告すること。
7	23.11.25	・　金融商品取引業者の使用人が職務上の地位を利用した有価証券の取引をする行為等 セントラル短資証券株式会社（以下「当社」という。）の使用人は、当社が当社の顧客であるＡ社から平成22年６月15日に買い付けたＢ社発行の社債（以下「Ｂ社債」という。額面600百万円）に関する、職務上知ったＡ社の注文の動向を含む取引情報に基づき、自己の職務上の地位を利用して、Ｃ証券会社に開設していた当該使用人の配偶者名義の口座を利用して、同日、当該使用人は自己の計算によりＢ社債（額面600百万円）を買い付けた。 また、当該使用人は、平成２２年６月１５日、自己の計算によ	外務員に対する処分 未定

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
7 つづき		りＢ社債を買い付けるまでの過程において、当社の業務としてＡ社からＢ社債を買い付けるに際し、取引相手であるＡ社に対して、実際には顧客の取引意向に基づくものではないにもかかわらず、顧客の取引意向に基づくものとして売り気配を伝えた。 当該金融商品取引業者の使用人が行った上記行為のうち、当該使用人が自己の計算によりＢ社債を買い付けた行為は、金融商品取引法第 38 条第７号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第１項第 12 号に規定する「金融商品取引業者等の使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為」に該当すると認められる。 また、当該使用人が自己の計算によりＢ社債を買い付けるまでの過程において、顧客の取引意向に基づくものではないにもかかわらず、顧客の取引意向に基づくものとして売り気配をＡ社に対して伝えた行為は、金融商品取引法第 38 条第７号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第１項第２号に規定する「金融商品取引契約の締結に関して、虚偽の表示をする行為」に該当すると認められる。	
8	23.12. 9	○　ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為 ＵＢＳセキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）債券本部金利商品部円レーツトレーダー（当時。以下「Ａトレーダー」という。）は、遅くとも平成 19 年３月頃から、ユーロ円 TIBOR（以下「TIBOR」という。）のレートを呈示するユービーエス・エイ・ジー東京支店の職員（以下「呈示担当者」という。）に対し、また、遅くとも平成 19 年２月頃から、TIBOR のレートを呈示する他の銀行の職員（以下、呈示担当者と合わせて「呈示担当者等」という。）に対し、Ａトレーダーが行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう TIBOR を変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。 Ａトレーダーが行った当該行為は、TIBOR（３ヵ月）が株式会社東京金融取引所において上場されているユーロ円３ヵ月金利先物の取引対象であり、Ａトレーダーが当該取引所において当該先物の取引を行っていたこと及び TIBOR は金融機関が資金を調達・運用するときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることに鑑みれば、著しく不当かつ悪質であり、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、重大な問題があると認められる。 更に、Ａトレーダーは、遅くとも平成 19 年６月頃から、ＵＢＳグループが呈示する円 LIBOR の呈示レートについても、変更を要請するなどの不適切な働きかけを継続的に行っていた。 また、こうした働きかけを長期間にわたり看過し、当該行為を放置し適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。 このように、⑴Ａトレーダーは、TIBOR について、当社の自己取引として行っていた市場デリバティブ取引のために呈示担当者等に対し働きかけを行ったものであり、当該行為は当社における金融商品取引業に関し行ったものと認められること、⑵当該行為は、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であると認められること、⑶Ａトレーダーは、TIBOR だけでなく円 LIBOR についても働きかけを行っていたこと、⑷当社の内部管理態勢に重大な問題が認められること、から、当社の行為は、金融商品取引法第 52 条第１項第９号（金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき）に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 23 年 12 月 16 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成 24 年１月 10 日から同 16 日までの間、TIBOR 及び LIBOR 関連のデリバティブ取引（既往の契約の履行に伴う取引等を除く。）の停止。 <u>業務改善命令</u> ①左記法令違反に係る責任の所在の明確化。 ②役職員の法令遵守の徹底。 ③経営管理・業務運営態勢の充実・強化を含む再発防止策の策定。 ④上記①～③について、その実施状況を平成24年１月16日まで、さらに②、③については同日後の進捗状況を同年３月 30 日まで及びその後３月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9	23.12. 9	○　報告徴取命令に対する対応の不備、ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為及び上級管理職による外務員登録外の外務行為 ⑴　報告徴取命令に対する対応の不備 シティグループ証券株式会社（以下「当社」という。）は、当社役職員のユーロ円 TIBOR（以下「TIBOR」という。）及び円 LIBOR への関与等に関し、金融庁から、金融商品取引法第 56 条の２第１項の規定に基づく報告徴取命令を受けて同庁に報告書を提出している。 今回検査において、報告書の内容について、その正確性及び十分性を検証したところ、呈示レートに関する不適切な働きかけに係る重要な事項について、記載に漏れがあり、かつ、事実と異なる記載及びこれに基づく結論付けが行われており、不適切な内容となっていた。 当社の報告徴取命令に基づく報告書への重要な事項についての記載漏れ及び事実と異なる記載は、金融商品取引法第 56 条の２に基づく金融庁長官の報告徴取命令に違反しており、かかる当社の行為は、同法第 52 条第１項第６号に規定する「金融商品取引業に関し法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき」に該当するものと認められる。 ⑵　ユーロ円 TIBOR 等に係る不適切な行為 当社常務執行役員金利商品本部長（当時。以下「Ａ本部長」という。）は、遅くとも平成 22 年４月頃から、TIBOR のレートを呈示するシティバンク銀行株式会社の職員（以下「呈示担当者」という。）に対し、また、金利商品本部円金利トレーダー（当時。以下「Ｂトレーダー」という。）は、当社に入社した平成 21 年 12 月から、TIBOR のレートを呈示する他の銀行の職員（又は、そのグループ証券会社の職員。以下、呈示担当者と合わせて「呈示担当者等」という。）に対し、Ａ本部長及びＢトレーダー（以下「Ａ本部長等」という。）が行っていた円金利に係るデリバティブ取引に有利になるよう TIBOR を変動させることを目的として、呈示レートの変更を要請するなどの働きかけを継続的に行っていた。 Ａ本部長等が行った当該行為は、TIBOR（３ヵ月）が株式会社東京金融取引所において上場されているユーロ円３ヵ月金利先物の取引対象であり、Ａ本部長等が当該取引所において当該先物の取引を行っていたこと及び TIBOR は金融機関が資金を調達・運用するときの基準金利となるなど極めて重要な金融指標であることに鑑みれば、著しく不当かつ悪質であり、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、重大な問題があると認められる。 更に、Ｂトレーダーは、平成 21 年 12 月から、シティバンクグループが呈示する円 LIBOR の呈示レートについても、変更を要請するなどの不適切な働きかけを継続的に行っていた。 金利商品本部の営業責任者でもある当社代表取締役社長は、上記行為を認識していながら、これを看過し、また、当社としても適切な対応を行っていないなど、当社の内部管理態勢には重大な問題が認められた。 このように、⑴Ａ本部長等は、TIBOR について、当社の自己取引として行っていた市場デリバティブ取引のために呈示担当者等に対し働きかけを行ったものであり、当該行為は当社における金融商品取引業に関し行ったものと認められること、⑵当該行為は、市場の公正性を損なうおそれがあるなど、公益及び投資者保護上、著しく不当かつ悪質であると認められること、⑶Ｂトレーダーは、TIBOR だけでなく円 LIBOR についても働きかけを行っていたこと、⑷当社の内部管理態勢に重大な問題が認められること、から、当社の行為は、金融商品取引法第 52 条第１項第９号（金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき）に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 23 年 12 月 16 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 24 年１月 10 日から同 23 日までの間、TIBOR 及び LIBOR 関連のデリバティブ取引（既往の契約の履行に伴う取引等を除く。）の停止。 業務改善命令 ①左記法令違反に係る経営責任の明確化。 ②役職員の法令遵守の徹底。 ③経営管理・業務運営態勢の抜本的な充実・強化を含む再発防止策の策定。 ④上記①～③について、その実施状況を平成 24 年１月 16 日（月）まで、さらに②、③については同日後の進捗状況を同年３月 30 日（金）まで及びその後３月毎に、また必要に応じて随時に、書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
9 つづき		⑶　上級管理職による外務員登録外の外務行為 　A本部長は、平成 21 年 11 月 12 日から市場デリバティブ取引を行っていた。 　しかしながら、当社は、A本部長について、平成 22 年６月 16 日に至るまで、市場デリバティブ取引を行うために必要な一種外務員登録を日本証券業協会に対し行っていなかった。 　また、当社代表取締役社長は、A本部長が登録外の外務行為を行ってることを認識した後も、コンプライアンス本部等の関係部署に対応を指示するなどの適切な措置を講じていないなど、当社の内部管理態勢には重大な不備が認められた。 　当社は、登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせており、かかる当社の行為は、金融商品取引法第 64 条第２項に違反するものと認められる。	
10	23.12.20 （関東）	○　検査忌避及び投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等 ⑴　検査忌避 　平成 23 年 10 月 19 日午前９時ころ、関東財務局の検査官が、検査のため、K・B・C株式会社（以下「当社」という。）に臨店し、当社代表取締役A（以下「社長」という。）に対し、検査実施の説明を行ったところ、社長は、外出中の職員を含め職員全員の同意が得られるまで当社の執務を行っている事務室（以下、単に「事務室」という。）への立入りはさせられないとして、事務室への立入りを拒否した。同日中、検査官は、再三にわたり、社長に対し、事務室への立入りを要求したが、社長は、事務室への立入りを拒否し続けた。 　このように、当社は、臨店初日に正当な理由なく、事務室への立入りを拒否し、もって、検査を拒んだものである。 　なお、翌日以降検査が開始されたものの、検査官が、社長に対し、投資顧問契約の勧誘の実態把握のヒアリングのため全職員の出社を要請したが、職員は出社せず、社長は、職員の連絡先は管理していないとしており、職員に対するヒアリングを実施することができなかった。 　当社が行った上記の検査を拒む行為は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 198 条の６第 11 号に該当するものと認められる。 ⑵　投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為等 イ．投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為 　当社職員は、平成 22 年 11 月ころ以降、顧客に対し、「外貨の投資」、「外国会社への投資」等と称する投資話を持ち掛けて海外送金をさせるとともに、投資顧問契約の締結の手続をさせていた。当該勧誘において、当社職員は、（イ）顧客に対し、上記投資話について「必ず儲かるからやりませんか。」、「今であれば安くドルが買えて、半年の契約で必ず上がります。」などと著しく利益を強調した投資勧誘をし、これに応じるとした顧客に、当該投資を行う条件として投資顧問契約の締結が必要であるとの根拠のない説明をし、あるいは、（ロ）当該投資の手数料、紹介料等として当社に 10 万円を支払う必要があるとの虚偽の説明をし、投資顧問契約の締結の手続をさせて報酬 10 万円を支払わせていた。 　当社が行った上記（イ）及び（ロ）の行為は、投資顧問契約の締結に関し偽計を用いる行為と認められ、金商法第 38 条の２第１号に該当するものと認められる。 ロ．契約締結前交付書面等の不保存等 　当社は、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面について、写しを一切保存していない。 　また、当社は、一部の顧客に対し、上記両書面を交付していない。	行政処分日 平成 23 年 12 月 20 日 会社に対する処分 <u>登録取消し</u> ・関東財務局長（金商）第 2263 号の登録を取り消す。 <u>業務改善命令</u> ①当社が関与した全ての海外投資について、取扱状況（顧客属性、投資内容、投資金額、現在の評価額等）を早急に把握し、報告すること。 ②顧客対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。 ③上記①、②について、１ヶ月以内に書面で東京財務事務所を通じ関東財務局長に提出すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
10 つづき		当社が行った上記の行為のうち、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の不保存は金商法第 47 条に、契約締結前交付書面の不交付は同法第 37 条の３第１項に、契約締結時交付書面の不交付は同法第 37 条の４第１項にそれぞれ違反するものと認められる。	
11	24．2．17 （関東）	○　投資信託の乗換えに関し顧客に対して重要事項を説明していない状況 フィリップ証券株式会社（以下「当社」という。）においては、証券営業本部、コンプライアンス部、各部店長及び各部店内部管理責任者が営業員に対する適切な指導を行っておらず、また、コンプライアンス部による社内監査が有効に機能していないことにより、平成 21 年４月１日から検査基準日（同 23 年８月 30 日）までの間の投資信託の乗換勧誘 234 件のうち 184 件について、営業員が、解約する投資信託の概算損益や取得する投資信託の手数料等が誤記載又は不記載となっている確認書に基づき、顧客に対し、事実と異なる説明を行っている状況や説明を行っていない状況が認められた。そのうち、概算損益の誤記載又は不記載は 181 件であり、金額の相違が多額に及んでいる事例や損益が逆転している事例などが相当数認められた。 当社における上記の状況は、金融商品取引法第 40 条第２号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第１項第９号に規定する「投資信託受益証券等の乗換えを勧誘するに際し、顧客に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行っていない状況」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 24 年２月 24 日 会社に対する処分 <u>業務改善命令</u> ①投資信託の乗換えに関し重要な事項について説明していない顧客に対して、正確な説明を行うとともに、顧客の意思を確認し、適切に対応すること。 ②本件処分の内容について、全ての顧客に対して説明を行うこと。 ③本件処分の原因となったもの以外の有価証券についても、類似の問題が存在しないか検証を行い、適切に対応すること。 ④責任の所在の明確化を図るとともに、適切な業務運営を確保する観点から、経営管理態勢及び内部管理態勢の構築を図ること。 ⑤研修の実施などにより役職員の法令遵守意識を高めるための方策を講じること。 ⑥上記①から⑤について、その対応・実施状況を平成 24 年３月 23 日までに書面により報告すること。
12	24．2．24 （関東）	◎　上場株式の相場を変動させる目的をもって、当該株式に係る買付け等を行う行為 三晃証券株式会社商品部のディーラー１名は、その業務に関し、少なくとも平成 23 年４月１日から同 30 日までの間、多数の上場銘柄の株式に係る自己売買取引において、当該取引を有利に導くために、他の市場参加者からの注文を誘うなどの方法により、相場を変動させる目的をもって買付け又は買付けの申込みを行っていた。 当該金融商品取引業者及びその使用人が行った上記行為は、金融商品取引法第 38 条第７号に基づく金融商品取引業等に関する	行政処分日 平成 24 年３月 21 日 会社に対する処分 <u>業務停止命令</u> ・平成 24 年３月 27 日から同年４月９日までの間、自己の計算による株券の売買業務（当局が個別に認

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
12 つづき		内閣府令第 117 条第１項第 19 号に規定する「取引所金融商品市場における上場金融商品等の相場を変動させる目的をもって、当該上場金融商品等に係る買付け又は買付けの申込みをする行為」に該当するものと認められる。	めたものを除く）を停止すること。 業務改善命令 ①取引の公正を確保するための売買管理態勢の抜本的な見直しを図るとともに、法令違反の根絶に向けた再発防止策を講じること。 ②監査態勢の充実・強化のための方策を講じること。 ③研修の実施などにより、全役職員に対する法令違反意識の徹底を図るための措置を講じること。 ④本件に係る経営陣、売買管理担当者及び自己売買担当者の所在を明確化すること。 ⑤上記①から④について、その対応・実施状況を平成 24 年４月 20 日までに諸目により報告すること。 外務員に対する処分 未定
13	24．3．9 （関東）	○　業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 ⑴　株式会社総和地所が、同社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与している状況 株式会社総和地所（以下「当社」という。）は、当社元代表取締役（以下「元社長」という。）の知人から紹介された者（以下「Ａ氏」という。）の依頼により、平成 23 年２月１日以降、Ａ氏が連れてきた複数の者（以下「販売グループ」という。）に対し、当社事務室及び事務備品の使用を許諾し、販売グループが行っていた当社株式の売付けに係る代金として当社株式を購入した個人投資家（以下「顧客」という。）より振り込まれる現金の入金確認業務等を行っていた。 なお、当社がＡ氏及び販売グループのために行っていた業務の具体的内容は、次のとおりである。 イ　入金確認業務 当社元従業員ら（以下「元従業員ら」という。）は、販売グループによる当社株式の売付けに係る代金の振込先とされている当社名義の銀行口座（以下「当社口座」という。）について、顧客から入金された現金の確認のために預金通帳への記帳を行い、販売グループへ入金額、顧客名の報告を行っていた。 ロ　株主名簿書換え業務 元従業員らは、入金確認済みの顧客に交付する株主名簿記載事項証明書を作成し、元社長が記名押印を行った上、これを販売グループへ渡し、併せて、自社で保管作成していた株	行政処分日 平成 24 年３月９日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 1352 号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①本件一連の行為により当社株式を取得した全ての投資家に対し、行政処分の事実及び処分事由について説明を行い、その意向に応じた適切な対応を行うこと。 ②その実施状況を完了までの間、書面により随時報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		主名簿の書換えを行っていた。 ハ　出金受渡し業務 元従業員らは、顧客より当社口座に入金された現金を即日のうちに全額引き出し、当社において封筒の束で保管した上、週に１回程度の頻度でＡ氏に渡していた。 ニ　電話応対業務、苦情対応業務及び返金処理業務等 元従業員らは、顧客より販売グループ宛に掛かってくる電話を、販売グループの担当者へ内線電話により取り次いでいた。 また、元従業員らは、顧客より当社株式の購入金額の返金要請があった場合には、販売グループないし元社長からの指示に従って、和解契約書や合意書又は元社長を買主とする売買契約書の作成及びこれに基づく返金処理事務等も行っていた。なお、顧客からの返金要請分については、Ａ氏より資金提供を受け返金していた。 当社においては、遅くとも、当社を名宛人とする顧客からの内容証明通知書や訴状等が多数寄せられるようになった平成23年４月以降について苦情内容を確認し、また、Ａ氏からの資金提供により苦情顧客への返金処理事務を行うなど、Ａ氏及び販売グループによって何らかの極めて不適切な行為が行われていることを十分認識しながら、その後も、同24年１月18日（以下「検査基準日」という。）現在まで、Ａ氏らの依頼に基づき、入金確認業務等を行い、当社事務室及び事務備品を販売グループに対して使用させたものであり、当社事務室において行われていた極めて不適切な行為に関与していた当社の業務の運営状況は、著しく不適当と認められる。 当社における上記の状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第51条に規定する、業務の運営状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合の要件となる「業務の運営の状況に関し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとき」に該当するものと認められる。 ⑵　第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況 イ　常勤役員が不在の状況 当社においては、平成23年８月に元社長が辞任した以降、代表取締役を含む全ての役員が出社しておらず、当社の業務運営に一切関与していない状況にあった。 ロ　使用人が１名であること 検査基準日現在における当社使用人は１名のみであり、同人は、不動産仲介業に専従する社員にすぎないことが認められた。 以上のとおり、当社においては、検査基準日現在、金商法等の関連諸規則について知識及び経験を有する役員及び使用人は確保されておらず、金融商品取引業を営む会社としての業務執行体制は構築されていない状況と認められる。 当社は、金商法第29条の４第１項第１号ニに定める「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、金融商品取引業者に対して監督上の処分を命ずることができる場合の要件となる金商法第52条第１項第１号に該当するものと認められる。 ⑶　登録事項等の変更届出未済 当社については、下記のとおり、平成22年５月以降の法定の届出を関東財務局長に一切行っておらず、監督当局における実態把握を困難ならしめており、登録業者として極めて不適切な状況にある。 イ　資本金の額の変更について 当社は、平成22年７月９日から同23年２月16日にかけて、資本金の額を多数回にわたり変更しているにもかかわら	

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
13 つづき		ず、金商法第 31 条第１項に定める届出をいずれも行っていない。 ロ　役員の変更について 当社は、平成 22 年５月 28 日から同 23 年９月 15 日にかけて、役員につき延べ 10 名が入れ替わっており、このうち、当社代表取締役についても二度の交替が行われたにもかかわらず、金商法第 31 条第１項に定める届出をいずれも行っていない。 ハ　定款変更について 当社は、平成 23 年２月 15 日付にて、発行可能株式総数にかかる定款の変更を行っているにもかかわらず、金商法第 50 条第１項に定める届出を行っていない。 当社における上記行為は、金商法第 31 条第１項及び同法第 50 条第１項に違反するものと認められる。	
14	24.３.13 （関東）	○　顧客分別金信託を不正に流用している状況等 丸大証券株式会社（以下「当社」という。）は、平成 23 年１月以降、顧客からの預り金を不正に少なく記録することなどにより、当社が金融商品取引業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭（以下「信託必要額」という。）を過少に計上し、本来、顧客分別金信託として信託すべき金額との差額を当社の運転資金に流用した。 その結果、当社の顧客分別金信託の信託財産は、検査基準日（平成 24 年２月 21 日）現在、信託必要額に大幅に満たない金額となっている。 また、当社は、検査中に、上記の状況が露見したにもかかわらず、次の信託財産の差替計算基準日（平成 24 年３月６日）においても、なお大幅な信託不足の状況を解消できていない。 更に、当社は、検査の過程で資金調達の必要性を認識したにもかかわらず、平成 24 年３月６日時点で資金繰りの目途が立たないことから、直ちにその不足額を埋め合わせすることができないとしている。 当社における上記の状況は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 43 条の２第２項に規定する顧客資産の分別管理義務に違反するものと認められる。 また、当社は、現時点で資金繰りの目途がつかず、信託不足額を埋め合わせることができない状況にあることから、当社における上記の状況は、金商法第 52 条第１項第７号に規定する「業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき」に該当するものと認められる。	行政処分日 平成 24 年３月 13 日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第 168 号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客資産の返還が完了するまでの間、投資者保護基金に対して全面的に協力するとともに、同基金の指示に従うこと。 ②会社財産を不当に費消しないこと。 ③今回の行政処分の内容について、顧客に対し十分に説明し、顧客資産の返還を適切に行うこと。 ④上記①から③について、その対応・実施状況を平成 24 年３月 27 日までに書面で報告すること。
15	24.３.22	○　外国投資信託受益証券につき、基準価額等が虚偽であること又はその可能性を認識しながら、販売及び当該基準価額等の提供等を行っている行為 アイティーエム証券株式会社（以下「当社」という。）においては、遅くとも平成 15 年９月頃以降、当社が販売する外国投資信託受益証券について、当該外国投資信託の管理会社や当社を実質的に支配する投資運用業者から提供される基準価額等が実態とは異なり虚偽であること、又は虚偽である可能性が高いことを認識しながら、何ら有効な検証を行うことなくその販売を行い、また、顧客に対して虚偽の基準価額の提供及びこれに基づく運用収益等の報告を行っていた状況が認められた。 当社がこのような状況の下で行っていた上記外国投資信託受益証券の販売行為は、金融商品取引契約の締結又はその勧	行政処分日 平成 24 年３月 23 日 会社に対する処分 業務停止命令 ・平成 24 年３月 23 日から同年９月 22 日までの間、全店舗における全ての金融商品取引業に関する業務（当局が個別に認めたものを除く。）の停止。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
15 つづき		誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為であり、金融商品取引法第38条第1号に該当するものと認められる（平成19年9月29日以前の行為は、旧証券取引法第42条第1項第10号（平成17年3月31日以前の行為については同項第9号）に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令第60号）第4条第1号に該当）。 また、当社における上記の行為は、当社を実質的に支配する投資運用業者による悪質な虚偽の基準価額の算出について、これを実行あるいは維持し、更には長期間に亘ってその発覚を免れるに当たって、極めて重要な役割を果たすこととなり、また、当社の顧客の大宗を占める年金基金等の顧客に重大な被害を被らせることとなっていることに鑑みれば、金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる。	業務改善命令 ①顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。 ②当社が、AIJ投資顧問株式会社と投資一任契約を締結した顧客に対し、投資信託を販売のうえ、当該顧客から受益証券等の財産（以下「本件預託財産」という。）の預託を受けている責任ある地位にあることに鑑み、顧客の意向を踏まえ、本件預託財産の管理・保全措置に必要とされる協力を速やかにかつ適切に行うこと。 ③②の管理・保全措置を採るために必要とされる情報を速やかにかつ適切に顧客に開示・提供すること。 ④顧客間の公平に配慮しつつ、本件預託財産が適切に顧客に返還されるよう必要かつ適切な管理・保全措置を採ること。 ⑤本件預託財産以外の顧客から預託を受けた有価証券等の財産の管理・保全を徹底すること。 ⑥会社財産を不当に費消しないこと。 ⑦その他、顧客の財産及び顧客保護のために必要かつ適切な対応を行うこと。 ⑧上記①～⑦について、その対応状況を平成24年4月6日までに書面で報告することともに、その実施状況を、すべてが完了するまでの間、必要に応じて随時書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16	24．3．22	○　投資一任業務に関して、公益及び投資者保護上重大な法令違反行為等が認められる状況 ⑴　投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為 イ　ＡＩＪ投資顧問株式会社（以下「当社」という。）は、投資一任契約を締結している年金基金等の顧客（以下「顧客」という。）に対し、かかる投資一任契約に基づく運用対象資産として当社が運用している外国投資信託「ＡＩＭグローバルファンド」（以下「ＡＩＭファンド」という。）の買付けを指図しているが、顧客に対してＡＩＭファンドの各サブファンドについて虚偽の基準価額を算出・報告していた事実が認められた。 ロ　虚偽の基準価額の算定に当たっては、当社社長は、自らの相場観に基づき決定した一定の数値を虚偽の基準価額として算出していた。 ハ　当社社長により算出された虚偽の基準価額は、ＡＩＭファンドの管理会社の取締役でもある当社取締役からＡＩＭファンドの販売証券会社であるアイティーエム証券株式会社（以下「ＩＴＭ」という。）に対して伝えられている。 ニ　当社は投資一任契約の締結の勧誘について、少なくとも平成19年10月以降、66の顧客（年金基金）に対し、ＩＴＭと一体となって虚偽の基準価額や当該基準価額に基づく運用実態が記載されたリーフレットを配布し、投資一任契約の締結の勧誘を行っていることが認められた。 上記の行為は、金融商品取引契約の締結に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為であり、金融商品取引法第38条第１号に該当するものと認められる。 ⑵　虚偽の内容の運用報告書を顧客に交付する行為 当社は、金融商品取引法第42条の７第１項の規定に基づく運用報告書の記載事項について、金融商品取引業等に関する内閣府令第134条第１項第２号ロに規定する事項のうち、有価証券の価額について、虚偽の基準価額を用いて記載をし、かかる運用報告書を顧客に交付していることが認められた。 上記の行為は、虚偽の内容の運用報告書を作成し、顧客に交付しているものであり、金融商品取引法第42条の７第１項に違反するものと認められる。 ⑶　虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為 イ　当社は第22期事業報告書（平成22年１月１日から平成22年12月31日の事業年度）において、平成22年12月31日現在の運用資産の総額として、国内の運用資産総額は183,210百万円、海外の運用資産総額は206,997百万円などと記載をして関東財務局長に提出している。 ロ　しかしながら、これらの計数はＡＩＭファンドの受託銀行の代理人が算出している各サブファンドの基準価額等に基づかない虚偽の計数であることから、当社は事業報告書に虚偽の記載をしていると認められる。 上記の行為は、虚偽の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出したものであり、金融商品取引法第47条の２に違反するものと認められる。 ⑷　忠実義務違反 イ　当社は、顧客である年金基金等の財産の運用に当たって、著しく価値が毀損していることを知りながら自らが偽装した虚偽の基準価額をもってＡＩＭファンドを購入することを指図している。 ロ　また、当社は、ＡＩＭファンドが出資している投資事業組合（当社社長が実質的に支配）に解約請求に係る外国投資信	行政処分日 平成24年３月23日 会社に対する処分 登録取消し ・関東財務局長（金商）第429号の登録を取り消す。 業務改善命令 ①顧客に対し今回の行政処分の内容等を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。 ②顧客の意向を踏まえ、当社が顧客との投資一任契約に基づき運用しているすべての運用財産（以下「本件運用財産」という。）の管理・保全措置に必要とされる協力を速やかにかつ適切に行うこと。 ③②の管理・保全措置を採るために必要とされる情報を速やかにかつ適切に顧客に開示・提供すること。 ④顧客間の公平に配慮しつつ、本件運用財産について必要かつ適切な管理・保全措置を採ること。 ⑤会社財産を不当に費消しないこと。 ⑥その他、本件運用財産及び顧客保護のために必要かつ適切な対応を行うこと。 ⑦上記について、その対応状況を対応状況を平成24年４月６日までに書面で報告すること。また、上記①～⑥の実施状況を、そのすべてが完了するまでの間、必要に応じて随時書面で報告すること。

一連番号	勧告実施年月日（区分）	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
16 つづき		託受益証券を虚偽の基準価額で買い受けさせているなど、ファンドの財産を不当に流出させている。 ハ　このように、当社は投資運用業者として、権利者である顧客のため忠実に業務を行っていないと認められる。 上記の行為は、忠実義務に違反するものであり、金融商品取引法第 42 条第１項に違反するものと認められる。 （注）ＡＩＪ投資顧問株式会社については、証券監視委より金融庁に対し、立入検査中の平成 24 年２月 17 日、当社において投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況について疑義が生じている旨連絡を行った。 金融庁は、これを受けて、同日（平成 24 年２月 17 日）中に当社に対し報告徴求命令を発出して報告を求めた結果、平成 24 年２月 24 日、当社に対し１ヶ月の業務停止命令を発出するとともに、「検査に協力すること、財産の運用・管理状況を早急に把握すること、顧客への説明・問合せ等に十分に対応すること、会社財産を不当に費消しないこと、運用財産の管理の徹底等万全の措置を講じること」等の業務改善命令を発出した。	

⑵課徴金納付命令に関する勧告（不公正取引）

（平成 23 年４月～平成 24 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	23.4.12	【違反行為】相場操縦（金商法第 174 条の２第１項） 【銘柄名】酒井重工業（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 酒井重工業㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　438 万円 （注）課徴金額は、 (ｲ) 売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (ﾛ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計 438 万 1,000 円。 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>438 万円</u> ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、587,000 株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、実際の買付け等の数量 587,000 株に、違反行為開始時にその時の価格（142 円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 96,000 株を加えた 683,000 株である ことから、587,000 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 90,239,000 円（※２）－ 買付価額 87,797,000 円（※３、４）＝2,442,000 円 （※２）売付価額は、 142 円×10,000 株　143 円×20,000 株 144 円×10,000 株　145 円×20,000 株 146 円×48,000 株　147 円×35,000 株 148 円×44,000 株　149 円×21,000 株 150 円×21,000 株　151 円×20,000 株 152 円×33,000 株　153 円×31,000 株 154 円×26,000 株　155 円×10,000 株 156 円×10,000 株　157 円×47,000 株	審判手続開始決定日 平成 23 年４月 12 日 第１回審判期日（結審） 平成 23 年９月 28 日 課徴金納付命令日 平成 23 年 12 月 13 日

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1 つづき		158円×24,000株　159円×11,000株 160円×10,000株　161円×12,000株 162円×54,000株　163円×13,000株 164円×16,000株　166円×20,000株 167円×10,000株　168円×10,000株 169円×1,000株 の合計額である。 （※３）買付価額は、 142円×109,000株　143円×14,000株 144円×17,000株　145円×28,000株 146円×41,000株　147円×50,000株 148円×25,000株　149円×30,000株 150円×42,000株　151円×25,000株 152円×30,000株　153円×24,000株 154円×26,000株　155円×22,000株 156円×19,000株　157円×26,000株 158円×1,000株　160円×1,000株 161円×16,000株　162円×41,000株 の合計額である。 （※４）買付価額の算定においては、当該違反行為に係る有価証券の買付けのうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てることとなる。 本件においては、違反行為の開始時点において所有しており、違反行為の開始時点にその時における価格（142円）で買い付けたものとみなされるもの（みなし買付け）から割り当てられることとなる。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、 当該超える数量96,000株（683,000株－587,000株）について、 当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格（185円）に当該超える数量を乗じて得た額 17,760,000円（185円×96,000株）－有価証券の買付価額15,821,000円（※５）＝1,939,000円 （※５）買付価額は、 161円×20,000株　162円×2,000株 163円×4,000株　164円×22,000株 165円×2,000株　166円×18,000株 167円×8,000株　168円×17,000株 169円×3,000株 の合計額である。	
2	23.6.28	【違反行為】内部者取引（旧金商法第175条第１項） 【銘柄名】オックスホールディングス（大証ヘラクレス） 【課徴金納付命令対象者】オックスホールディングス㈱の子会社との契約締結者からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 オックスホールディングス㈱（以下「オックスＨＤ」と	審判手続開始決定日 平成23年６月28日 課徴金納付命令日 平成23年７月22日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷に

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		いう。）の子会社であるオックスキャピタル㈱（以下「オックスキャピタル」という。）と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、オックスキャピタルに合計５億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており、同社の平成 18 年８月期決算において同額相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実になったという、子会社のオックスキャピタルに業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックスＨＤの業務等に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 18 年８月 30 日より前の、同月 11 日及び同月 14 日、オックスＨＤの株式合計 282 株を、自己の計算において、売付価額 555 万 6,240 円で売り付けた。 【課徴金額】　63 万円 （注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数） －（重要事実の公表翌日の終値等）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表翌日（平成 18 年８月 31 日）のオックスＨＤの株価の終値は、17,460 円であることから、 売付価額 5,556,240 円（※）－（17,460 円×282 株） ＝632,520 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>63 万円</u> （※）売付価額は、 （18,900 円×46 株　18,910 円×４株 19,000 円×100 株　19,100 円×32 株 21,000 円×100 株） の合計額である。	おける審理は行わなかった。
3	23.6.28	【違反行為】内部者取引（旧金商法第 175 条第１項） 【銘柄名】オックスホールディングス（大証ヘラクレス） 【課徴金納付命令対象者】オックスホールディングス㈱の子会社との契約締結者からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 オックスホールディングス㈱（以下「オックスＨＤ」という。）の子会社であるオックスキャピタル㈱（以下「オックスキャピタル」という。）と株式売却のあっ旋等に関する業務委託契約を締結していた者から、同人が同契約の履行に関し知った、オックスキャピタルに合計５億 8,000 万円の有価証券評価損及び有価証券売却損が発生しており、同社の平成 18 年８月期決算において同額相当の有価証券評価損又は有価証券売却損を計上しなければならないことが確実になったという、子会社のオックスキャピタルに業務遂行の過程で損害が発生した旨のオックスＨＤの業務等に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 18 年８月 30 日より前の、同月 10 日及び同月 11 日、オックスＨＤの株式合計 100 株を、自己の計算において、売付価額 195 万 5,970 円で売り付けた。 【課徴金額】　20 万円	審判手続開始決定日 平成 23 年６月 28 日 課徴金納付命令日 平成 23 年７月 22 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		（注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数） －（重要事実の公表翌日の終値等）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表翌日（平成 18 年８月 31 日）のオックスＨＤの株価の終値は、17,460 円であることから、 売付価額 1,955,970 円（※）－（17,460 円×100 株） ＝209,970 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>20 万円</u> （※）売付価額は、 （18,800 円×７株　18,810 円×４株 18,850 円×26 株　18,860 円×13 株 20,200 円×20 株　20,220 円×５株 20,350 円×25 株） の合計額である。	
4	23.7.8	【違反行為】内部者取引（金商法 175 条２項） 【銘柄名】都築電産（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】都築電気㈱社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 都築電気㈱（以下「都築電気」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、都築電気が都築電産㈱（以下「都築電産」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年７月 17 日より前の、同月 13 日、自己及び親族の計算において、都築電産の株式合計 9,000 株を買付価額 221 万 6,700 円で買い付けた。 【課徴金額】　141 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付けの実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間における都築電産の最も高い株価は、平成 22 年７月 30 日の 403 円であることから、 （403 円×9,000 株）　－ 買付価額 2,216,700 円（※） ＝1,410,300 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>141 万円</u> （※）買付価額は、 （244 円×1,900 株　245 円×300 株 247 円×6,800 株） の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 23 年７月８日 課徴金納付命令日 平成 23 年７月 29 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
5	23.7.8	【違反行為】内部者取引（金商法 175 条２項） 【銘柄名】パナソニック電工（東証１部、大証１部） 【課徴金納付命令対象者】パナソニック電工㈱社員	審判手続開始決定日 平成 23 年７月８日 課徴金納付命令日 平成 23 年８月９日 なお、課徴金納付命令

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		【違反行為の態様】 パナソニック電工㈱（以下「パナソニック電工」という。）とパナソニック㈱（以下「パナソニック」という。）との間の秘密保持契約の履行に関し、パナソニックがパナソニック電工の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を知りながら、この事実が公表された平成22年7月30日より前の同月27日に、自己の計算において、パナソニック電工の株式2,000株を買付価額191万円で買い付けた。 【課徴金額】　31万円 （注）課徴金額は、 （公開買付けの実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間におけるパナソニック電工の最も高い株価は、平成22年８月６日の1,110円であることから、 （1,110円×2,000株）－ 買付価額1,910,000円（955円×2,000株）＝310,000円	対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
6	23.7.8	【違反行為】内部者取引（金商法175条２項） 【銘柄名】パナソニック電工（東証１部、大証１部） 【課徴金納付命令対象者】パナソニック電工㈱社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 パナソニック電工㈱の社員から、同人がパナソニック電工㈱（以下「パナソニック電工」という。）とパナソニック㈱（以下「パナソニック」という。）との間の秘密保持契約の履行に関し知った、パナソニックがパナソニック電工の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月30日より前の同月27日に、自己の計算において、パナソニック電工の株式１万株を買付価額955万円で買い付けた。 【課徴金額】　155万円 （注）課徴金額は、 （公開買付けの実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間におけるパナソニック電工の最も高い株価は、平成22年８月６日の1,110円であることから、 （1,110円×10,000株）－ 買付価額9,550,000円（955円×10,000株）＝1,550,000円	審判手続開始決定日 平成23年７月８日 課徴金納付命令日 平成23年８月９日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
7	23.8.2	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】セイクレスト（大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】無職の者 【違反行為の態様】 ㈱セイクレストの株式につき、同株式の売買を誘引する	審判手続開始決定日 平成23年８月２日 課徴金納付命令日 平成23年９月７日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		目的をもって、自己の計算において、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　58 万円 （注）課徴金額は、 (ｲ) 売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (ﾛ) 当該違反行為に係る有価証券の売付数量が買付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最低価格×当該超える数量） または、 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合の、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１）売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。 ・　平成 22 年 10 月 27 日午前 10 時 58 分ころから同日午後零時 40 分ころまでの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　434,784 円 ⇒課徴金の額は、１万円未満を切り捨てるため、43 万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、121,880 株であることから、121,880 株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額 9,729,727 円（※２）－買付価額 9,294,943 円（※３）＝434,784 円 （※２）　売付価額は、 （72 円×１株　77 円×7,777 株 80 円×111,436 株　81 円×2,666 株） の合計額である。 （※３）　買付価額は、 （73 円×２株　74 円×22,193 株 75 円×17,356 株　76 円×27,358 株 77 円×35,551 株　79 円×19,420 株） の合計額である。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、０株となる。 ・　平成 22 年 10 月 27 日午後１時 47 分ころから同日午後２時９分ころまでの一連の違反行為に係る課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　157,680 円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、15 万円	があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
7 つづき		⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、売付数量及び買付数量が、147,173株であることから、147,173株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額12,408,924円（※４）－買付価額12,251,244円（※５）＝157,680円 （※４）　売付価額は、 （81円×7,300株　82円×1,111株 83円×54,974株　84円×13,786株 85円×14,516株　86円×55,486株） の合計額である。 （※５）　買付価額は、 （80円×14,558株　81円×25,985株 82円×13,243株　83円×15,138株 84円×30,280株　85円×38,244株 86円×896株　87円×8,829株） の合計額である。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量が同じであることから、当該超える数量は、０株となる。	
8	23.9.13	【違反行為】内部者取引（金商法175条２項） 【銘柄名】サイバー・コミュニケーションズ（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】㈱サイバー・コミュニケーションズ社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱サイバー・コミュニケーションズ（以下「サイバー・コミュニケーションズ」という。）の社員Ａから、同社役員Ｂが同社と㈱電通（以下「電通」という。）との間の機密保持契約の締結の交渉に関し知り、その後、社員Ａがその職務に関し知った、電通の業務執行を決定する機関が、サイバー・コミュニケーションズの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年２月２日より前の同年１月15日から同月26日までの間に、自己の計算において、サイバー・コミュニケーションズの株式合計95株を買付価額合計167万5,140円で買い付けた。 【課徴金額】　233万円 （注）課徴金額は、 （公開買付けの実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間におけるサイバー・コミュニケーションズの最も高い株価は、平成21年２月12日の42,250円であることから、 （42,250円×95株）　－　買付価額1,675,140円（※） ＝2,338,610円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>233万円</u>	審判手続開始決定日 平成23年９月13日 課徴金納付命令日 平成23年10月11日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		（※）　買付価額は、 （17,270円×３株　17,280円×１株 17,300円×10株　17,320円×３株 17,380円×11株　17,390円×７株 17,400円×２株　17,440円×７株 17,450円×６株　17,880円×20株 17,960円×25株） の合計額である。	
9	23.9.13	【違反行為】内部者取引（金商法175条２項） 【銘柄名】ジェイ・エー・エー（東証２部） 【課徴金納付命令対象者】公開買付者との契約締結交渉先役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ジェイ・二十一の役員Ａから、同社の役員Ｂが同社と㈱ギャロップ（以下「ギャロップ」という。）との間の公開買付けの応募に関する基本合意契約の締結の交渉に関し知り、その後、役員Ａがその職務に関し知った、ギャロップの業務執行を決定する機関が、㈱ジェイ・エー・エー（以下「ジェイ・エー・エー」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年４月16日より前の同年３月17日から同年４月15日までの間に、自己の計算において、ジェイ・エー･エーの株式合計176株を買付価額合計1,586万3,200円で買い付けた。 【課徴金額】　879万円 （注）課徴金額は、 （公開買付けの実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間におけるジェイ・エー・エーの最も高い株価は、平成22年４月22日の140,100円であることから、 （140,100円×176株）－買付価額15,863,200円（※） ＝8,794,400円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>879万円</u> （※）　買付価額は、 （86,500円×１株　86,900円×１株 87,000円×７株　88,000円×２株 88,800円×３株　88,900円×１株 89,000円×26株　89,500円×１株 89,700円×４株　89,800円×16株 89,900円×34株　90,000円×31株 90,600円×１株　90,900円×11株 91,000円×１株　91,500円×15株 91,600円×１株　92,500円×３株 92,800円×１株　92,900円×１株 93,000円×15株） の合計額である。	審判手続開始決定日 平成23年９月13日 課徴金納付命令日 平成23年10月11日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10	23.10.12	【違反行為】内部者取引（金商法175条１項） 【銘柄名】ジャストシステム（ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】㈱ジャストシステムとの契約締結者 【違反行為の態様】 ㈱ジャストシステム（以下「ジャストシステム」という。）との業務委託契約の締結先の役員であったが、同契約の履行に関し、ジャストシステムの業務執行を決定する機関が、㈱キーエンス（以下「キーエンス」という。）を割当先とする第三者割当増資を行うこと及びキーエンスとの業務提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、上記事実が公表された平成21年４月３日より前の同年２月５日及び同月６日、自己の計算において、ジャストシステムの株式合計1,000株を買付価額合計15万円で買い付けた。 【課徴金額】　23万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間におけるジャストシステムの最も高い株価は、平成21年４月６日の380円であることから、 （380円×1,000株）－買付価額150,000円（150円×1,000株）＝230,000円	審判手続開始決定日 平成23年10月12日 課徴金納付命令日 平成23年11月14日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
11	23.11.2	【違反行為】相場操縦（金商法第174条の２第１項） 【銘柄名】トラベラー（ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】会社役員 【違反行為の態様】 トラベラー㈱の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株式の売買等が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。 【課徴金額】　43万円 （注）課徴金額は、 (ｲ) 売買対当数量（※１）に係るものについて、 （有価証券の売付価額）－（有価証券の買付価額） と、 (ﾛ) 当該違反行為に係る有価証券の買付数量が売付数量を超える場合には、当該超える数量に係るものについて、 （当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格×当該超える数量）－（有価証券の買付価額） との合計額として計算される。 （※１） 売買対当数量：当該違反行為に係る有価証券の売付数量と買付数量のうち、いずれか少ない数量をいう。	審判手続開始決定日 平成23年11月２日 課徴金納付命令日 平成23年12月26日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
11 つづき		本件における課徴金の額は、下記⑴及び⑵によりそれぞれ算定される額の合計　434,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、43万円 ⑴　当該違反行為に係る売買対当数量は、 ①　当該違反行為に係る有価証券の売付数量は、17,000株であり、 ②　当該違反行為に係る有価証券の買付数量は、73,000株であることから、17,000株となる。 当該売買対当数量に係るものについて、 売付価額2,790,000円（※２）－ 買付価額2,649,000円（※３）＝141,000円 （※２）　売付価額は、 （154円×1,000株　155円×2,000株 156円×2,000株　167円×7,000株 169円×5,000株） の合計額である。 （※３）　買付価額は、 （145円×3,000株　153円×3,000株 155円×1,000株　160円×10,000株） の合計額である。 ⑵　上記⑴のとおり、当該違反行為に係る有価証券の買付数量が、売付数量を超えることから、当該超える数量56,000株（73,000株－17,000株）について、当該違反行為が終了してから１月を経過するまでの間の各日における当該有価証券の最高価格のうち最も高い価格（158円）に当該超える数量を乗じて得た額 8,848,000円（158円×56,000株）－買付価額8,555,000円（※４）＝293,000円 （※４）　買付価額は、 （125円×1,000株　130円×1,000株 134円×4,000株　135円×3,000株 136円×1,000株　138円×2,000株 139円×3,000株　140円×5,000株 141円×1,000株　146円×1,000株 153円×5,000株　154円×3,000株 155円×2,000株　156円×2,000株 167円×7,000株　168円×10,000株 169円×5,000株） の合計額である。	
12	23.12.20	【違反行為】内部者取引（金商法175条２項） 【銘柄名】ＶＳＮ（大証ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】㈱ＶＳＮ役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ＶＳＮ（以下「ＶＳＮ」という。）の役員から、同人がＶＳＮとＲホールディングス㈱（以下「Ｒホールディングス」という。）との間の秘密保持契約の履行に関し知った、	審判手続開始決定日 平成23年12月20日 課徴金納付命令日 平成24年1月20日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
12 つづき		Ｒホールディングスの業務執行を決定する機関が、ＶＳＮの株式の公開買付けを行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年８月16日より前の同月２日から同月11日までの間に、自己の計算において、ＶＳＮの株式合計3,900株を買付価額合計233万2,100円で買い付けた。 【課徴金額】　98万円 （注）課徴金額は、 （公開買付けの実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数）となる。したがって、公開買付けの実施に関する事実の公表後２週間におけるＶＳＮの最も高い株価は、平成22年８月17日の850円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 （850円×3,900株）－買付価額2,332,100円（※） ＝982,900円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>98万円</u> （※）買付価額は、 （591円×100株　595円×1,400株 596円×200株　599円×200株 600円×1,500株　602円×500株） の合計額である。	
13	24.2.3	【違反行為】内部者取引（金商法175条１項） 【銘柄名】日本風力開発（東証マザーズ） 【課徴金納付命令対象者】日本風力開発㈱役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 日本風力開発㈱（以下「日本風力開発」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の会計監査人の異動、それに伴い平成22年３月期の有価証券報告書の提出が遅延し、同社株式が監理銘柄に指定される見込みとなった旨の、日本風力開発の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年６月14日より前の同月８日、自己の計算において、日本風力開発の株式合計50株を売付価額合計918万7,900円で売り付けた。 【課徴金額】　653万円 （注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における日本風力開発の最も低い株価は、平成22年６月23日の53,000円であることから、 売付価額9,187,900円（※）－（53,000円×50株） ＝6,537,900円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>653万円</u>	審判手続開始決定日 平成24年２月３日 課徴金納付命令日 平成24年３月２日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
13 つづき		（※）　売付価額は、 （183,600円×33株　183,700円×１株 183,800円×５株　184,000円×３株 184,100円×４株　184,500円×４株） の合計額である。	
14	24.2.3	【違反行為】内部者取引（金商法175条１項） 【銘柄名】髙木証券（東証２部、大証２部） 【課徴金納付命令対象者】髙木証券㈱顧問 【違反行為の態様】 職務に関し、①髙木証券㈱の平成23年３月期第２四半期の決算において訴訟損失引当金繰入額として55億9,000万円の特別損失を計上することが確実になった旨の、同社の業務遂行の過程で損害が発生した旨の重要事実、②同社の業務執行を決定する機関が平成23年３月期の中間配当を無配とすることについての決定をした旨の重要事実、及び③同社の同期の期末配当について、平成22年７月28日に公表された予想値は３円であったのに対し、同社が新たに算出した予想値は０円となり、公表された直近の予想値に比較して、新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた旨の重要事実をいずれも知りながら、上記各事実の公表がされた平成22年10月26日午後３時ころより前の同月22日午前９時４分ころから同月26日午後零時32分ころまでの間、自己の計算において、髙木証券の株式合計４万2,000株を売付価額合計450万8,000円で売り付けた。 【課徴金額】　131万円 （注）課徴金額は、 （売付価格）×（売付株数）－（重要事実が公表された後２週間における最も低い価格）×（売付株数） となる。したがって、重要事実の公表後２週間における髙木証券の最も低い株価は、平成22年10月29日の76円であることから、 売付価額4,508,000円（※）－（76円×42,000株） ＝1,316,000円 ⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、<u>131万円</u> （※）　売付価額は、 （105円×2,000株　106円×10,000株 107円×15,000株　108円×5,000株 109円×7,000株　110円×3,000株） の合計額である。	審判手続開始決定日 平成24年２月３日 課徴金納付命令日 平成24年３月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
15	24.2.28	【違反行為】内部者取引（金商法175条１項） 【銘柄名】アサヒ衛陶（大証２部） 【課徴金納付命令対象者】アサヒ衛陶㈱役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】	審判手続開始決定日 平成24年２月28日 課徴金納付命令日 平成24年３月29日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
15 つづき		アサヒ衛陶㈱（以下「アサヒ衛陶」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、同社の平成23年11月期の当期純利益について、平成23年1月17日に公表がされた直近の予想値500万円に比較して、同社が新たに算出した予想値において投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣府令で定める基準に該当する差異が生じた事実の伝達を受けながら、新たに算出した予想値が7,400万円として公表がされた平成23年4月14日より前の同月6日及び同月12日、自己の計算において、アサヒ衛陶の株式合計2,000株を買付価額合計12万4,000円で買い付けた。 【課徴金額】　10万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるアサヒ衛陶の最も高い株価は、平成23年4月18日の116円であることから、 （116円×2,000株）－買付価額124,000円（※） ＝108,000円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、10万円 （※）　買付価額は、 （　60円×1,000株　　64円×1,000株　） の合計額である。	があったため、審判廷における審理は行わなかった。
16	24.3.16	【違反行為】内部者取引（金商法175条1項） 【銘柄名】ＳＪＩ（ジャスダック） 【課徴金納付命令対象者】㈱ＳＪＩの契約締結交渉先役員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱ＳＪＩ（以下「ＳＪＩ」という。）と業務提携基本契約の締結の交渉をしていたDigital China Holdings Ltd.（以下「デジタル・チャイナ」という。）の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、ＳＪＩの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及びデジタル・チャイナと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成21年11月4日より前の同年8月28日、自己の計算において、ＳＪＩの株式合計24株を買付価額合計46万4,040円で買い付けた。 【課徴金額】　55万円 （注）課徴金額は、 （重要事実が公表された後2週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、重要事実の公表後2週間におけるＳＪＩの最も高い株価は、平成21年11月6日の42,400円であることから、課徴金の額は下記の金額となる。 （42,400円×24株）－買付価額464,040円（※） ＝ 553,560円	審判手続開始決定日 平成24年3月16日 審判手続中 （平成24年5月31日現在）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
16 つづき		⇒課徴金の額は１万円未満を切り捨てるため、55 万円 （※）　買付価額は、 （　19,260 円×４株　　19,350 円×20 株　） の合計額である。	
17	24.3.21	【違反行為】内部者取引（金商法 175 条２項） 【銘柄名】コロムビアミュージックエンタテインメント（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】㈱フェイス社員からの第一次情報受領者 【違反行為の態様】 ㈱フェイス（以下「フェイス」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、フェイスの業務執行を決定する機関が、コロムビアミュージックエンタテインメント㈱の総株主等の議決権の数の 100 分の５以上の株式を買い集めることについての決定をした旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成 22 年１月 22 日より前の同月 20 日、自己の計算において、コロムビアミュージックエンタテインメント㈱の株式合計 11 万株を買付価額合計 373 万円で買い付けた。 【課徴金額】　133 万円 （注）課徴金額は、 （公開買付け等の実施に関する事実が公表された後２週間における最も高い価格）×（買付株数）－（買付価格）×（買付株数） となる。したがって、公開買付け等の実施に関する事実の公表後２週間におけるコロムビアミュージックエンタテインメント㈱の最も高い株価は、平成 22 年１月 22 日の 46 円であることから、 （46 円×110,000 株）－買付価額 3,730,000 円（※） ＝1,330,000 円 （※）　買付価額は、 （　33 円×10,000 株　　34 円×100,000 株　） の合計額である。	審判手続開始決定日 平成 24 年３月 21 日 課徴金納付命令日 平成 24 年４月 17 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
18	24.3.21	【違反行為】内部者取引（金商法 175 条１項） 【銘柄名】国際石油開発帝石（東証１部） 【課徴金納付命令対象者】中央三井アセット信託銀行㈱ 【違反行為の態様】 中央三井アセット信託銀行㈱は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石㈱と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、国際石油開発帝石㈱の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の	審判手続開始決定日 平成 24 年３月 21 日 審判手続中 （平成 24 年５月 31 日現在） ※ただし、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われない

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
18 つづき		伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年7月8日より以前の同月1日から同月7日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石㈱の株式合計210株を総額1億124万1,498円で売り付けた。 【課徴金額】　５万円 （注）課徴金額は、 金商法第175条第1項第3号に規定する売買をした者（以下「違反者」という。）が運用財産の運用として当該売買を行った場合、(ｱ)当該売買が行われた月について違反者に当該運用財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額に、(ｲ)当該売買が行われた日からその月の末日までの間の当該運用財産である当該売買の銘柄の総額のうち最も高い額を乗じ、(ｳ)当該取引が行われた月の末日における当該運用財産の総額で除した額となる。 (ｱ)3,498,149円×(ｲ)44,150,000円÷(ｳ)2,782,689,629円 ＝55,501円 ⇒課徴金の額は1万円未満を切り捨てるため、５万円	

※１　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※２　「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

（３）課徴金納付命令に関する勧告（開示書類の虚偽記載等）

（平成 23 年４月～平成 24 年３月）

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
1	23.4.15	○ 無届社債券募集 （金商法第４条第１項） 【課徴金納付命令対象者】ワールド・リソースコミュニケーション㈱（旧商号：アフリカントラスト㈱） 【違反行為の態様】 ① ワールド・リソースコミュニケーション㈱（旧商号：アフリカントラスト㈱） ワールド・リソースコミュニケーション㈱は４種類の償還期間（１年・２年・３年・５年）の社債券（払込期日が平成 21 年１月 31 日から平成 22 年７月 31 日までの間の各月末日のもので、同社の旧商号であるアフリカントラスト㈱名義のもの及び平成 21 年 11 月 18 日の同社による吸収合併後のアフリカンパートナー㈱名義のものを含む。）について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成 21 年１月 31 日から平成 22 年７月 31 日までの間、延べ 4,122 名の者に対して、これらの社債券を合計 7,818,000,000 円で取得させた。 ② アフリカンパートナー㈱ （平成 21 年 11 月 18 日にワールド・リソースコミュニケーション㈱に吸収合併） アフリカンパートナー㈱は、４種類の償還期間（１年・２年・３年・５年）の社債券（払込期日が平成 21 年７月 31 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間の各月末日のもの）について、いずれも少なくとも 50 名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、平成 21 年７月 31 日から平成 21 年 10 月 31 日までの間、延べ 507 名の者に対して、これらの社債券を合計 838,800,000 円で取得させた。 ワールド・リソースコミュニケーション㈱及びアフリカンパートナー㈱は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債権を 49 名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものではなく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものであり、また、両社は、毎月末に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていた。このようにして両社が行った社債券の取得勧誘は、金商法第４条第１項の規定による届出をしているものでなければすることができないものあったにもかかわらず、両者はこの届出をしていなかった。 【課徴金額】 1 億 9,468 万円（※） （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ① ワールド・リソースコミュニケーション㈱	審判手続開始決定日 平成 23 年４月 15 日 第１回審判期日（結審） 平成 23 年８月３日 課徴金納付命令日 平成 23 年９月 22 日

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>1
つづき</td><td></td><td>
金商法第 172 条第１項第１号の規定により、取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 2.25 に相当する額が課徴金の額となることから、課徴金額は下表のとおりとなる。

<table>
<tr><th>払込期 日</th><th>発行価額の総額</th><th>課徴金額（注）</th></tr>
<tr><td>平成 21 年１月 31 日</td><td>149,900,000 円</td><td>3,370,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年２月 28 日</td><td>245,400,000 円</td><td>5,520,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年３月 31 日</td><td>321,000,000 円</td><td>7,220,000 円</td></tr>
<tr><td>平成２１年４月 30 日</td><td>632,000,000 円</td><td>14,220,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年５月 31 日</td><td>437,000,000 円</td><td>9,830,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年 ６月 30 日</td><td>653,800,000 円</td><td>14,710,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年７月 31 日</td><td>777,500,000 円</td><td>17,490,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年８月 31 日</td><td>461,200,000 円</td><td>10,370,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年９月 30 日</td><td>414,800,000 円</td><td>9,330,000 円</td></tr>
<tr><td>平成２１年 10 月 31 日</td><td>396,200,000 円</td><td>8,910,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年 11 月 30 日</td><td>659,700,000 円</td><td>14,840,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年 ２月 31 日</td><td>420,400,000 円</td><td>9,450,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年１月 31 日</td><td>379,400,000 円</td><td>8,530,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年２月 28 日</td><td>295,000,000 円</td><td>6,630,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年３月 31 日</td><td>441,500,000 円</td><td>9,930,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年４月 30 日</td><td>400,000,000 円</td><td>9,000,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年５月 31 日</td><td>263,200,000 円</td><td>5,920,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年６月 30 日</td><td>256,800,000 円</td><td>5,770,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年７月 31 日</td><td>213,200,000 円</td><td>4,790,000 円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>7,818,000,000 円</td><td>175,830,000 円</td></tr>
</table>

（注）発行価額の総額に 100 分の 2.25 を乗じた金額。また、金融商品取引法第 176 条第２項の規定により１万円未満の端数を切捨て。

②　アフリカンパートナー㈱

金商法第 172 条第１項第１号の規定により、取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 2.25 に相当する額が課徴金の額となることから、課徴金額は下表のとおりとなる。

なお、金商法第 176 条第４項の規定により、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続した法人がした行為とみなすことから、アフリカンパートナー㈱に対する課徴金は、存続会社であるワールド・リソースコミュニケーション㈱に対して課される。

<table>
<tr><th>払込期日</th><th>発行価額の総額</th><th>課徴金額（注）</th></tr>
<tr><td>平成 21 年７月 31 日</td><td>77,200,000 円</td><td>1,730,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年８月 31 日</td><td>226,300,000 円</td><td>5,090,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年９月 30 日</td><td>218,600,000 円</td><td>4,910,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 21 年 10 月 31 日</td><td>316,700,000 円</td><td>7,120,000 円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>838,800,000 円</td><td>18,850,000 円</td></tr>
</table>

（注）発行価額の総額に 100 分の 2.25 を乗じた金額。また、金融商品取引法第 176 条第２項の規定により１万円未満の端数を切捨て。
</td><td>（※）課徴金納付命令決定時における課徴金額は１億 9,441 万円に変更されている。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>2</td><td>23.4.26</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第172条の２第１項・第２項、第172条第１項）

【課徴金納付命令対象者】ＳＢＩネットシステムズ㈱（東証マザーズ）

【違反行為の態様】
架空売上の計上、貸倒引当金の過少計上及びソフトウェアの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○ 継続開示
（単位：百万円）
<table>
<tr><th></th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr>
<tr><td>（平成18年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>38</td><td>▲404</td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>31</td><td>▲445</td></tr>
<tr><td>連結純資産額（資本合計）</td><td>1,598</td><td>1 121</td></tr>
<tr><td>（平成18年９月中間期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>947</td><td>541</td></tr>
<tr><td>（平成19年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>▲146</td><td>▲566</td></tr>
<tr><td>（平成19年９月中間期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結中間純損益</td><td>▲116</td><td>▲246</td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>▲294</td><td>▲845</td></tr>
<tr><td>（平成20年３月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>70</td><td>▲20</td></tr>
<tr><td>（平成20年６月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>39</td><td>▲39</td></tr>
</table>
○ 発行開示
平成20年２月15日提出有価証券届出書
（組込情報）平成19年３月期有価証券報告書
平成19年９月中間期半期報告書
平成20年８月８日提出有価証券届出書
（組込情報）平成20年３月期有価証券報告書
平成20年６月第１四半期四半期報告書

【課徴金額】 １億1,068万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
① 平成18年３月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（396,694円）が300万円を超えないことから、300万円となる。

② 平成18年９月中間期半期報告書及び平成19年３月期有価証券報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（226,661円）が300万円を超えないことから、
イ 平成18年９月中間期半期報告書については、150万円
ロ 平成19年３月期有価証券報告書については、300万円
となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ</td><td>審判手続開始決定日
平成23年４月26日
課徴金納付命令日
平成23年５月31日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
2 つづき		とから、旧金商法第 185 条の７第２項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 18 年９月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ⅱ　平成 19 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ③　平成 19 年９月中間期半期報告書及び平成 20 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（62,123 円）が 300 万円を超えないことから、 イ　平成 19 年９月中間期半期報告書については、150 万円 ロ　平成 20 年３月期有価証券報告書については、300 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第 185 条の７第２項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 19 年９月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ⅱ　平成 20 年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ④　平成 20 年６月第１四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（143,291 円）が 300 万円を超えないことから、150 万円となる。 ⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の１００分の２に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成 20 年２月 15 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 1,709,500,000×2／100＝3,419 万円となる。 ロ　平成 20 年８月８日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 3,299,982,500×2/100＝65,999,650 円について、１万円未満を切り捨てて、6,599 万円となる。	
3	23.5.27	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （金商法第 172 条の４第１項・第２項） 【課徴金納付命令対象者】㈱ＤＰＧホールディングス（名証セントレックス） 【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上及び債務免除益の架空計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。 【虚偽記載の内容】 （単位　：百万円 （平成 21 年 12 月期）　虚偽記載額　認定金額 連結当期純損益　▲254　▲444 連結純資産額　64　▲122 （平成 22 年３月第１四半期） 連結純資産額　▲41　▲226	審判手続開始決定日 平成 23 年５月 27 日 課徴金納付命令日 平成 22 年６月 23 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
3 つづき		（平成22年６月第２四半期） 連結純資産額　▲353　▲503 （平成22年９月第３四半期） 連結純資産額　▲528　▲678 【課徴金額】　1,200万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成21年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額（15,941円）が600万円を超えないことから、600万円となる。 ②　平成22年３月第１四半期四半期報告書、平成22年６月第２四半期四半期報告書及び平成22年９月第３四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成22年３月第１四半期四半期報告書　41,019円 平成22年６月第２四半期四半期報告書　30,846円 平成22年９月第３四半期四半期報告書　25,049円） がそれぞれ600万円を超えないことから、 イ　平成22年３月第１四半期四半期報告書については、300万円 ロ　平成22年６月第２四半期四半期報告書については、300万円 ハ　平成22年９月第３四半期四半期報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成22年３月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 ⅱ　平成22年６月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円 ⅲ　平成22年９月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、200万円	
4	23.6.28	○ 無届社債券募集 （金商法第４条第１項） 【課徴金納付命令対象者】東亜エナジー㈱ 【違反行為の態様】 東亜エナジー㈱は、２種類の償還期間（３年・５年）の社債券（払込期日が平成22年５月31日から平成23年５月31日までの間のもの。）について、いずれも少なくとも50名以上の者を相手方として取得勧誘を行い、延べ1,422名の者に対して、これらの社債券を合計2,713,100,000円で取得させた。 東亜エナジー㈱は、各回号ごとに利率がわずかに異なる上記社債券を49名以下に取得させているが、取得勧誘時点では、社債券の具体的な回号及び発行条件を決定しておらず、おおよその利率が示されているのみであった。したがって、各回号の社債券ごとに取得勧誘が行われたものでは	審判手続開始決定日 平成23年６月28日 課徴金納付命令日 平成23年８月24日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>4
つづき</td><td></td><td>なく、これら社債券に係る取得勧誘を同時に行っていたものと認められ、また、同社は、毎月末頃に設定した社債券の払込期日ごとに、それぞれ償還期日を設定した社債券を発行していることから、少なくとも各月に発行された払込期日を同じくするこれら社債券に係るそれぞれの取得勧誘を同時に行っていたものと認められる。このようにして同社が行ったこれら社債券の取得勧誘は、金商法第４条第１項の規定による届出をしているものでなければすることができないものであったにもかかわらず、同社はこの届出をしていなかった。

【課徴金額】　6,098 万円（※）

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
金融商品取引法第 172 条第１項第１号の規定により、取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 2.25 に相当する額が課徴金の額となることから、課徴金額は下表の通りとなる。
<table>
<tr><th>払込期日</th><th>発行価額の総額</th><th>課　金　（注）</th></tr>
<tr><td>平成 22 年５月 31 日</td><td>151,200,000 円</td><td>3,400,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年６月 30 日</td><td>136,300,000 円</td><td>3,060,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年７月 31 日</td><td>99,600,000 円</td><td>2,240,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年８月 31 日</td><td>302,000,000 円</td><td>6,790,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年９月 30 日</td><td>169,200,000 円</td><td>3,800,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年 10 月 31 日</td><td>224,900,000 円</td><td>5,060,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年 11 月 30 日</td><td>220,300,000 円</td><td>4,950,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 22 年 12 月 31 日</td><td>263,500,000 円</td><td>5,920,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 23 年 1 月 31 日</td><td>200,800,000 円</td><td>4,510,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 23 年２月 28 日</td><td>233,400,000 円</td><td>5,250,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 23 年３月 31 日</td><td>273,300,000 円</td><td>6,140,000 円</td></tr>
<tr><td>平成 23 年 4 月 28 日</td><td>262,800,000 円</td><td>5,910,000 円</td></tr>
<tr><td>平 成 23 年５月 31 日</td><td>175,800,000 円</td><td>3,950,000 円</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>2,713,100,000 円</td><td>60,980,000 円</td></tr>
</table>
（注）発行価額の総額に 100 分の 2.25 を乗じた金額。また、金融商品取引法第 176 条第２項の規定により１万円未満の端数を切捨て。</td><td>（※）課徴金納付命令決定時における課徴金額は6,092 万円に変更されている。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>23.7.15</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第 172 条の２第１項・第２項、金商法第 172 条の４第１項・第２項、第 172 条の２第１項）

【課徴金納付命令対象者】㈱東研（大証ジャスダック）

【違反行為の態様】
売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。</td><td>審判手続開始決定日
平成 23 年７月 15 日
課徴金納付命令日
平成 23 年８月 24 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		【虚偽記載の内容】 ○　継続開示 （単位：　百万円） （平成18年10月中間期）　虚偽記載額　認定金額 連結中間純損益　7　▲122 （平成19年４月期） 連結当期純損益　▲80　▲179 （平成20年７月第１四半期） 連結純資産額　1,961　1,555 （平成21年４月期） 連結純資産額　1,436　1,113 （平成21年７月第１四半期） 連結純資産額　1,317　976 （平成21年10月第２四半期） 連結純資産額　1,366　1,011 （平成22年１月第３四半期） 連結純資産額　1,598　1,247 （平成22年４月期） 連結当期純損益　▲34　▲103 連結純資産額　1,758　1,365 （平成22年７月第１四半期） 連結純資産額　1,765　1,370 ○　発行開示 平成21年12月４日提出有価証券届出書 （組込情報）平成21年４月期有価証券報告書 平成21年10月第２四半期四半期報告書 【課徴金額】　3,108万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成18年10月中間期半期報告書及び平成19年４月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（117,843円）が300万円を超えないことから、 イ　平成18年10月中間期半期報告書については、150万円 ロ　平成19年４月期有価証券報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成18年10月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ⅱ　平成19年４月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200万円 ②　平成20年７月第１四半期四半期報告書及び平成21年４月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の３を乗じて得た額（43,835円）が300万円を超えないことから、 イ　平成20年７月第１四半期四半期報告書については、150万円 ロ　平成21年４月期有価証券報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
5 つづき		とから、旧金商法第 185 条の７第２項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 20 年７月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100 万円 ⅱ　平成 21 年４月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200 万円 ③　平成 21 年７月第１四半期四半期報告書、平成 21 年 10 月第２四半期四半期報告書、平成 22 年１月第３四半期四半期報告書及び平成 22 年４月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 （平成 21 年７月第１四半期四半期報告書　44,754 円 平成 21 年 10 月第２四半期四半期報告書　48,276 円 平成 22 年１月第３四半期四半期報告書　54,731 円 平成 22 年４月期有価証券報告書　53,370 円） が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 21 年７月第１四半期四半期報告書については、300 万円 ロ　平成 21 年 10 月第２四半期四半期報告書については、300 万円 ハ　平成 22 年１月第３四半期四半期報告書については、300 万円 ニ　平成 22 年４月期有価証券報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 21 年７月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅱ　平成 21 年 10 月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅲ　平成 22 年１月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅳ　平成 22 年４月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円 ④　平成 22 年７月第１四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（63,377 円）が 600 万円を超えないことから、300 万円となる。 ⑤　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 12 月４日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 357,400,000×4.5／100＝16,083,000 円 について、１万円未満を切り捨てて、1,608 万円となる。	
6	23.8.25	○ 有価証券報告書等の虚偽記載 （旧金商法第 172 条の２第１項・第２項、金商法 172 条の２第１項、第 172 条の４第１項・第２項） 【課徴金納付命令対象者】㈱ｆｏｎｆｕｎ（大証ジャスダック） 【違反行為の態様】 貸倒引当金の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上	審判手続開始決定日 平成 23 年８月 25 日 課徴金納付命令日 平成 23 年９月 29 日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなか

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。 【虚偽記載の内容】 ○　継続開示 （単位　：百万円） （平成20年６月第１四半期）　虚偽記載額　認定金額 連結四半期純損益（累計）　▲123　▲264 （平成20年９月第２四半期） 連結四半期純損益（累計）　▲568　▲797 （平成20年12月第３四半期） 連結四半期純損益（累計）　▲667　▲1,100 連結純 産額　1,501　1,069 （平成21年３月期） 連結当期純損益　▲1,680　▲2,129 純資産 額　613　132 （平成21年６月 第１四半期 ） 純資産 額　630　155 （平成21年９月第２四半期） 純資産額　640　173 （平成21年12月第３四半期） 連結純資産額　727　274 （平成22年３月期） 連 純 産額　776　316 （平成22年６月第１四半期） 連結純資産額　775　333 （平成22年９月第２四半期） 連結純資産額　791　359 ○　発行開示 平成21年10月30日提出有価証券届出書 （組込情報）平成21年３月期有価証券報告書 平成21年６月第１四半期四半期報告書 【課徴金額】　1,963万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成20年６月第１四半期四半期報告書、平成20年９月第２四半期四半期報告書、平成20年12月第３四半期四半期報告書及び平成21年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（473,326円）が300万円を超えないことから、 イ　平成20年６月第１四半期四半期報告書については、150万円 ロ　平成20年９月第２四半期四半期報告書については、150万円 ハ　平成20年12月第３四半期四半期報告書については、150万円 ニ　平成21年３月期有価証券報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであるこ	った。

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
6 つづき		とから、旧金商法第 185 条の７第２項の規定により、300 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 20 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60 万円 ⅱ　平成 20 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60 万円 ⅲ　平成 20 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、60 万円 ⅳ　平成 21 年３月有価証券報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ②　平成 21 年６月第１四半期四半期報告書、平成 21 年９月第２四半期四半期報告書、平成 21 年 12 月第３四半期四半期報告書及び平成 22 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 （平成 21 年６月第１四半期四半期報告書　22,625 円 平成 21 年９月第２四半期四半期報告書　40,151 円 平成 21 年 12 月第３四半期四半期報告書　32,582 円 平成 22 年３月期有価証券報告書　32,791 円） が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 21 年６月第１四半期四半期報告書については、300 万円 ロ　平成 21 年９月第２四半期四半期報告書については、300 万円 ハ　平成 21 年 12 月第３四半期四半期報告書については、300 万円 ニ　平成 22 年３月期有価証券報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 21 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅱ　平成 21 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅲ　平成 21 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅳ　平成 22 年３月有価証券報告書に係る課徴金の額は、240 万円 ③　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書及び平成 22 年９月第２四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 （平成 22 年６月第１四半期四半期報告書　47,180 円 平成 22 年９月第２四半期四半期報告書　32,470 円） が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書については、300 万円 ロ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書については、300 万円 となる。 ④　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 10 月 30 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 103,000,000×4.5／100＝4,635,000 円 について、１万円未満を切り捨てて、463 万円となる。	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>7</td><td>23.11.29</td><td>○　四半期報告書の虚偽記載
（金商法第172条の４第２項）

【課徴金納付命令対象者】日本産業ホールディングス㈱（札証アンビシャス）

【違反行為の態様】
一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。

【虚偽記載の内容】
（単位：百万円）
（平成22年３月第３四半期）　虚偽記載額　認定金額
連結経常損益（累計）　▲172　▲237
連結四半期純損益（累計）　▲192　▲257

【課徴金額】　150万円

（注）課徴金額は、以下のように算出される。
平成22年３月第３四半期四半期報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額（33,989円）が600万円を超えないことから、300万円となるが、平成22年３月第３四半期四半期報告書については、金商法第26条の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金商法第185条の７第12項の規定により、300万円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である150万円となる。</td><td>審判手続開始決定日
平成23年11月29日
課徴金納付命令日
平成23年12月26日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>24.1.20</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（金商法第172条の４第１項・第２項、第172条の２第１項）

【課徴金納付命令対象者】㈱塩見ホールディングス（大証２部）

【違反行為の態様】
のれんの過大計上又は土地の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○　継続開示
（単位：百万円）
（平成22年３　月期）　虚偽記載額　認定金額
連結純資産額　▲2,131　▲3,710
（平成22年６月第１四半期）
連結純資産額　▲2,623　▲4,183
（平成22年９月第２四半期）
連結純資産額　▲2,806　▲4,346
（平成22年12月第３四半期）
連結純資産額　▲1,085　▲2,606
（平成23年３月期）
連結純資産額　332　▲1,167</td><td>審判手続開始決定日
平成24年１月20日
審判手続中
（平成24年５月31日現在）</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		（平成 23 年６月第１四半期） 連結純資産額　▲68　▲1,599 （平成 22 年３月期（訂正）） 連結純資産額　▲2,179　▲3,710 （平成 22 年６月第１四半期（訂正）） 連結純資産額　▲2,651　▲4,183 （平成 22 年９月第２四半期（訂正）） 連結純資産額　▲2,814　▲4,346 （平成 22 年 12 月第３四半期（訂正）） 連結純資産額　▲1,074　▲2,606 （平成 23 年３月期（訂正）） 連結純資産額　363　▲1,167 ○　発行開示 平成 22 年 10 月 27 日提出有価証券届出書（普通株式） （組込情報）平成 22 年３月期有価証券報告書 平成 22 年６月第１四半期四半期報告書 平成 22 年 10 月 27 日提出有価証券届出書（新株予約権証券） （組込情報）平成 22 年３月期有価証券報告書 平成 22 年６月第１四半期四半期報告書 【課徴金額】　4,477 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成 22 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（60,452 円）が 600 万円を超えないことから、600 万円となる。 ②　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書、平成 22 年９月第２四半期四半期報告書、平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書及び平成 23 年３月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額 （平成 22 年６月第１四半期四半期報告書　69,474 円 平成 22 年９月第２四半期四半期報告書　36,123 円 平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書　33,697 円 平成 23 年３月期有価証券報告書　52,611 円） が 600 万円を超えないことから、 イ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書については、300 万円 ロ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書については、300 万円 ハ　平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書については、300 万円 ニ　平成 23 年３月期有価証券報告書については、600 万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅱ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円 ⅲ　平成 22 年 12 月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120 万円	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
8 つづき		ⅳ　平成23年３月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、240万円 ③　平成23年６月第１四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（75,494円）が600万円を超えないことから、300万円となる。 ④　平成22年３月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（60,452円）が600万円を超えないことから、600万円となる。 ⑤　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書、平成22年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書、平成22年12月第３四半期四半期報告書の訂正報告書及び平成 23 年３月期有価証券報告書の訂正報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成22年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書 69,474円 平成22年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書 36,123円 平成22年12月第３四半期四半期報告書の訂正報告書 33,697円 平成23年３月期有価証券報告書の訂正報告書 52,611円） が600万円を超えないことから、 イ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書については、300万円 ロ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書については、300万円 ハ　平成22年12月第３四半期四半期報告書の訂正報告書については、300万円 ニ　平成23年３月期有価証券報告書の訂正報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第 185 条の７第６項の規定により、600 万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成 22 年６月第１四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅱ　平成 22 年９月第２四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅲ　平成22年12月第３四半期四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、120万円 Ⅳ　平成 23 年３月期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は、240万円 ⑥　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成22年10月27日提出の有価証券届出書（普通株式）に係る課徴金の額は、 149,999,580×4.5／100＝6,749,981円 について、１万円未満を切り捨てて、674万円となる。 ロ　平成22年10月27日提出の有価証券届出書（新株予約権証券）に係る課徴金の額は、 245,250,000×4.5／100＝11,036,250円 について、１万円未満を切り捨てて、1,103万円となる。	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>9</td><td>24.1.24</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第 172 条の２第１項・第２項、第 172 条第１項、金商法第 172 条の４第１項・第２項、第 172 条の２第１項）

【課徴金納付命令対象者】㈱京王ズホールディングス（東証マザーズ）

【違反行為の態様】
貸倒引当金繰入額の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○ 継続開示
（単位：百万円）
<table>
<tr><th>（平成 18 年 10 月期）</th><th>虚偽記載額</th><th>認定金額</th></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>▲2,288</td><td>▲ 2,386</td></tr>
<tr><td>（平成 19 年 10 月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>89</td><td>▲191</td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>▲874</td><td>▲1,097</td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>760</td><td>468</td></tr>
<tr><td>（平成 20 年 10 月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結経常損益</td><td>102</td><td>▲20</td></tr>
<tr><td>連結当 純損益</td><td>80</td><td>11</td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>1,207</td><td>824</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年１月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>1,263</td><td>869</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年４月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>145</td><td>107</td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>1,379</td><td>961</td></tr>
<tr><td>（平成 21 年７月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結純資産額</td><td>1,551</td><td>1,204</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年１月第１四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>111</td><td>47</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年７月第３四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>334</td><td>264</td></tr>
<tr><td>（平成 22 年 10 月期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結当期純損益</td><td>507</td><td>416</td></tr>
<tr><td>（平成 23 年４月第２四半期）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>連結四半期純損益（累計）</td><td>346</td><td>281</td></tr>
</table>
○ 発行開示
平成 19 年３月 13 日提出有価証券届出書
（組込情報）平成 18 年 10 月期有価証券報告書
平成 20 年１月 10 日提出有価証券届出書
（組込情報）平成 18 年 10 月期有価証券報告書
平成 20 年４月 15 日提出有価証券届出書
（組込情報）平成 19 年 10 月期有価証券報告書
平成 21 年 10 月 20 日提出有価証券届出書
（組込情報）平成 20 年 10 月期有価証券報告書</td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年１月 24 日
課徴金納付命令日
平成 24 年３月 16 日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
9 つづき		平成21年7月第3四半期四半期報告書 【課徴金額】　4,373万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 ①　平成18年10月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（86,042円）が300万円を超えないことから、300万円となる。 ②　平成19年10月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（44,550円）が300万円を超えないことから、300万円となる。 ③　平成20年10月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（27,568円）が300万円を超えないことから、300万円となる。 ④　平成21年1月第1四半期四半期報告書、平成21年4月第2四半期四半期報告書及び平成21年7月第3四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（26,449円）300万円を超えないことから、 イ　平成21年1月第1四半期四半期報告書については、150万円 ロ　平成21年4月第2四半期四半期報告書については、150万円 ハ　平成21年7月第3四半期四半期報告書については、150万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の7第2項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成21年1月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ⅱ　平成21年4月第2四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ⅲ　平成21年7月第3四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ⑤　平成22年1月第1四半期四半期報告書、平成22年7月第3四半期四半期報告書及び平成22年10月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 （平成22年1月第1四半期四半期報告書　96,994円 平成22年7月第3四半期四半期報告書　102,877円 平成22年10月期有価証券報告書　98,447円） がそれぞれ600万円を超えないことから、 イ　平成22年1月第1四半期四半期報告書については、300万円 ロ　平成22年7月第3四半期四半期報告書については、300万円 ハ　平成22年10月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の7第6項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成22年1月第1四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150万円	

<table>
<tr><th>一連番号</th><th>勧告実施年月日</th><th>勧告の対象となった法令違反等の内容</th><th>勧告後の経緯</th></tr>
<tr><td>9
つづき</td><td></td><td>ⅱ　平成 22 年７月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、150 万円
ⅲ　平成 22 年 10 月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、300 万円

⑥　平成 23 年４月第２四半期四半期報告書に係るもの
同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の６を乗じて得た額（135,449 円）が 600 万円を超えないことから、300 万円となる。

⑦　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の２に相当する額が課徴金の額となることから、
イ　平成 19 年３月 13 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
9,600,000×2／100＝192,000 円について、１万円未満を切り捨てて、19 万円となる。
ロ　平成 20 年１月 10 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
195,195,000×2/100＝3,903,900 円について、１万円未満を切り捨てて、390 万円となる。
ハ　平成 20 年４月 15 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
120,000,000×2/100＝240 万円となる。

⑧　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の 100 分の 4.5 に相当する額が課徴金の額となることから、平成 21 年 10 月 20 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、
360,960,000×4.5／100＝16,243,200 円
について、１万円未満を切り捨てて、1,624 万円となる。</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td>24．1．27</td><td>○ 有価証券報告書等の虚偽記載
（旧金商法第 172 条の２第１項・第２項、第 172 条第１項、金商法第 172 条の４第１項・第２項、金商法 172 条の２第１項）

【課徴金納付命令対象者】クラウドゲート㈱（札証アンビシャス）

【違反行為の態様】
架空売上の計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、同じく、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた。

【虚偽記載の内容】
○　継続開示
（単位：百万円）
（平成 18 年 12 月期）　虚偽記載額　認定金額
経常損益　66　▲36
当期純損益　60　▲45
純資産額　431　325
（平成 19 年６月中間期）
中間純損益　▲64　▲100
純資産額　639　494
（平成 19 年 12 月期）</td><td>審判手続開始決定日
平成 24 年１月 27 日
課徴金納付命令日（※）
平成 24 年３月２日
審判手続中
（平成 24 年５月 31 日現在）

（※）本件勧告事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第 178 条第１項第２号及び第４号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額（3,125 万円）を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官から、被審人の認めた部分について審判手続を分離したしたうえで、金商法第 185 条の６の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出された。</td></tr>
</table>

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		経常損益　54　▲131 当期純損益　56　▲191 連結純資産額　760　400 （平成20年６月中間期） 連結経常損益　▲190　▲260 連結中間純損益　▲211　▲269 連結純資産額　649　237 （平成20年12月期） 連結純資産額　▲389　▲519 （平成21年３月第１四半期） 純資産額　▲259　▲374 （平成21年６月第２四半期） 純資産額　▲280　▲415 （平成21年９月第３四半期） 純資産額　▲29　▲156 （平成21年12月期） 純資産額　42　▲83 （平成22年３月第１四半期） 純資産額　25　▲91 （平成22年６月第２四半期） 純資産額　0　▲106 （平成22年９月第３四半期） 純資産額　▲31　▲128 （平成22年12月期） 純資産額　83　13 （平成23年３月第１四半期） 純資産額　45　▲14 （平成23年６月第２四半期） 純資産額　19　▲34 ○　発行開示 平成19年１月30日提出有価証券届出書 （重要な事項につき虚偽の記載がある以下の中間損益計算書を掲載） （単位：百万円） （平成18年６月中間期）　虚偽記載額　認定金額 経常損益　48　▲５ 中間純損益　43　▲12 平成21年３月10日提出有価証券届出書 （組込情報）平成19年12月期有価証券報告書 平成20年６月中間期半期報告書 平成21年11月２日提出有価証券届出書 （組込情報）平成20年12月期有価証券報告書 平成21年６月第２四半期四半期報告書 平成22年12月１日提出有価証券届出書 （組込情報）平成21年12月期有価証券報告書 平成22年９月第３四半期四半期報告書 【課徴金額】　4,996万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		①　平成18年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（12,939円）が300万円を超えないことから、300万円となる。 ②　平成19年６月中間期半期報告書及び平成19年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（34,447円）が300万円を超えないことから、 イ　平成19年６月中間期半期報告書については、150万円 ロ　平成19年12月期有価証券報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成19年６月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ⅱ　平成19年12月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200万円 ③　平成20年６月中間期半期報告書及び平成20年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に 10 万分の３を乗じて得た額（21,984円）が300万円を超えないことから、 イ　平成20年６月中間期半期報告書については、150万円 ロ　平成20年12月期有価証券報告書については、300万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、旧金商法第185条の７第２項の規定により、300万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成20年６月中間期半期報告書に係る課徴金の額は、100万円 ⅱ　平成20年12月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、200万円 ④　平成21年３月第１四半期四半期報告書、平成21年６月第２四半期四半期報告書、平成21年９月第３四半期四半期報告書及び平成21年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成21年３月第１四半期四半期報告書　7,561円 平成21年６月第２四半期四半期報告書　21,929円 平成21年９月第３四半期四半期報告書　32,933円 平成21年12月期有価証券報告書　19,647円） が600万円を超えないことから、 イ　平成21年３月第１四半期四半期報告書については、300万円 ロ　平成21年６月第２四半期四半期報告書については、300万円 ハ　平成21年９月第３四半期四半期報告書については、300万円 ニ　平成21年12月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成21年３月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅱ　平成21年６月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅲ　平成21年９月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		ⅳ　平成21年12月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円 ⑤　平成22年３月第１四半期四半期報告書、平成22年６月第２四半期四半期報告書、平成22年９月第３四半期四半期報告書及び平成22年12月期有価証券報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成22年３月第１四半期四半期報告書　25,842円 平成22年６月第２四半期四半期報告書　25,951円 平成22年９月第３四半期四半期報告書　19,646円 平成22年12月期有価証券報告書　21,843円） が600万円を超えないことから、 イ　平成22年３月第１四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成22年６月第２四半期四半期報告書については、 300万円 ハ　平成22年９月第３四半期四半期報告書については、 300万円 ニ　平成22年12月期有価証券報告書については、600万円 となるが、これらの書類が同一の事業年度に係るものであることから、金商法第185条の７第６項の規定により、600万円を個別決定ごとの算出額に応じて按分した金額が課徴金の額となる。 ⅰ　平成22年３月第１四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅱ　平成22年６月第２四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅲ　平成22年９月第３四半期四半期報告書に係る課徴金の額は、120万円 ⅳ　平成22年12月期有価証券報告書に係る課徴金の額は、 240万円 ⑥　平成23年３月第１四半期四半期報告書及び平成23年６月第２四半期四半期報告書に係るもの 同社の株式の市場価額の総額に10万分の６を乗じて得た額 （平成23年３月第１四半期四半期報告書　21,280円 平成23年６月第２四半期四半期報告書　19,000円） が600万円を超えないことから、 イ　平成23年３月第１四半期四半期報告書については、 300万円 ロ　平成23年６月第２四半期四半期報告書については、 300万円 となる。 ⑦　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の２に相当する額が課徴金の額となることから、平成19年１月30日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 212,500,000×2／100＝425万円となる。 ⑧　重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の4.5に相当する額が課徴金の額となることから、 イ　平成21年３月10日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 115,800,000×4.5／100＝5,211,000円 について、１万円未満を切り捨てて、521万円となる。 ロ　平成21年11月２日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 100,005,000×4.5／100＝4,500,225円	

一連番号	勧告実施年月日	勧告の対象となった法令違反等の内容	勧告後の経緯
10 つづき		について、１万円未満を切り捨てて、450 万円となる。 ニ　平成 22 年 12 月１日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、 200,005,000×4.5／100＝9,000,225 円 について、１万円未満を切り捨てて 900 万円となる。	
11	24.1.27	○　発行開示書類の虚偽記載 （旧金商法第 172 条第２項） 【課徴金納付命令対象者】クラウドゲート㈱の役員 【違反行為の態様】 クラウドゲート㈱の役員は、クラウドゲート㈱が平成 19 年１月 30 日に関東財務局長に対し提出した重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書に虚偽の記載があることを知りながら、同有価証券届出書の提出に関与し、同有価証券届出書に基づく売出しにより、平成 19 年２月 28 日、同人が所有する 100 株のクラウドゲートの株券を、12,000,000 円で売り付けた。 【課徴金額】　24 万円 （注）課徴金額は、以下のように算出される。 重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく売出しにより売り付けた発行者の役員が所有する株券等の売出価額の総額の 100 分の２に相当する額が課徴金の額となることから、平成 19 年１月 30 日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、12,000,000×2／100＝240,000 円となる。	審判手続開始決定日 平成 24 年１月 27 日 課徴金納付命令日 平成 24 年３月２日 なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われなかった。

※１　根拠条文は、勧告実施日時点において適用される法律を記載している。

※２　「旧金商法」とは、平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法をいう。

２－５　申立て実施状況

１　申立て実施件数一覧表

年度	4～19	20	21	22	23	合計
合計	－	0(0)	0	2	3	5
無登録業者等	－	0(0)	0	1	3	4
無届募集	－	0(0)	0	1	0	1

（注 1）平成 20 年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成 21 年度との重複期間（平成 21 年 4 月～6 月）の件数である。

（注 2）平成 20 年度まで「事務年度ベース」7 月～翌年 6 月、平成 21 年度から「会計年度ベース」4 月～翌年 3 月

２　無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て実績

被申立人	申立日（申立てを行った裁判所）	申立ての内容	発令日
１．**㈱大経 他２名**（東京都中央区）	平成 22 年 11 月 17 日（東京地裁）	**<u>無登録金融商品取引業（株式等の募集の取扱い等）の禁止等</u>** ➢㈱大経及び他２名は、金融商品取引業の登録を受けずに、㈱生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の投資家に対し行っていた。また、このほかにも４つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成 22 年 11 月 26 日（東京地裁）
２．**㈱生物化学研究所**（山梨県中央市）	平成 22 年 11 月 26 日（甲府地裁）	**<u>無届募集（株式等）の禁止等</u>** ➢㈱生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せずに、㈱大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の投資家に対し行っていた。	平成 22 年 12 月 15 日（甲府地裁）
３．**ジャパンリアライズ㈱他２名**（北海道札幌市）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年 4 月 28 日（札幌地裁）	**<u>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等、運用）の禁止等</u>** ➢ジャパンリアライズ㈱他２名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、適格機関投資家等特例業務の要件を逸脱して、20 本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成 23 年５月 13 日（札幌地裁）
４．**㈱ベネフィットアロー他３名**（東京都中央区）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年 6 月 24 日（東京地裁）	**<u>無登録金融商品取引業（ファンドの私募等の取扱い）の禁止等</u>** ➢㈱ベネフィットアロー他３名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の適格機関投資家等特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該適格機関投資家等特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	・平成 23 年７月５日（東京地裁）（被申立人１名） ・平成 23 年７月 15 日（東京地裁）（上記１名以外の被申立人ら）

５．㈱Ｅファクトリー及び㈱エクセレント他１名 （東京都新宿区）、（適格機関投資家等特例業務届出者）	平成 23 年 12 月 22 日 （東京地裁）	**<u>適格機関投資家等特例業務（自己私募）を行うに当たっての虚偽告知の禁止等</u>** ➢㈱Ｅファクトリー、㈱エクセレント及び他１名は、その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成 24 年２月３日 （東京地裁）

２－６　告発実施状況

１　告発件数等一覧表

区分	4～18 事務年度	19 事務年度	20 事務年度	21 年度	22 年度	23 年度	合計
告発件数	98	10	13 （４）	17	8	15	157
告発人数	303	33	21 （６）	46	15	46	458

（注１）事務年度：７月～翌年６月
（注２）（　）内は 21 年４月～６月の件数

２　告発事件の概要一覧表（関係条文、肩書きは、犯則行為時点のもの。）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
1	5.5.21	証取法第 125 条第１項、第２項等 （相場操縦） 証取法第 27 条の 23 第１項等 （大量保有報告書の不提出）	①　日本ユニシス㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買い上がり買付け等。 （嫌疑者）不動産会社社長 金融業者役員 ②　上記売買の過程において発行済株式総数の 5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。 （嫌疑者）不動産会社社長	①につき 6.10.3（東京地裁） 不動産会社社長 懲役２年６月（執行猶予４年） 金融業者役員　懲役２年（執行猶予３年） （いずれも確定） ②につき 不動産会社社長　不起訴
2	6.5.17	証取法第 197 条第１号の２ 同法第 207 条第１項等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アイペックは、関連会社を利用した架空売上の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.9.28（東京地裁） 同社社長　懲役１年８月 同社役員　懲役１年２月 15.11.13（東京高裁） 同社役員　懲役１年２月（執行猶予３年） 15.11.18（東京高裁） 同社社長　懲役１年８月（執行猶予４年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
3	6.10.14	証取法第166条第1項、第3項同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本商事㈱の新薬の投与による副作用死亡例の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役職員 取引先職員 医師（第一次情報受領者）	6.12.20（大阪簡裁） 会社役職員 取引先職員24名 罰金20～50万円（略式命令） 8.5.24（大阪地裁） 医師　罰金30万円 9.10.24（大阪高裁） 医師　原判決破棄　地裁へ差戻し 11.2.16（最高裁） 医師　原判決破棄　高裁へ差戻し 13.3.16（大阪高裁） 医師　控訴棄却 16.1.13（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）
4	7.2.10	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	新日本国土工業㈱の約束手形の不渡りの発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引銀行 同行役職員 取引先 同社職員	7.3.24（東京簡裁） 取引銀行　罰金50万円 同行役職員2名　罰金20～50万円 取引先、同社職員 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
5	7.6.23	証取法第158条同法第197条第9号 （風説の流布）	テーエスデー㈱の社長は、同社株券の価格を高騰させるため、虚偽の事実を発表。 （嫌疑者）当該会社社長	8.3.22（東京地裁） 懲役1年4月（執行猶予3年） （確定）
6	7.12.22	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	千代田証券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役職員 顧客	8.2.19（東京簡裁） 同社社長 同社役職員4名 罰金30～50万円（略式命令） 8.12.24（東京地裁） 証券会社　罰金1,500万円 同社役員　懲役6月（執行猶予2年） （いずれも確定）
7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号 （内部者取引）	日本織物加工㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先監査役（弁護士）	9.7.28（東京地裁） 懲役6月（執行猶予3年） 追徴金約2,600万円 10.9.21（東京高裁） 原判決破棄　地裁へ差戻し 11.6.10（最高裁） 原判決破棄　高裁へ差戻し 12.3.24（東京高裁） 控訴棄却 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号 （風説の流布）	特定の株券の価格を高騰させ自ら売り抜けるため、「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄に虚偽の事実を記載。 （嫌疑者）雑誌監修人（投資顧問業）	9.1.30（東京簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
9	9.4.8	証取法第166条第1項 同法第207条第1項等 （内部者取引）	㈱鈴丹の子会社の破綻に伴う損失等の発生（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社会長 当該会社役員 関連会社	9.5.1（名古屋簡裁） 同社役員4名及び関連会社 罰金50万円（略式命令） 9.9.30（名古屋地裁） 同社会長　懲役6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
10	9.4.25	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	シントム㈱の第三者割当増資の決定（重要事実）を知り、公表前に知人名義等で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）割当先社長 割当先会社等	9.5.27（東京簡裁） 割当先社長及び割当先会社等 罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	野村證券㈱は、株式等取引の自己勘定から顧客勘定への付け替え等により損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社役員 顧客	11.1.20（東京地裁） 証券会社　罰金1億円 同社社長、同社役員A 懲役1年（執行猶予3年） 同社役員B　懲役8月（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 （いずれも確定） (注)山一、日興、大和證券関連と共に一括審理
12	9.9.17	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん及び利益の追加。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員A　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社職員　懲役10月（執行猶予2年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 11.6.24（東京地裁） 同社役員B　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、同社職員 懲役10月（執行猶予3年） 同社役員2名　懲役1年（執行猶予3年） 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月 追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 （いずれも確定）
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	山一證券㈱は、海外先物取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。 （嫌疑者）証券会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社役職員	10.7.17（東京地裁） 証券会社　罰金8,000万円 同社役員Ａ　懲役10月（執行猶予2年） 10.9.30（東京地裁） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 10.11.6（東京地裁） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予2年) 11.1.29（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役10月（執行猶予3年） 11.6.24（東京地裁） 同社役員Ｃ　懲役10月（執行猶予3年） 12.3.28（東京地裁） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項、第2項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	大和證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより損失補てん。顧客は、損失補てんを要求。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役職員 顧客	10.10.15（東京地裁） 証券会社　罰金4,000万円 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 同社役職員3名 懲役10月（執行猶予3年） 同社役職員2名　懲役8月(執行猶予3年) 11.4.21（東京地裁） 顧客　懲役9月　追徴金約6億9,300万円 (注)11号事件と一括審理 （いずれも確定）
16	10.3.9	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等 （損失補てん）	日興證券㈱は、株式取引の自己勘定から顧客勘定への付け替えにより利益追加。 （嫌疑者）証券会社 当該会社副社長 当該会社役員	10.9.21（東京地裁） 証券会社　罰金1,000万円 同社副社長、同社役員 懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
17	10.3.20	証取法第197条第1号 同法第207条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	山一證券㈱は、有価証券の含み損を国内・海外のペーパーカンパニー等に飛ばしを行うことで隠蔽し、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）証券会社 当該会社会長 当該会社社長 当該会社副社長	12.3.28（東京地裁） 同社会長　懲役2年6月　（執行猶予5年） 同社社長　懲役2年6月 13.10.25（東京高裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） （いずれも確定）
18	10.5.29	証取法第167条第1号 同法施行令第31条 同法第200条第6号等 （内部者取引）	トーソク㈱の株券について、親会社が他社（買収先）へ一括株式譲渡を実施すること（重要事実）を知り、公表前に親族名義口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）親会社役員	10.8.26（横浜簡裁） 罰金50万円（略式命令） （確定）
19	10.7.6	証取法第166条第3項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	大都工業㈱の会社更生手続開始の申立ての決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引等を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）関連会社役員 関連会社職員の親族	10.7.17（東京簡裁） 関連会社職員の親族 罰金50万円（略式命令） 10.11.10（東京地裁） 関連会社役員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 （いずれも確定）
20	10.10.30	証取法第166条第1項 同法第200条第6号等 （内部者取引）	日本エム・アイ・シー㈱のベンチャー企業の吸収合併の決定（重要事実）を知り、公表前に仮名口座で同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）合併相手先役員 証券会社職員	11.3.19（東京地裁） 証券会社職員　懲役6月（執行猶予3年） 罰金50万円 12.3.28（東京地裁） 合併相手先役員　懲役6月 罰金50万円 12.11.20（東京高裁） 合併相手先役員　控訴棄却 15.12.3（最高裁） 合併相手先役員　上告棄却 （いずれも確定）
21	10.12.17	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して部下の親族名義口座で同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同部下職員	11.2.10（東京簡裁） 部下職員　罰金50万円（略式命令） 11.4.13（東京地裁） 取引先役員　懲役1年　罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
22	11.2.10	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	トーア・スチール㈱の解散の決定（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員 同業他社社長	11.4.13(東京地裁) 取引先役員　懲役1年 罰金200万円 同業他社社長　懲役10月 罰金200万円 11.10.29（東京高裁） 取引先役員　懲役1年6月(執行猶予3年) 罰金200万円 同業他社社長 懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金200万円 (いずれも確定) (注)21号事件と一括審理
23	11.3.4	証取法第159条第1項、第2項 同法第197条等 （相場操縦）	昭和化学工業㈱の株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした十数名の名義による仮装売買、買上がり買付け等。 （嫌疑者）金融業者 金融業者役員	11.6.24（大阪地裁） 金融業者役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 金融業者　罰金400万円 （いずれも確定）
24	11.6.30	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本長期信用銀行は、関連親密企業への融資に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行頭取 当該銀行副頭取	14.9.10（東京地裁） 同行頭取　懲役3年（執行猶予4年） 同行副頭取2名　懲役2年(執行猶予3年) 17.6.21(東京高裁) いずれも控訴棄却 20.7.18（最高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
25	11.8.13	証取法第197条第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱日本債券信用銀行は、取立不能と見込まれる貸出金に関して適正な引当・償却を行わないことにより粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該銀行 当該銀行会長 当該銀行頭取 当該銀行副頭取 当該銀行役員	16.5.28（東京地裁） 同行会長　懲役1年4月（執行猶予3年） 同行頭取　懲役1年（執行猶予3年） 同行副頭取　懲役1年（執行猶予3年） 19.3.14（東京高裁） いずれも控訴棄却 21.12.7（最高裁） いずれも原判決を破棄　東京高裁に差戻 23.8.30（東京高裁） いずれも原判決破棄　無罪 （いずれも確定）
26	11.12.3	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号、第4項 同法第197条第8号 （相場操縦）	㈱ヒューネットの株価を高騰させ、自ら売り抜けることを目的とした数名の名義による仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長 会社役員	12.5.19（横浜地裁） 会社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
27	11.12.27	証取法第198条第4号等（虚偽の半期報告書の提出）	㈱ヤクルト本社は、プリンストン債が償還済であるという事実を隠蔽し、資産及び収益を過大に計上する方法で、虚偽の記載をした半期報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社副社長 証券会社会長	14.9.12（東京地裁） 同社副社長　懲役7年 罰金6,000万円 当該会社　罰金1,000万円 15.8.11（東京高裁） いずれも控訴棄却 （いずれも確定）
28	12.1.31	証取法第197条第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱テスコンは、架空売上の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	13.1.30（横浜地裁） 同社社長　懲役1年6月（執行猶予3年） （確定）
29	12.3.21	証取法第158条 同法第197条第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため「当局の承認が得られている商品である」旨の虚偽の資料を使用。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役職員	12.3.22（東京簡裁） 同社役職員2名　罰金30万円（略式命令） （いずれも確定）
30	12.3.22	証取法第158条 同法第197条第6号等 （偽計）	クレスベール・インターナショナル・リミテッドは、プリンストン債を販売するため、投資家に虚偽の説明。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	14.10.10(東京地裁) 同社会長　懲役3年 罰金6,400万円 15.11.10(東京高裁) 控訴棄却 18.11.20(最高裁) 上告棄却 （確定）
31	12.5.26	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	㈱ピコイが和議開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）取引先役員	12.7.19（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約449万円 （確定）
32	12.11.28	証取法第166条第3項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	㈱プレナスが子会社の異動を伴う株券の取得を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員の姉	12.11.28(東京簡裁) 罰金50万円（略式命令） 追徴金約158万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
33	12.12.4	証取法第158条等 同法第197条第1項第5号等 （風説の流布、虚偽の大量保有報告書の提出）	㈱東天紅の株価を高騰させるため、公開買付けをする旨の虚偽発表をするとともに、虚偽の大量保有報告書を提出。 （嫌疑者）会社役員等	12.12.4（東京簡裁） 会社役員ら3名　罰金50万円（略式命令） 14.11.8（東京地裁） 会社役員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （いずれも確定）
34	12.12.4	証取法第27条の23第1項 同法第198条第5号 （大量保有報告書の不提出）	会社役員は、㈱東天紅の株券の大量保有者になったにもかかわらず、期限までに大量保有報告書を提出しなかった。 （嫌疑者）会社役員	14.11.8（東京地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金600万円 （確定）
35	13.3.12	証取法第166条第1項 同法第198条第15号等 （内部者取引）	武藤工業㈱が他社と資本業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）提携先社員（公認会計士）	13.5.29（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,414万円 （確定）
36	13.4.27	証取法第159条第1項第1号、第2項第1号 同法第197条第1項第5号 （相場操縦）	アイカ工業㈱の株価を高騰させることを目的とした複数名義による買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社社長	14.9.12（名古屋地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2,818万円 （確定）
37	13.12.20	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱は架空収益の計上等により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社副社長 当該会社常務 当該会社社員	14.10.8（大阪地裁） 同社社長　懲役2年（執行猶予3年） 同社副社長　懲役1年（執行猶予3年） 同社常務　懲役10月（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
38	14.3.20	証取法第159条第1項第1号等、第2項第1号 同法第197条第1項第7号等 （相場操縦）	志村化工㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等。 （嫌疑者）会社役員等	15.7.30（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億1,395万円 15.11.11（東京地裁） 無職Ｃ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 会社役員Ｂ　懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1億2,080万円 16.7.14（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.3.29（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
39	14.3.26	証取法第166条第1項 同法第198条第18号等 （内部者取引）	㈱ティーアンドイーソフトが他社と業務提携を行う（重要事実）ことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）記者発表会業務下請会社役員	14.10.16（東京地裁） 懲役8月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約922万円 （確定）
40	14.6.7	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	フットワークエクスプレス㈱の監査業務を行った公認会計士が架空収益を計上するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	14.6.10（大阪簡裁） 公認会計士2名　罰金50万円（略式命令） （いずれも確定） 公認会計士1名（大阪地裁） 死亡による公訴棄却
41	14.6.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成12年3月期及び平成13年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
42	14.6.28	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（契約締結先）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師　懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
43	14.6.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	三陽エンジニアリング㈱が三陽パックス㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員（第一次情報受領者）等	15.5.2（東京地裁） 銀行員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約400万円 医師　懲役10月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約400万円 15.11.28（東京高裁） 医師　控訴棄却 16.5.31（最高裁） 医師　上告棄却 （いずれも確定） （注）42号事件と一括審理
44	14.7.31	証取法第167条第1項等（内部者取引）	㈱光通信が㈱クレイフィッシュの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	15.2.28（東京地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,048万円 （確定）
45	14.9.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ナナボシは、平成10年3月期及び平成11年3月期決算において、架空工事の受注工事代金の計上により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）　当該会社 当該会社会長 当該会社役員	15.3.13（大阪地裁） 同社会長　懲役2年6月 15.3.31（大阪地裁） 同社役員　懲役3年6月 15.9.16（大阪高裁） 同社会長　控訴棄却 16.1.16（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定） (注)41号事件と一括審理
46	14.11.29	証取法第158条 同法第197条第1項第7号（風説の流布及び偽計）	ドリームテクノロジーズ㈱の株券を取引していた者が、同株券の相場の変動を意図し、インターネット上で募集した会員に対し、電子メールで売買を推奨する内容虚偽の情報を提供した。 （嫌疑者）当該株券取引者	15.3.28（広島簡裁） 罰金30万円 追徴金36万6千円 （略式命令） （確定）
47	14.12.16	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書及び報告書の提出）	㈱エムティーシーアイは、架空資産を計上するなど虚偽の記載のある貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出。その後の公募増資にあたり、上記貸借対照表を掲載した有価証券届出書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
48	14.12.19	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.9.10（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約921万円 （確定）
49	14.12.26	証取法第158条 同法第197条第1項等 （偽計）	㈱エムティーシーアイは公募増資にあたり、一般投資家に対して、虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長	15.7.14（東京地裁） 同社会長　懲役2年 （確定） (注)47号事件と一括審理
50	15.2.13	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3（大阪地裁） 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円、 追徴金290万円 職員知人　懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円、 追徴金約210万円 （いずれも確定）
51	15.2.20	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コカ・コーラウェストジャパン㈱が、三笠コカ・コーラボトリング㈱の株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社職員等	15.7.3(大阪地裁) 会社職員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金290万円 (注)50号事件と一括審理 職員実弟　懲役1年（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約545万円 （いずれも確定）
52	15.3.24	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ケイビーは架空売上を計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社会長 当該会社専務 当該会社常務	15.9.17（東京地裁） 同社専務　懲役2年（執行猶予3年） 15.12.11（東京地裁） 同社常務　懲役4年 16.7.29（東京高裁） 同社常務　控訴棄却 16.10.7（東京地裁） 同社会長　懲役8年 17.9.28（東京高裁） 同社会長　控訴棄却 18.7.3（最高裁） 同社会長　上告棄却 （いずれも確定）
53	15.5.28	証取法第167条第1項等（内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員	15.10.21（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約891万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
54	15.7.16	証取法第166条第2項第1号等 （内部者取引）	㈱ソーテックが、自己株式を取得すること及び投資運用会社と業務提携を行うこと（ともに重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社職員	16.1.30（横浜地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約845万円 （確定）
55	15.7.25	証取法第159条第1項第3号等 （相場操縦）	大阪証券取引所が開設する有価証券オプション市場に上場されている株券オプションにつき、投資家にその取引が繁盛に行われていると誤解させることを目的として仮装売買等を行った。 （嫌疑者）㈱大阪証券取引所 同取引所副理事長 証券会社 証券会社代表取締役	17.2.17（大阪地裁） 同取引所副理事長　無罪 18.10.6（大阪高裁） 同取引所副理事長 懲役1年（執行猶予3年） 19.7.12（最高裁） 同取引所副理事長　上告棄却 （確定）
56	15.7.30	証取法第167条第1項等 （内部者取引）	ニチメン㈱が、㈱ニチメンインフィニティの株券を公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）公開買付代理人であった証券会社職員（元課長）	15.10.30（東京地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約936万円 （確定）
57	15.11.14	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱アイチコーポレーションの業務に関し、他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.8.3（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約1,105万円 （確定）
58	16.2.24	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱キャッツの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）当該会社社長等	17.2.8（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 同社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 会社役員Ｂ　懲役2年6月（執行猶予4年） 追徴金3億1,082万円 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 17.9.7（東京高裁） 会社役員Ｂ　控訴棄却 19.2.20（最高裁） 会社役員Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
59	16.2.27	証取法第166条第3項等（内部者取引）	大日本土木㈱が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に信用取引を利用して同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社員	16.5.27（名古屋地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金80万円 （確定）
60	16.3.29	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の半期報告書及び有価証券報告書の提出）	㈱キャッツは同社役員への貸付金を消費寄託契約に基づく預け金として計上した虚偽の記載のある半期報告書を提出し、 また、同社が保有する株式の取得価格を水増しして計上した虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 会社役員 公認会計士	17.3.4（東京地裁） 会社役員C　懲役1年6月（執行猶予3年） 17.3.11（東京地裁） 同社社長　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金3億1,082万円 (注)58号事件と一括審理 18.3.24（東京地裁） 公認会計士　懲役2年（執行猶予4年） 19.7.11（東京高裁） 公認会計士　控訴棄却 22.5.31（最高裁） 公認会計士　上告棄却 （いずれも確定）
61	16.5.31	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱デジタルが他社と業務提携を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	16.9.3（大阪地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約945万円 （確定）
62	16.6.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱森本組は完成工事総利益及び当期未処理損失をそれぞれ粉飾するなどした虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	17.5.13（大阪地裁） 同社役員A　懲役2年（執行猶予4年） 17.5.20（大阪地裁） 同社役員B　懲役2年（執行猶予5年） 17.7.12（大阪地裁） 同社役員C　懲役2年6月（執行猶予5年） 18.4.18（大阪地裁） 同社役員D　懲役6年 20.1.15（大阪高裁） 同社役員D　控訴棄却 22.6.4（最高裁） 同社役員D　上告棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
63	16.6.24	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱イセキ開発工機が民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員 会社役員	17.7.22（東京地裁） 会社役員Ａ　懲役1年2月(執行猶予3年) 罰金80万円 追徴金655万円 17.10.19（東京地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金1,000万円 18.2.2（東京高裁） 会社役員Ａ　控訴棄却 18.4.26（最高裁） 会社役員Ａ　上告棄却 （いずれも確定） 会社役員Ｂ　死亡による公訴棄却
64	16.11.2	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱メディア・リンクスが純利益及び配当予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 懲役3年6月 罰金200万円 17.10.14（大阪高裁） 控訴棄却 18.2.20（最高裁） 上告棄却 （確定）
65	16.11.19	証取法第158条 同法第197条第1項第7号等 （風説の流布及び偽計）	㈱メディア・リンクスは、同社の株価を高騰させるため、同社が発行を決定した転換社債型新株予約権付社債につき、払込みがなされていないのに発行総額について払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。また、同社債の一部について株式転換が完了し、資本金が充実された旨虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 （いずれも確定）
66	16.11.30	証取法第159条第2項第1号等 （相場操縦）	真柄建設㈱等複数銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉を行った。 （嫌疑者）会社員	17.12.9（釧路地裁） 懲役1年6月　（執行猶予3年） 罰金100万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
67	16.12.9	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱メディア・リンクスは、架空売上及び架空仕入れを計上するなどの方法により粉飾経理を行い、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長	17.5.2（大阪地裁） 同社社長　懲役3年6月 罰金200万円 当該会社　罰金500万円 17.10.14（大阪高裁） 同社社長　控訴棄却 当該会社　控訴棄却 18.2.20（最高裁） 同社社長　上告棄却 (注)64号事件及び65号事件と一括審理 当該会社　上告棄却 (注)65号事件と一括審理 （いずれも確定）
68	17.1.26	証取法第166条第2項等（内部者取引）	㈱シーエスケイコミュニケーションズが㈱シーエスケイとの株式交換（重要事実）により㈱シーエスケイの完全子会社になることを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員等	18.8.10（東京地裁） 会社役員　懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金20万円 追徴金約310万円 上記役員が経営する会社　罰金100万円 追徴金約851万円 （いずれも確定）
69	17.3.14	証取法第167条第1項等（内部者取引）	コダックジャパンデジタルプロダクトディベロップメント㈱が、産業活力再生特別措置法の適用を前提として、チノン㈱株式の公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	17.10.28（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金90万円 追徴金約1,373万円 （確定）
70	17.3.22	証取法第166条第1項等（内部者取引）	南野建設㈱が第三者割当増資による新株の発行を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	17.6.27（大阪地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約625万円 役員妻　懲役1年（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金約625万円 （いずれも確定）
71	17.3.22	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	西武鉄道㈱は、㈱コクドの所有に係る西武鉄道㈱株式につき、発行済み株式総数に対する所有割合を少なく記載するなどし、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 当該会社　罰金2億円 （いずれも確定）
72	17.3.22	証取法第166条第2項等（内部者取引）	西武鉄道㈱が有価証券報告書に継続的に㈱コクド所有に係る株式等について虚偽の記載をしてきた事実（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員等	17.10.27（東京地裁） 会社役員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 (注)71号事件と一括審理 親会社　罰金1億5,000万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
73	17.6.10	証取法第166条第1項等（内部者取引）	キヤノンソフトウェア㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）業務委託契約先社員	18.7.7（東京地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金50万円 追徴金658万円 （確定）
74	17.6.20	証取法第159条第1項等（相場操縦）	日信工業㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）個人投資家	19.12.21（東京地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 追徴金約1,166万円 21.3.26（東京高裁） 控訴棄却 22.12.13（最高裁） 上告棄却 （確定）
75	17.8.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱カネボウは、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載のある有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	18.3.27（東京地裁） 同社社長　懲役2年（執行猶予3年） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定）
76	17.9.30	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士として㈱カネボウの監査業務を行った際、大量の不良在庫等を抱え、業績が悪化していた子会社を連結決算の対象からはずすなどの方法により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士	18.8.9（東京地裁） 公認会計士Ａ 懲役1年6月（執行猶予3年） 公認会計士Ｂ　懲役1年（執行猶予3年） 公認会計士Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）
77	17.11.15	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱ソキアの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員	18.7.19（大阪地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約4,924万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
78	18.2.10	証取法第158条 同法第197条第1項第7号 （風説の流布及び偽計）	㈱ライブドアは、㈱ライブドアマーケティング株式の売買のため及び同社の株価の高騰を図る目的をもって、同社をして虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社子会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（2名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役2年6月 20.7.25（東京高裁） 控訴棄却 23.4.25（最高裁） 上告棄却 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役1年8月 20.9.12（東京高裁） 懲役1年2月 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ｂ　懲役1年6月（執行猶予3年） 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金2億8,000万円 同社子会社　罰金4,000万円 （いずれも確定）
79	18.2.22	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.9.19（仙台地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金60万円 追徴金約429万円 （確定）
80	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役1年2月（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約345万 （確定）
81	18.2.22	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱東北エンタープライズが民事再生手続開始の申立てを行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	18.8.11（福島地裁） 懲役10月（執行猶予3年） 罰金30万円 追徴金約124万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
82	18.3.13	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱ライブドアは、売上計上の認められない自社株売却益の売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社役員（3名） 会社役員	19.3.16（東京地裁） 同社代表取締役　懲役2年6月 20.7.25（東京高裁） 控訴棄却 23.4.25（最高裁） 上告棄却 (注)78号事件と一括審理 19.3.22（東京地裁） 同社役員Ａ　懲役1年8月 公判係属中（東京高裁） 同社役員Ｂ　懲役1年6月(執行猶予3年) 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） (注)いずれも78号事件と一括審理 同社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） 19.3.23（東京地裁） 当該会社　罰金2億8,000万円 (注)78号事件と一括処理 （いずれも確定）
83	18.3.30	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	公認会計士や監査の実質的責任者として㈱ライブドアの監査業務を行った際、売上計上の認められない自社株売却益を売上高への計上等により、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）公認会計士（２名）	19.3.23（東京地裁） 公認会計士Ａ　懲役10月 公認会計士Ｂ　懲役1年（執行猶予4年） 20.9.19（東京高裁） 公認会計士Ａ　懲役1年（執行猶予4年） 20.9.26（東京高裁） 公認会計士Ｂ　控訴棄却 23.5.18（最高裁） 公認会計士Ｂ　上告棄却 （いずれも確定）
84	18.5.30	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	アライドテレシス㈱が株式の分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社役員等	18.11.28（さいたま地裁） 同社役員同居人 懲役1年2月（執行猶予4年） 追徴金約452万円 同社役員同居人の実妹 懲役1年（執行猶予4年） 追徴金約435万円 19.3.20（さいたま地裁） 同社役員　懲役1年6月（執行猶予5年） 罰金100万円 追徴金約1,089万円 同社役員実子　懲役1年2月（執行猶予4年） 罰金50万円 追徴金約1,532万円 19.7.31（東京高裁） 同社役員実子　控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
85	18.6.22	証取法第167条第3項等（内部者取引）	㈱ライブドアが㈱ニッポン放送の総株主の議決権数の百分の五以上の株券等を買い集める旨の公開買付に準ずる行為の実施を知り、公表前に㈱ニッポン放送株券を買い付けた。 （嫌疑者）ファンド中核会社 ファンド実質経営者	19.7.19（東京地裁） ファンド実質経営者　懲役2年 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社　罰金3億円 21.2.3（東京高裁） ファンド実質経営者 懲役2年(執行猶予3年) 罰金300万円 追徴金約11億4,900万円 ファンド中核会社　罰金2億円 23.6.6（最高裁） 上告棄却 （いずれも確定）
86	18.7.25	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱西松屋チェーン他4社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）新聞社社員	18.12.25（東京地裁） 新聞社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約1億1,674万円 （確定）
87	18.8.3	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ピーシーデポコーポレーションが株式分割を行うこと（重要事実）、㈱オーエー・システム・プラザが㈱ピーシーデポコーポレーションと業務提携を行うこと（重要事実）、及び㈱オーエー・システム・プラザが株式を発行すること（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員	19.12.18（横浜地裁） 懲役4年6月 罰金500万円 追徴金1億938万円 （確定）
88	18.10.20	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＩＭＪが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社顧問	19.1.16（東京地裁） 同社顧問　懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金1,675万円 （確定）
89	19.2.5	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員 会社社員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定）
90	19.2.6	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書の提出）	サンビシ㈱は、連結子会社があるにも関わらずこれがないとする等の、虚偽の記載をした有価証券報告書を提出。 （嫌疑者）当該会社 当該会社社長 当該会社役員	19.5.7（名古屋地裁） 同社社長　懲役1年6月（執行猶予4年） 同社役員　懲役1年（執行猶予3年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
91	19.2.26	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱セイクレストが経常利益及び純利益の予想値の修正を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	19.6.22（大阪地裁） 同社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金6,000万円 （確定） (注)89号事件と一括審理
92	19.2.26	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱セイクレストが株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員の知人	19.5.9（大阪地裁） 懲役1年（執行猶予3年） 罰金80万円 追徴金約533万円 （確定）
93	19.3.27	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	㈱ビーマップの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等（7名）	21.9.29（大阪地裁） 会社役員A　懲役　3年（執行猶予5年） 罰金　500万円 追徴金　約9億7,843万円 （確定） 21.9.9（大阪地裁） 会社役員B　懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 22.8.4（大阪高裁） 会社役員B　控訴棄却 公判係属中（最高裁） 20.11.13（大阪地裁） 会社役員C　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 （確定） 20.10.31（大阪地裁） 会社役員D　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金約2億4,533万円 21.6.24（大阪高裁） 会社役員D　控訴棄却 23.9.16（最高裁） 会社役員D　上告棄却 （確定） （注）104号事件と一括審理
94	19.5.29	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	ホーマック㈱及び㈱カーマが、ホーマック㈱、㈱カーマ及びダイキ㈱による共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	20.1.16（札幌地裁） 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約3,591万円 20.7.15（札幌高裁） 原判決破棄 懲役1年（執行猶予3年） 罰金70万円 追徴金約3,591万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
95	19.6.4	証取法第166条第3項等（内部者取引）	ホーマック㈱が㈱カーマ及びダイキ㈱と共同持株会社を設立するために株式移転を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	19.9.10（札幌地裁） 懲役2年（執行猶予4年） 罰金150万円 追徴金約5,407万円 （確定）
96	19.6.7	証取法第166条第1項等（内部者取引）	㈱伊藤園ほか17社が株式分割を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員 印刷会社社員の親族(6名)	20.1.23（秋田地裁） 印刷会社社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 親族Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 親族Ｂ　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 親族Ｃ　懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 親族Ｄ　懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 ＊追徴金 ・12銘柄の取引について、全員から約7億1,029万円 ・3銘柄の取引について、印刷会社社員及び親族Ａから約9,985万円 ・3銘柄の取引について、印刷会社社員、親族Ａ、Ｂ、Ｃから約1億3,463万円 （いずれも確定）
97	19.6.25	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）無職 会社役員	20.6.30（さいたま地裁） 無職Ａ　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 無職Ｂ　懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職Ａ　控訴棄却 無職Ｂ　控訴棄却 21.10.6（最高裁） 無職Ａ　上告棄却 （いずれも確定） (注)102号事件と一括審理（102号事件では「無職Ｂ」は「会社役員」と記載）
98	19.6.28	証取法第159条第2項第2号等（相場操縦）	川上塗料㈱の株取引を誘引する目的をもって、同株券の相場が自己又は他人の操作によって変動する旨の情報を流布した。 （嫌疑者）無職	
99	19.10.15	証取法第159条第1項第1号等（相場操縦）	㈱オーエー・システム・プラザの株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.7.25（大阪地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金約4億4,225万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
100	19.10.30	証取法第158条 （風説の流布）	㈱大盛工業の株券について、その売買等の目的のため及びその株価の高騰を図る目的をもって、虚偽の事実を流布した。 （嫌疑者）会社役員	20.9.17（東京地裁） 会社役員　懲役　2年6月 追徴金　約15億6,110万円 21.11.18（東京高裁） 会社役員　懲役　2年6月 追徴金　約15億5,810万円 （確定）
101	19.11.1	証取法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	南野建設㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）株式投資アドバイザー等	20.3.21（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役2年（執行猶予5年） 追徴金約3億8,379万円 20.7.25（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予5年） 追徴金約4億4,225万円 （注）99号事件と一括審理 22.4（大阪地裁） 株式投資アドバイザー　公訴棄却 （いずれも確定）
102	19.11.29	証取法第159条第1項等 （相場操縦）	オー・エイチ・ティー㈱の株価を高騰させることを目的とした買上がり買付け、仮装売買等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.6.30（さいたま地裁） 無職　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 会社役員　懲役1年6月　（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5億1,108万円 （連帯） 21.5.14（東京高裁） 無職　控訴棄却 会社役員　控訴棄却 21.10.6（最高裁） 無職　上告棄却 （いずれも確定） （注）97、98号事件と一括審理
103	20.3.4	証取法第159条第3項等 （相場固定）	丸八証券㈱は、同社が主幹事であったケイエス冷凍食品㈱の株価を公募価格以上に固定する目的をもって、一定の価格以下の同社株券の買付注文を勧誘し、受託した。 （嫌疑者）当該証券会社 当該証券会社役員	20.6.17（名古屋地裁） 当該証券会社　罰金2,500万円 証券会社役員Ｂ　懲役1年（執行猶予3年） 証券会社役員Ｃ 懲役10月（執行猶予3年） 20.9.9（名古屋地裁） 証券会社役員Ａ　懲役1年4月 21.3.30（名古屋高裁） 懲役2年（執行猶予4年） （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
104	20.3.5	証取法第158条 （偽計）	㈱アイ・シー・エフ（現：㈱オーベン）の株券の取引のため、会社役員の1名が実質的に支配する会社の企業価値を過大に評価し、虚偽の事実の公表等を行った。 （嫌疑者）会社役員等	20.10.10（大阪地裁） 当該会社　罰金500万円 追徴金7億3,315万円 （連帯） 22.2.3（大阪高裁） 当該会社　控訴棄却 公判係属中（最高裁） 20.10.17（大阪地裁） 会社役員Ｂ　懲役1年6月（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 会社役員Ｃ　懲役1年（執行猶予3年） 追徴金7億3,315万円 （連帯） 21.9.29（大阪地裁） 会社役員Ａ　懲役3年（執行猶予5年） 罰金500万円 追徴金約9億7,843万円 （いずれも確定） （注）93号事件と一括審理
105	20.3.14	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	㈱ポッカコーポレーション他4社が株式公開買付けを行うことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）印刷会社社員	20.3.25（札幌簡裁） 印刷会社社員Ｂ　罰金50万円 20.5.23（札幌地裁） 印刷会社社員Ａ 懲役2年6月（執行猶予3年） 罰金700万円 追徴金約1億5,938万円 （いずれも確定）
106	20.5.30	証取法第166条第1項等 （内部者取引）	証券会社社員等は、三光純薬㈱他3社が株式交換を行うことなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）証券会社社員等	20.12.25（東京地裁） 証券会社社員　懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金100万円 追徴金635万円 証券会社役員の知人 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金5,544万円 （内635万円は連帯） （いずれも確定）
107	20.6.16	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	㈱アクセスは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	20.11.28（神戸地裁） 当該会社　罰金500万円 当該会社役員Ｂ　懲役3年（執行猶予4年） （いずれも確定） 当該会社役員Ａ 公判係属中（神戸地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
108	20.6.17	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱アイ･エックス･アイは、架空売上を計上するなど、虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の公募増資にあたり、上記有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社役員	21.1.29（大阪地裁） 当該会社役員Ｃ 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 21.2.9（大阪地裁） 当該会社役員Ｂ 懲役3年（執行猶予4年） 罰金500万円 21.11.26(大阪地裁) 当該会社役員Ａ 懲役3年（執行猶予5年） 罰金800万円 （いずれも確定）
109	20.10.7	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社役員	21.9.14（東京地裁） 当該会社役員 懲役15年 罰金500万円 追徴金約4億1,223万円（確定）
110	20.11.26	金商法第158条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテの株式について，有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送信して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役6年 （確定） (注)112号事件と一括審理
111	20.12.5	金商法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ＬＴＴバイオファーマが子会社の異動を伴う株式の譲渡を行うこと（重要事実）及び同子会社が主力事業として投資を募っていた事業が架空であったこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	21.4.15（東京地裁） 会社役員　懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金100万円 追徴金約1,924万円 （確定）
112	20.12.17	金商法第158条等（暴行・脅迫）	㈱ドン・キホーテの株式について、有価証券等の相場の変動を図る目的をもって、同社店舗に放火（暴行）し、新聞社宛に警告文を送付して同社役員に対し同社に危害を加える旨告知（脅迫）した。 （嫌疑者）会社員	21.11.24（横浜地裁） 会社員　懲役6年 （確定） (注)110号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
113	20.12.24	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	オー・エイチ・ティー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の新株予約権付社債募集を行うにあたり、虚偽の有価証券報告書をとじ込んだ有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社役員（２名）	21.4.28（広島地裁） 当該会社　罰金800万円 当該会社代表取締役社長 懲役２年（執行猶予４年） 当該会社役員Ａ 懲役１年６月（執行猶予３年） 当該会社役員Ｂ　懲役１年(執行猶予３年) （いずれも確定）
114	21.2.10	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱ワークスアプリケーションズの経常利益について、公表された直近の予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り，公表前に同社株券を売り付け、エネサーブ㈱の剰余金の配当について、公表された前事業年度の対応する期間にかかる実績値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、同社株を売り付けた。 （嫌疑者）ＩＲコンサルティング業	21.5.25（大阪地裁） 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金300万円 追徴金約１億2,092万円 （確定）
115	21.3.25	証取法第197条第1項第1号等（虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役３年 罰金1,000万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） （いずれも確定） （注）120号事件と一括審理
116	21.3.27	証取法第166条第1項第1号等（内部者取引）	㈱キャビンがプライベートエクィティファンドとの業務上の提携を解消することについて決定したこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者） 東証一部上場企業代表取締役 同人の実質支配会社	21.7.8（高松地裁） 上場企業代表取締役 懲役２年６月（執行猶予４年） 罰金100万円 同人の実質支配会社 罰金200万円 両名 追徴金　３億5,500万円 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
117	21.3.31	金商法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	㈱プロデュースが粉飾決算を内実とする金融商品取引法違反等の嫌疑で証券取引等監視委員会から強制調査を受けたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社元役員	21.5.27（さいたま地裁） 懲役 3 年（執行猶予 4 年） 罰金 500 万円 追徴金約 7,888 万円 （確定）
118	21.4.22	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社常務執行役員	21.6.17（東京地裁） 懲役 1 年（執行猶予 3 年） 罰金 100 万円 追徴金約 915 万円 （確定）
119	21.4.27	証取法第 166 条第 1 項第 1 号等（内部者取引）	ジェイ･ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）当該会社取締役会長	21.12.10（東京地裁） 懲役 3 年（執行猶予 5 年） 罰金 200 万円 追徴金約 3,750 万円 （確定）
120	21.4.28	証取法第 197 条第 1 項第 1 号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社専務取締役	21.8.5（さいたま地裁） 当該会社代表取締役 懲役　3 年 罰金　1,000 万円 22.3.23（東京高裁） 当該会社代表取締役 控訴棄却 22.8.10（最高裁） 当該会社代表取締役 上告棄却 21.8.5（さいたま地裁） 当該会社専務取締役 懲役　2 年 6 月（執行猶予 4 年） （いずれも確定） （注）115 号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
121	21.4.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱プロデュースは、架空売上を計上するなど、上場に伴う株式の募集等を行うに際し虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出し、さらに虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出（２期）し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）公認会計士	24.1.30（さいたま地裁） 懲役3年6月 公判係属中（東京高裁）
122	21.7.14	証取法第158条等 （偽計）	㈱ペイントハウスが発行する新株式を犯則嫌疑者が実質的に統括管理していた投資事業組合名義で取得するに際し，真実は，同組合が払い込む金額の大半は、直ちに社外に流出させるものであるのに、その情を秘し，あたかも当該払込みによって相応の資本充実が図られたものであるかのような虚偽の事実を公表させた。 （嫌疑者）会社役員	22.2.18(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30（東京高裁） 控訴棄却 23.3.23（最高裁） 上告棄却 （確定）
123	21.7.31	証取法第167条第1項第5号等 （内部者取引）	エヌエー㈱が日産ディーゼル工業株券の公開買付を行うことを知り、公表前に同株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社従業員 会社員	21.12.24（さいたま地裁） 当該会社従業員 懲役2年（執行猶予3年） 罰金200万円 追徴金約1,293万円 会社員 懲役2年（執行猶予3年） 罰金300万円 追徴金約1億6,164万円 22.6.10（東京高裁） 当該会社従業員 控訴棄却 会社員 控訴棄却 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
124	21.9.29	証取法第159条第2項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，日立造船㈱他1銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）無職（2名） 会社役員	22.4.28（東京地裁） 無職A 懲役2年2月（執行猶予4年） 罰金250万円 追徴金約2億2,661万円 会社役員B 懲役2年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億2,661万円 無職C 懲役1年6月（執行猶予4年） 罰金150万円 追徴金約2億2,661万円 （連帯） （いずれも確定）
125	21.10.20	証取法第166条第3項等 （内部者取引）	グッドウィル・グループ㈱が子会社の異動を伴う株券の取得を行うこと（重要事実）を知り、公表前に同株券を買い付けた。 （嫌疑者）無職	22.2.4（東京地裁） 懲役2年6月 罰金500万円 追徴金15億3,180万円 （確定）
126	21.11.24	証取法第159条第1項第1号等 （株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）当該会社代表取締役 会社役員（4名） 会社員 不詳　（3名）	22.8.18（大阪地裁） 代表取締役　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 （注）129号事件と一括審理 22.8.25（大阪地裁） 会社員　懲役2年（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約2億5529万円 22.9.1（大阪地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 （注）132号事件と一括審理 （いずれも確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
127	21.12.15	証取法第166条第3項等（内部者取引）	㈱テレウェイヴ（現：㈱ＳＢＲ）の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同株券を売り付けた。 （嫌疑者）会社役員（2名） 会社員	22.4.5（東京地裁） 会社役員Ａ 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 追徴金約8,462万円 会社役員Ｂ 懲役1年6月（執行猶予3年） 罰金200万円 会社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金500万円 追徴金約2億7,218万円 （いずれも確定）
128	21.12.15	金商法第167条第3項等（内部者取引）	ロシュ・ファームホールディングス・ビー・ヴィが中外製薬㈱の公開買付を行うことを知り、公表前に、同株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社員	
129	21.12.24	金商法第158条等（偽計）	ユニオンホールディングス㈱の発行予定の新株等を売却するため，同社の第三者割当増資等につき、ＩＡＢｊａｐａｎ株式会社は，第三者割当増資の払込金等を実際に拠出する資力がないのに同社が、実際に資金拠出するかのような虚偽の事実を公表し、同社名義で払い込む第三者割当増資の払込金の一部は見せ金に過ぎないのに、払込が実際にあったかのように仮装した上、第三者割当増資等の資本増強が行われたかのような虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役	22.8.18（大阪地裁） 代表取締役　懲役3年（執行猶予5年） 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 （注）126号事件と一括審理 被告会社　罰金3000万円 （いずれも確定）
130	22.2.9	証取法第159条第1項第1号等（株価操縦）	財産上の利益を得る目的で，ユニオンホールディングス㈱の株価を高騰させることを目的とした買い上がり買付け、仮装売買等を行い、もって当該変動させた相場により有価証券の売買を行った。 （嫌疑者）会社経営者	公判係属中（大阪地裁） （注）132号事件と一括審理
131	22.3.2	証取法第197条第1項1号等（虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役	23.9.15（横浜地裁） 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金300万円 公判係属中（東京高裁） 23.9.20（横浜地裁） 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 公判係属中（東京高裁） （注）133号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
132	22.3.16	証取法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱テークスグループが、第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び第三者割当増資の約9割は失権すること（重要事実）を知り、公表前に同株券を買い付け、売り付けた。 （嫌疑者）当該会社実質的経営者 会社役員	22.9.1（大阪地裁） 会社役員　懲役3年（執行猶予4年） 罰金300万円 追徴金約2億6477万円 （注）126号事件と一括審理 （確定） 公判係属中（大阪地裁） 当該会社実質的経営者 （注）130号事件と一括審理
133	22.3.19	証取法第197条第1項1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	ニイウスコー㈱は，架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集及び売出しを行うにあたり虚偽の有価証券報告書を参照すべき旨を記載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社代表取締役副会長	23.9.15（横浜地裁） 当該会社代表取締役副会長 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金300万円 公判係属中（東京高裁） 23.9.20（横浜地裁） 当該会社代表取締役会長 懲役3年 罰金800万円 公判係属中（東京高裁） （注）131号事件と一括審理
134	22.3.26	金商法第158条等 （偽計）	トランスデジタル㈱は、新株予約権について、その行使に係る払込みを仮装した上、その情を秘し、適法な新株予約権の行使による新株の発行が行われた旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 会社役員（2名） 元当該会社代表取締役 元当該会社顧問 元会社役員	22.11.24（東京地裁） 元当該会社顧問 懲役3年（執行猶予4年） 元当該会社代表取締役 懲役2年6月（執行猶予4年） （いずれも確定）
135	22.5.11	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	㈱ＧＤＨ他3社が発行する株式を引き受ける者を募集することなど（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売買した。 （嫌疑者）銀行員	23.4.26（東京地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5,824万円 （確定） （注）136号事件と一括審理
136	22.6.15	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱リサ・パートナーズが、銀行団による協調融資により新規事業資金を調達できることが確実になったことを知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）銀行員	23.4.26（東京地裁） 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金200万円 追徴金約5,824万円 （確定） （注）135号事件と一括審理

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
137	22.10.6	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券届出書の提出）	㈱エフオーアイは、上場に伴う株式の募集等を行うに際し、架空売上高を計上する方法により、虚偽の記載のある連結損益計算書を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務 当該会社役員	24.2.29（さいたま地裁） 当該会社代表取締役社長 懲役3年 24.2.29（さいたま地裁） 当該会社代表取締役専務 懲役3年 （いずれも確定）
138	22.10.26	金商法第158条等 （偽計）	㈱エフオーアイは、虚偽の売上高を前提とした有価証券届出書等の開示書類につき、真実かつ正確な記載がなされている旨の虚偽の表明をするなどし、多数の一般投資家にこれらの虚偽の内容を記載した目論見書を交付させるなどした。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役社長 当該会社代表取締役専務	
139	22.10.28	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産の利益を得る目的で、（株）テクノマセマティカル他2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）会社役員	23.3.10（大分地裁） 懲役2年4月（執行猶予4年） 罰金600万円 追徴金約2億6148万円 23.8.26（福岡高裁） 控訴棄却 公判係属中（最高裁）
140	22.12.7	証取法第167条第3項等 （内部者取引）	ワイオミング・ホールディングス・ジーエムビーエイチの業務執行を決定する機関が㈱西友の株券の公開買付けを行うことについての伝達を受け、公表前に買い付けた。 （嫌疑者） 当該会社社外取締役の配偶者 同人の主宰法人	公判係属中（東京地裁）
141	23.2.9	証取法第197条の2第1号等 （無届社債券募集）	内閣総理大臣に届出をしないで、新たに発行される社債券の取得の申込みの勧誘を行い、有価証券の募集をしたもの。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長	公判係属中（福岡地裁）
142	23.3.22	証取法第166条第1項第4号等 （内部者取引）	オックスホールディングス㈱の子会社の業務遂行の過程で損害が発生したこと（重要事実）を知り、公表前に売り付けた。 （嫌疑者）会社役員	24.3.7（東京地裁立川支部） 懲役3年 追徴金約3,232万円 公判係属中（東京高裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
143	23.5.27	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書及び有価証券届出書の提出）	㈱富士バイオメディックスは、架空売上を計上するなど虚偽の記載のある連結損益計算書等を掲載した有価証券報告書を提出し、その後の株式募集を行うにあたり虚偽の記載のある損益計算書等を掲載した有価証券届出書を提出した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社取締役 当該会社嘱託社員 会社役員	24.3.8（東京地裁） 当該会社代表取締役 懲役2年 公判係属中（東京高裁） 当該会社取締役 懲役2年6月（執行猶予3年） （確定） 当該会社嘱託社員 懲役2年6月（執行猶予4年） 罰金400万円 （確定） 会社役員　懲役3年（執行猶予5年） 罰金800万円 （確定）
144	23.6.10	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	㈱スルガコーポレーションが委託先法人に行わせていた同社所有の商業ビルの立ち退き交渉業務に関し，警察において，同委託先法人が反社会的勢力であるとし，当該交渉業務について，同社役員らも捜査対象となっていたこと（重要事実）を知り、公表前に売り付けた。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社執行役員 当該会社社員	公判手続停止中（横浜地裁）
145	23.7.13	金商法第166条第3項等 （内部者取引）	㈱ジャストシステムの業務執行を決定する機関が㈱キーエンスを割当先とする第三者割当増資を行うこと（重要事実）及び業務提携を行うこと（重要事実）についての決定をした旨の伝達を受け、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）会社役員	23.9.16（東京地裁） 懲役3年（執行猶予3年） 罰金400万円 追徴金約1億1,796万円 （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
146	23.8.2	金商法第158条等 （偽計）	㈱ＮＥＳＴＡＧＥは、クロスビズ㈱を引受人とする現物出資を含む第三者割当増資において、宿泊施設等であった土地及び建物3物件の価値を過大に評価した上、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産が現物出資として給付される旨の虚偽の内容を含む公表を行った。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役会長 当該会社取締役 当該会社執行役員（2名） 会社役員 会社員 不動産鑑定士	23.10.11（大阪地裁） 会社役員 懲役1年6月（執行猶予3年） 会社員 懲役1年6月（執行猶予3年） （いずれも確定） 公判係属中（大阪地裁） 当該会社、当該会社代表取締役会長、当該会社取締役、当該会社執行役員（1名）
147	23.8.5	金商法第159条第1項第1号等 （相場操縦）	財産上の利益を得る目的で、㈱ＧＡＢＡほか2銘柄の株価を高騰させることを目的とした見せ玉等を行い、当該上昇させた株価により、各株券の売買を行った。 （嫌疑者）会社役員	24.5.14（福岡地裁） 懲役3年 罰金300万円 追徴金約1億8,695万円 公判係属中（福岡高裁）
148	23.12.12	金商法第158条 同法第197条第1項第5号 （偽計）	井上工業㈱は、アップル有限責任事業組合を割当先とする第三者割当増資につき、その払込みを仮装した上、その情を秘し、新株式発行増資の払込金として全額の払込みが完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社社員（2名） 会社員 証券ブローカー	24.2.14（東京地裁） 会社員　懲役2年6月（執行猶予3年） 24.3.7（東京地裁） 当該会社社員Ｂ 懲役1年6月（執行猶予3年） 24.3.12（東京地裁） 当該会社社員Ａ 懲役2年（執行猶予3年） 証券ブローカー 懲役2年6月（執行猶予4年） （いすれも確定）
149	23.12.21	金商法第158条等 （風説の流布及び偽計）	エスプール外3銘柄の株券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネットを介して電子掲示板上で、内容虚偽の文章を不特定多数かつ多数の者が閲覧できる状態に置いた。 （嫌疑者）無職	23.12.22（神戸簡裁） 罰金30万円 追徴金4万8,330円 （略式命令） （確定）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
150	24.1.31	金商法第166条第1項第3号等 （内部者取引）	ＮＥＣエレクトロニクス㈱が㈱ルネサステクノロジと合併することについて決定したこと（重要事実）及びエルピーダメモリ㈱が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を取得し、同計画に沿って㈱日本政策投資銀行を割当先とする第三者割当増資を行うことについての決定をしたこと（重要事実）を知り、それぞれの事実の公表前にＮＥＣエレクトロニクス㈱及びエルピーダメモリ㈱の株券を買い付けた。 （嫌疑者）国家公務員	公判係属中（東京地裁）
151	24.3.6	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2期）した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員（3名）	公判係属中（東京地裁）
152	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値と比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を売り付け、買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	公判係属中（福岡地裁）
153	24.3.22	金商法第166条第1項第1号等 （内部者取引）	黒崎播磨㈱及び同社が所属する企業集団の経常利益の各予想値について、直近に公表された各予想値に比較して新たに算出した各予想値との間に差異が生じたこと（重要事実）を知り、公表前に同社株券を買い付けた。 （嫌疑者）当該会社社員 会社役員	公判係属中（福岡地裁）

事件	告発年月日	関係条文	事件の概要	判決
154	24.3.26	金商法第158条等 （偽計）	㈱セラーテムテクノロジーは、自己資金を北京誠信能環科技有限公司とWEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDの三社間で2回循環させる方法により、北京誠信能環科技有限公司を買収したかのように偽装するため、WEALTH CHIME INDUSTRIAL LIMITEDを割当先とする第三者割当増資を実施して資金を調達し、北京誠信能環科技有限公司を実質的に完全子会社化するための買収資金に充当することを決議した旨の虚偽の事実を公表し、さらに前記第三者割当増資に係る払込手続が完了した旨の虚偽の事実を公表した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社取締役兼最高財務責任者 当該会社代表取締役	公判係属中（東京地裁）
155	24.3.28	金商法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出）	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（3期）した。 （嫌疑者）当該会社 当該会社代表取締役 当該会社監査役 当該会社取締役 会社役員	公判係属中（東京地裁）
156	24.3.28	証取法第197条第1項第1号等 （虚偽の有価証券報告書の提出））	オリンパス㈱は、損失を抱えた金融商品を簿外処理するなどの方法により、重要な事項につき虚偽の記載のある連結貸借対照表を掲載した有価証券報告書を提出（2期）した。 （嫌疑者）会社役員	公判係属中（東京地裁）
157	24.3.28	金商法第166条第2項第4号等 （内部者取引）	日本風力開発㈱の株券について監理銘柄に指定される可能性があること（重要事実）についての伝達を受け、公表前に同社株券を売り付けた。 （嫌疑者）無職	24.5.18（神戸地裁） 懲役2年（執行猶予3年） 罰金300万円 追徴金約8,637万円 （確定）

犯則調査の流れ

資料・情報の収集・検討
・発行者の開示情報
・報道
・電話、文書、インターネットを通じた一般からの情報
基礎調査
・嫌疑者の属性確認
・資金の流れの解明
・株取引の解明
本格調査
任意調査
・物件の領置
・嫌疑者、参考人の取調べ
強制調査
・嫌疑者、参考人の取調べ
・差押
・捜索
委員会による告発
地検による起訴

２－７　建議実施状況

１　建議実施状況一覧表

（単位：件）

年度	４～15	16	17	18	19	20	21	22	23	合計
件　　数	7	0	5	3	0	4 (4)	4	2	1	22

＊年度：平成 20 年度まで「事務年度ベース」7 月～翌年 6 月、平成 21 年度から「会計年度ベース」4 月～翌年 3 月

＊平成 20 年度（　）内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成 21 年度との重複期間（平成 21 年 4 月～6 月）の件数である。

２　建議案件の概要一覧表

建議年月日	建議の内容	措置の状況
6.6.14	重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出の嫌疑に係る犯則事件の調査の結果、店頭売買有価証券の登録審査について問題点が認められたので、日本証券業協会の店頭売買有価証券の登録に関する規則等について、会員証券会社等による厳正かつ深度ある登録審査を確保し、投資者保護に十全を期する観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、登録審査に関し、①証券会社と公認会計士等との十分な連携、②審査項目の見直し、③申請会員と協会の連携等の改善策を講じている。
9.12.24	大手証券会社による損失補てん事件について、犯則事件の調査等を行った結果、法令遵守のための内部管理に関して問題点が認められたので、委託注文と自己の計算による取引の区分の制度化等、法令遵守のための内部管理体制の充実・強化の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	各証券取引所では、株式の売買等について、証券会社に対して自己・委託の別の入力を義務付ける措置を講じ、実施済である。
11.12.21	日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行の有価証券報告書の虚偽記載に関し、犯則事件の調査を行った結果、銀行が提出する財務諸表について問題点が認められたので、銀行・信託業等における担保資産の開示、関連当事者との取引の十分な開示の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	大蔵省は、ガイドラインを改正し、銀行業等を営む会社の財務諸表における担保資産の注記を義務付けるとともに、全銀協等は、会員に関連当事者との取引の開示を徹底することを通知した。
12.3.24	証券会社の検査を行った結果、証券投資信託の償還乗換えの際の優遇措置の未利用取引、同一外貨建て商品間の売買に係る不適正な取扱いという営業姿勢に関する問題点が認められたので、顧客に対する誠実かつ公正な業務の執行の観点から、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	金融監督庁は、日本証券業協会に対し会員に不適正な投資勧誘について周知・指導の徹底を要請する旨の文書を発出するとともに、財務局ほか関係先にも通知した。
15.4.22	証券会社の検査を行った結果、①発行会社の既発債の市場における流通利回りが大幅に上昇している状況下における普通社債の個人投資家向けの募集の取扱い、②対象株式の株価が大幅に下落している状況下における他社株券償還特約付社債券の個人投資家向けの売出しに関して証券会社の営業姿勢に問題点が認められたので、これらを取得する個人投資家を保護するためのルールの整備を建議	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「募集期間中または売出期間中に生じた投資判断に影響を及ぼす重要な事象について、個人の顧客に対して説明を行って

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	した。	いない状況」を追加するとともに、事務ガイドラインに具体的なケースを規定した。
15.6.30	証券会社の検査を行った結果、インターネット取引を取り扱う複数の証券会社の検査において、①証券会社が、インターネット取引において、不十分な売買審査体制の下で、買い上がり買付けと自己対当取引を繰り返す等の作為的相場形成となる顧客の注文を継続的に受託している行為、②証券会社が、インターネット取引において、個人顧客が空売りの価格規制を潜脱する目的で行ったと認められる短時間に連続する複数回の信用売り注文を受託し、これを発注している行為、③証券会社が、インターネット取引において、顧客の注文が本人になりすましている疑いがある取引であるにもかかわらず、これを受託している行為が認められたので、市場の公正性を確保するため、インターネット取引を取り扱う証券会社の売買審査体制や顧客管理体制の適正性を確保させるための適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、行為規制府令を改正し、証券会社の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合として、「実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券の売買取引の受託等に関して、当該取引を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況」を追加するとともに、この「売買管理」について事務ガイドラインに具体的に規定した。また、顧客による空売り規制の潜脱行為を防止するための管理の徹底や、本人確認の徹底についても事務ガイドラインに具体的に規定した。
15.12.16	証券会社の検査を行った結果、①証券会社が、当該証券会社に所属しないアナリストとの間で、投資者への勧誘等に際し使用するためのアナリスト・レポートの作成に係る契約を締結したが、当該アナリストは、当該契約に基づき作成する個別の発行体に関するアナリスト・レポートに、当該発行体に係る株式について新規に買い推奨を示すレーティングを付した場合に、同レポートの投資者への公表前に当該株式の買付けを行い、公表後に売付けを行うといった行為を繰り返しており、証券会社のアナリスト・レポート及びアナリストに係る管理が十分なものとは認められない状況、②証券会社が、情報提供会社に対し、銘柄を指定した上、対価を支払ってアナリスト・レポートの作成を依頼したが、同レポートがそのような事情の下で作成されたことを同レポートに表示することなく投資者に対し公表している状況が認められたので、投資者保護及び市場の公正性、透明性を高める観点から、アナリスト・レポート及びこれを作成したアナリストに対する適切な管理体制を構築させるため必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	日本証券業協会は、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)を改正し、証券会社が、契約等に基づき外部アナリストが執筆したアナリスト・レポートを使用する場合には、外部アナリストの有価証券の売買等に関し、外部アナリストの公正かつ適正な業務の遂行が確保されるための措置が講じられていることの確認や、対価の支払い又は銘柄の指定等をして外部アナリストにアナリスト・レポートの作成を依頼した場合には、その旨を顧客に通知又はアナリスト・レポートに表示することなどを追加した。
17.11.29	相場操縦の一手法として、市場の株価を誘導するために、約定させる意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申込み、約定する前に取り消す、いわゆる「見せ玉」等が認められた。 相場操縦の禁止について規定する証取法第159条第２項第１号は、顧客による「見せ玉」等売買の申込み行為を規制の対象としているが、相場操縦に対する課徴金について規定する同法第174条は、売買等が成立している取引のみを規制の対象としており、「見せ玉」等売買の申込み行為は売買等が成立していないことから、課徴金制度が適用されない。したがって、相場操縦等の不公正取引規制の実効性を確保するための課徴金制度においても「見せ玉」等売買の申込み行為を適用対象とするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社への売買等の委託（媒介、取次ぎ又は代理の申込み）の内、売買等が成立していないもの（いわゆる「見せ玉」等）についても、新たに課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年６月７日成立した（同法の当該部分は平成 18 年７月４日から施行された。）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
17.11.29	証券会社の顧客が「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合、証取法第159条第2項第1号にいう売買等の委託に該当し、処罰の対象となるにもかかわらず、証券取引所の取引参加者である証券会社が自己の計算で「見せ玉」等売買の申込み行為を行った場合には、売買等にも売買等の委託にも該当しないことから、同号による禁止の対象とされていない。 「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦につき、証券会社とその顧客において、当罰性には何ら差異がないことから、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為をも、同号における禁止規定の対象とするとともに、同法第197条第1項第7号において規定する刑事罰の対象とし、併せて同法第174条に規定する課徴金の対象にもするよう建議した。	取引誘引目的で行われる証券会社の自己の計算による「見せ玉」等売買の申込みについて、新たに相場操縦行為として禁止するとともに、刑事罰及び課徴金の対象とすることを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成18年7月4日から施行された。）。
17.11.29	金融審議会金融分科会第一部会（中間整理）によると、業務範囲に関して、「投資サービス法においては、本来業務として、投資商品として位置付けられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。この際、現行法の下においては、例えば、現在、証券業と証券投資一任業を兼業するためには、証券業の登録、投資顧問業との兼業の届出、投資助言業の登録、一任の認可、証券業との兼業の認可といった手続が必要となるほか、兼業に伴う弊害防止措置についても証取法と投資顧問業法にそれぞれ規定が置かれているなど、縦割りの法律が健全な兼業を妨げているといった指摘があることに留意が必要である。」と指摘されている。 当委員会による証券会社に対する検査の結果を踏まえると、現在も、取引一任勘定取引により顧客が不当な手数料の支払いを強いられるような状況が散見されるところである。このため、投資サービス法における業務範囲の見直しに当たって、幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を一体として規制することとなり、それに伴い取引一任勘定取引契約の禁止の扱いも見直される場合には、投資者保護に支障を来たさないよう証券会社が顧客の利益を損なうことを防止するため、現行の投資顧問業法における投資一任契約に係る規制も踏まえ、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	投資一任契約に係る業務に関する各種行為規制、証券業と投資一任契約に係る業務を同時に行うことに関する弊害防止措置など、所要の規制を課すことを内容とする改正が盛り込まれた「証券取引法等の一部を改正する法律」が平成18年6月7日成立した（同法の当該部分は平成19年9月30日から施行された。）。
18.4.14	上場会社が株式や新株予約権付社債（以下「株式等」という。）を発行しようとする際、主幹事証券会社又はその関連会社が、発行体による当該株式等の発行に係る情報（以下「発行情報」という。）の公表前に、国内外の機関投資家に対して当該株式等に係る需要動向の調査（以下「プレ・ヒアリング」という。）を行うことがある。このようなプレ・ヒアリングの過程で発行情報を入手した海外の投資家が、発行情報の公表前に、当該株式等の発行体に係る上場普通株式を売り付けている事例が認められた。 当委員会では、このような事例が認められた場合、内部者取引を行ったものと認められる海外投資家に関して、海外当局に対する調査依頼を行っており、これを受けて、海外当局において当該投資家に対する処分が行われるに至っている。 他方で、証券会社の検査の結果、①プレ・ヒアリングの過程で発行情報を外部に伝達することに関して手続規程を整備していない②発行情報を外部に伝達する際に、その対象者に対し、伝達される発行情報が公表前の重要事実に	金融庁は、行為規制府令を改正し、プレ・ヒアリングにおける情報提供行為を禁止するとともに（平成18年11月1日施行）、日本証券業協会においても「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いについて」（理事会決議）を制定し、具体的な取扱いが規定された（平成19年1月4日施行）。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	該当することを伝達するなどの適切な注意喚起を行っていないことが疑われる③プレ・ヒアリングをいつ、誰に対して、どのような方法で実施し、その過程でどのような発行情報を外部の者に伝達したかについて記録を残していない会社が存することが認められた。このような情報管理体制を放置することは内部者取引を誘発しかねない。 ついては、証券会社がプレ・ヒアリング等において公表前の発行情報等を外部に伝達する行為により内部者取引が誘発されることを防止し、もって証券取引の公正を確保するため適切な措置を講ずるよう建議した。	
18.4.21	上場会社が重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出していた犯則事件に関し、当該上場会社の会計監査を担当した監査法人の公認会計士が、当該犯則行為に深く関与していた事例が複数認められた。 当委員会は、これらの事例について、当該上場会社及び同社の役員に加え当該公認会計士についても共同正犯（刑法第 60 条）として証取法第 226 条の規定に基づき告発した。 一方で、現行の証券取引法には、虚偽有価証券報告書を提出した上場会社の役員らと共謀した公認会計士が所属する監査法人の刑事責任を追及できる規定はないなど、上記公認会計士が所属していた監査法人に対しては、刑事責任を追及することは困難である。 しかし、当該上場会社との監査契約の当事者は監査法人であり、また、監査法人は、所属する公認会計士による業務の公正かつ的確な遂行のため、業務管理体制を整備しなければならない立場にある。 公認会計士法上、監査法人の社員が虚偽又は不当な証明をした場合に、監査法人に対して行政処分を行うことが可能であり、また監査法人の社員は民事上の責任も負うこととされているが、監査法人による厳正な監査を確保していく観点から、民事・行政責任のほか刑事責任を含めた監査法人の責任のあり方について総合的に検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずるよう建議した。	平成18年12月22日の金融審議会公認会計士制度部会報告において、「(行政処分の）処分類型の多様化を図っていくことが適当である。」とした一方、刑事罰の導入については､「非違の抑止等の観点から、監査法人に対する刑事罰を導入する可能性が否定されるべきではなく一つの検討課題であるが、非違事例等に対しては、課徴金制度の導入をはじめとする行政的な手法の多様化等により対応することをまず求めていくことが考えられる」と示されており、今後とも引き続き十分な検討を行っていくこととされた。 また、公認会計士・監査法人に対し違反行為を適切に抑止する観点から、利得相当額を基準とする課徴金を賦課する内容等が盛り込まれた「公認会計士法の一部を改正する法律」が平成 19 年６月 20 日成立した(平成 20 年４月１日施行)。
19.2.16	証券会社の検査の結果、①主幹事会社が、新規上場・公募増資を予定している発行体の業績の見通しについて適切な審査を行っていないものと認められる事例、②主幹事会社が、上場会社による公募増資において発行体の財政状態、経営成績等について何ら引受審査を行っていない事例が認められた。 株券等の募集･売出しに際して引受けを行おうとする証券会社には、発行体の財政状態、経営成績、業績の見通し等の厳正な審査を通じて、投資者が当該募集・売出しについて適切な投資判断をなし得る状況を確保するとともに、投資者が不測の損害を被ることを未然に防止する役割が期待されているところ、証券会社がこのような引受審査を適切かつ十分に実施することが確保されるよう建議した。	金融庁は有価証券の元引受を行う証券会社が、当該有価証券の発行者の財政状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項について、適切な審査を行うべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行)。
19.2.16	証券会社の検査の結果、証券会社のトレーダーが、東京証券取引所における東証株価指数先物取引のある限月の売買取引（以下「本件 TOPIX 先物取引」という。）において、同一委託者による同一指数での買付注文と売付注文とを対当させることにより、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ（以下、このようにして成立した取引を「本件仮装取引」という。)、その結果、当日の本件 TOPIX 先物取引の約定指数の出来高加重平均値（いわゆる「市場 VWAP」）を当該トレーダーに有利な方向	金融庁は証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を変動させる目的で仮装取引を行うこと、及び、これらの取引を受託することを禁止・規制するべき旨を規定する内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行)。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	に変動させるとともに、当日公表された本件 TOPIX 先物取引の出来高が、本件仮装取引に対応する枚数分増加するという事態を生じさせていた事例が認められた。 市場 VWAP は、取引関係者において広く参照されている数値であり、当該数値を実勢を反映しない数値とする取引は、当該数値に基づいて行われる市場内・外における他の取引の内容を歪めさせ得るものである。また、仮装取引により、その対象とされた取引の出来高を現実の需給に基づかない取引によって増加させる行為は、出来高を参照しつつ投資判断を行う市場関係者の投資判断を誤らせ得るものである。 ついては、証券会社が市場 VWAP、あるいは、出来高といった市場指標を実勢を反映しないものに歪めさせる取引を行うこと及び証券会社がこれらの取引を受託することが規制されるよう建議した。	
19.2.16	平成 18 年証券取引法改正においては、罰則の見直しが行われ、虚偽有価証券報告書等の提出（第 24 条第１項ほか)、不公正取引（第 157 条)、風説の流布・偽計等（第 158 条)、及び相場操縦行為等（第 159 条）に係る懲役刑が５年以下から 10 年以下に引き上げられている。 これに伴い、これらの罪に係る公訴時効については、刑事訴訟法第 250 条の規定によって５年から７年へと延長されている。 一方、証券取引法第 188 条に定める証券会社等の業務に関する書類（以下「法定帳簿」という。）については、保存期間も含め具体的には証券会社に関する内閣府令第 60 条に規定されているところであるが、そのうち注文伝票については保存期間が５年とされているところであり、５年から７年へと延長された公訴時効に対応したものとなっていない。 そのため、法定帳簿の保存期間につき、公訴時効の延長も勘案しつつ、適切に見直すよう建議した。	金融庁は虚偽の有価証券報告書等の提出等の罪について、公訴時効が延長されたことに伴い、注文伝票の保存期間（５年）と公訴時効（最大７年）との整合性が図られる内容が盛り込まれた「金融商品取引業等に関する内閣府令」を制定した（平成 19 年９月 30 日施行)。
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、カバー取引先への預託によって顧客からの保証金が管理される場合でありながら、顧客からの保証金の額を把握しておらず、自己の固有財産と顧客の財産を適切に区分管理していない事例が多く認められた。 これらの中には、①顧客から預託を受けた保証金が、カバー取引先から引き出され、不当に流用されていた、②カバー取引先に預託していた顧客の保証金を基に行う自己勘定取引を繰り返した結果、外国為替相場の急変により損失を拡大させ破綻し、顧客に損害を被らせた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者の区分管理について、保証金が金銭である場合の管理方法を金銭信託に限る等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、外国為替証拠金取引の区分管理の方法を金銭信託に一本化する旨を規定した(平成 21 年８月１日施行)。
21. 4. 24	ロスカットルールとは、保証金に対して損失が一定割合以上となった際には、自動的に反対取引により決済するルールであるが、当該ルールが機能しない場合には、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させ、最悪の場合には業者が破綻して顧客全体にも著しい損害を与えかねないような問題を含むことから、外国為替証拠金取引に係るロスカットルールの適切な運用は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、金融商品取引業者に外国為替証拠金取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守を義務付ける旨を規定した(平成 21 年８月１日施行)。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	する重点検査の結果、①ロスカットルールを設けていなかったことから、顧客の損失を拡大させた、②外国為替証拠金取引に係る約款上、ロスカットルールを定めていたにもかかわらず、顧客の要請に応じて追加保証金の入金を猶予していた、といった事例が認められた。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、ロスカットルールの制定を義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	
21. 4. 24	外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者においては、顧客がその入金した保証金を上回る多額の取引を行うことができるという外国為替証拠金取引の特性等から、適切なリスク管理態勢の構築が極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、為替相場の急変時に適切な対応が取られていない事例が認められた。 現行法上、外国為替証拠金取引の保証金についての規制はなく、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者が自由にレバレッジを設計しているところであるが、いわゆる高レバレッジの商品については、僅かな為替変動であっても保証金不足が生じ、顧客に不測の損害を与えるばかりか、業者の財務体質を悪化させるおそれがある。 したがって、外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対し、為替変動を勘案した水準の保証金の預託を受けることを義務付ける等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、１日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の４％以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止する旨を規定した（平成 22 年８月１日施行）。
21. 4. 24	金融商品取引業の登録にあたり、その適格性を判断するためには、登録申請時に提出する書類は極めて重要である。 外国為替証拠金取引を取り扱う金融商品取引業者に対する重点検査の結果、虚偽の記載をした最終の貸借対照表及び損益計算書を作成したほか、純財産額を算出した書面及び自己資本規制比率を算出した書面についても虚偽の記載をし、登録拒否要件に該当しないものとして登録申請を行い、登録を受けていた事例が認められた。 したがって、金融商品取引業の登録にあたり、申請書類に記載された純財産額及び自己資本規制比率等の数値が虚偽でないことを裏付ける疎明資料等を提供させる等、適切な措置を講ずるよう建議した。	金融庁は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、新規に第一種金融商品取引業の登録申請を受けた場合の留意事項として、登録拒否要件等に該当しないかを確認するため、疎明資料の提出を求める旨を明確化した（平成 21 年８月１日発出）。
22. 10. 19	集団投資スキーム（以下「ファンド」という。）の出資持分の販売を行う業者（以下「販売業者」という。）に対する集中的な検査において、出資又は拠出を受けた金銭（以下「出資金」という。）を主として有価証券又はデリバティブ取引に対する投資以外の事業に投資するファンド（以下「事業型ファンド」という。）について、 ① 出資金とファンドの運用業者の固有財産を同一の口座で混在させているもの、 ② 出資金をファンドの運用業者の運転資金等に流用するもの、 など、ファンドの運用業者において分別管理を適切に行っていないにもかかわらず、販売業者がファンドの出資持分の販売・勧誘を行っている状況が多く認められた。その中には、出資金の流用により投資者に被害が生じている事例も認められている。 また、このような状況の下においては、投資者に対して、重要な投資判断材料であるファンドの運用業者の具体的	金融庁は、「金融商品取引業等に関する内閣府令」を改正し、事業型ファンドに係る出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に次の内容を追加した（平成 23 年４月１日施行）。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、支店名、口座名義及び口座番号等。 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法。

建議年月日	建議の内容	措置の状況
	な分別管理の内容について、十分な情報提供がなされていない。 　したがって、こうした状況に鑑みれば、事業型ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図るため、出資金の分別管理の徹底及び投資者に対する重要な投資判断材料の提供の観点から、事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項を拡充するよう建議した。	
23．2．8	投資助言・代理業者に対する集中的な検査において、 ①　投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況 ②　無登録業者に対する名義貸し等 ③　顧客に対する情報提供が不適切な状況（著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等） ④　基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況（法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等） など、多数の法令違反事例や不適切事例が認められた。 　これらの発生原因をみると、ほとんどすべての事例において、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如等により、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められた。 　こうした状況に鑑みれば、投資助言・代理業者に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加するよう建議した。 　なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することにより、投資助言・代理業者についても、こうした対策の充実が図られるものと考えられる。	金融庁は、投資助言・代理業者の登録申請に当たり、業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する金商法の改正（改正法公布後１年以内に施行）を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。同法は、平成23年５月25日に公布された（同法の該当部分は平成24年４月１日から施行された。）。
23．12．20	不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められた。 　現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金については、課徴金の計算規定の適用が、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができない。 　したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要がある。	金融庁は、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができることとする金商法の改正（改正法公布後１年以内に施行）を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」案を国会に提出した。

２－８　クロスボーダー事案への対応状況

１．海外当局による摘発事例

No.	海外当局の処分発表日	摘発した海外当局	被処分者【処分の内容】	銘柄名	違反行為の概要
1	16.10.21	シンガポール通貨監督庁（MAS）	シンガポール政府投資公社の従業員【制裁金】	㈱三井住友フィナンシャルグループ	㈱三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、同社が3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。シンガポール政府投資公社（GIC）の従業員3名は当該情報を公表前に入手し、同月13日、当該情報を利用し、GICが保有するSMFG株式の売付け等を行い、当該情報が公表された後のSMFG株式の価格下落による損失を回避した。
2	18.8.1	英国金融サービス機構（FSA）	英国ヘッジファンドGLG Partners LP及びその元役員【制裁金】	㈱三井住友フィナンシャルグループ	㈱三井住友フィナンシャルグループ（SMFG）は、平成15年2月17日の立会取引開始前に、3,000億円以上の規模で優先株式を発行することを公表した。英国ヘッジファンドGLG Partners LPの元役員は当該情報を事前に入手し、同月12日から14日にかけて、当該情報を利用し、SMFG株式の売付けを行い、利得を得た。
3	18.12.13	香港証券先物委員会（SFC）	クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー【懲戒処分】	住友軽金属工業㈱	住友軽金属工業㈱（SLM）は、平成15年12月2日の立会取引終了後に、新株予約権付社債を発行することを公表した。クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダーは当該情報を事前に入手し、同情報が公表される前に、SLM株式の売付けを行った。
4	23.9.15	香港証券先物委員会（SFC）	香港の投資運用会社Oasis Management (Hong Kong) LLC及びその最高運用責任者【戒告処分、制裁金】	㈱日本航空	Oasis Management (Hong Kong) LLC（オアシス）は、その運用するファンドの取引として、平成18年に㈱日本航空の公募増資が公表された後に、新株の募集に申し込んだ上、発行価格決定日となった同年7月19日に、以下の行為を行った。 (1)　大引け直前の15分間に大量の引け成りの買い注文を発注し、その後それらを取り消した。 (2)　大引け前5分間に、日本航空株式の大量の空売りを行った。これらの空売りには直近公表価格以下での空売りを禁じる日本の証券取引法（当時）に違反するものも含まれていた。 オアシスの運用するファンドは、一連の空売りの決済日において、その約定分の約7割という大規模なフェイルを発生させた。その後公募株券等で当該フェイルの約5割を解消させた。 （本文143頁参照）

２．証券監視委による摘発事例

No.	告発日	連携した海外当局	嫌疑者	銘柄名	違反行為
1	21.4.27	シンガポール通貨監督庁（MAS）	当該会社の取締役会長	ジェイ・ブリッジ㈱	ジェイ・ブリッジ㈱の売上高及び経常利益について、直近の公表された予想値に比較して新たに算出した予想値に差異が生じたこと（重要事実）を知り、シンガポールの金融機関に開設した英領ヴァージン諸島に設立された法人名義の口座を利用し、公表前に同社株券を売り付けた。 （附属資料274頁参照）

２－９　平成23年度　主な講演会等の開催状況
－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【市場参加者】			
平成23年	4月6日	日本証券経済研究所	市場の効率と公正（理論と現実）
	5月11日	資本市場研究会（大阪）	証券検査を巡る最近の動向について
	5月16日	資本市場研究会（東京）	証券検査を巡る最近の動向について
	5月17日	国際銀行協会（IBA）	Recent development of Securities Inspections
	5月18日	日本証券業協会	システムリスク（情報セキュリティ）管理態勢について～検査官の視点で～
	5月19日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	5月25日	日本証券業協会（大阪）	証券監視委の活動状況と不公正取引の傾向
	5月25日	資本市場研究会（名古屋）	証券検査を巡る最近の動向について
	6月2日	日本証券業協会（大阪）	内部管理態勢整備の留意点
	6月10日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	6月16日	日本証券投資顧問業協会	証券検査の当面の課題
	7月5日	エイプロシス（東京）	悪質な投資勧誘及びインサイダー取引に関する留意点
	7月5日	日本証券業協会	証券監視委の検査手法事例
	7月22日	エイプロシス（大阪）	悪質な投資勧誘及びインサイダー取引に関する留意点
	9月6日	経済同友会	目指すべき金融資本市場の形成に向けた施策
	9月16日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み （上場会社ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾌｫｰﾗﾑ（大阪））
	9月27日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～営業員向け～
	10月7日	日本公認不正検査士協会	企業不正の傾向と対策～わが国の証券市場における特質と課題を中心～
	10月7日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	10月11日	国際銀行協会（IBA）	検査官の視点で見たシステムリスク管理態勢のポイント～検査マニュアルに沿って～
	10月21日	日本証券業協会	証券監視委の最近における検査概要について
	10月28日	全国信用金庫協会	平成23年度の検査重点検証分野と最近の検査指摘事例等について
	10月28日	経営法友会	証券市場の監視体制と最近の事案傾向について
	10月31日	投資信託協会	証券検査を巡る最近の動向について　～23年度証券検査基本方針と最近の指摘事例
	11月8日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	11月18日	日本証券業協会（名古屋）	内部管理態勢整備の留意点～投資信託の販売～
	11月25日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み （上場会社ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾌｫｰﾗﾑ（名古屋））
	11月30日	不動産証券化協会	証券監視委の最近における検査概要について
	11月30日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み （上場会社ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾌｫｰﾗﾑ（福岡））
	12月2日	資本市場研究会	市場の監視と市場の活力（日本経済と金融システム）
	12月5日	一月会	証券監視委の現況
	12月5日	日本証券業協会	証券会社のリスク管理態勢について ～財務の健全性等に必要なリスク管理態勢～
	12月5日	全国信用組合中央協会	平成23年度検査実施方針及び最近の検査指摘事例等について
	12月7日	東京証券取引所、4取引所共催	インサイダー取引に対する当局の取組み （上場会社ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾌｫｰﾗﾑ（札幌））
	12月13日、14日	日本不動産鑑定協会	不動産現物出資制度を悪用した偽計事件について
	12月22日	日本証券業協会	投資信託の販売
平成24年	1月19日	総合研究フォーラム	証券不公正取引と証券監視委の対応
	2月8日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点～内部管理態勢の適切性・実効性～

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
	2月16日	日本証券業協会（名古屋）	証券監視委の最近における検査概要について
	2月17日	日本証券業協会（大阪）	証券監視委の最近における検査概要について
	2月20日	日本証券業協会	内部管理態勢整備の留意点
	2月21日	日本証券業協会	証券監視委の最近における検査概要について
	3月5日	日本証券業協会	最近の検査結果から見た主な指摘事項について～リテール業務向け～
	3月15日	会計教育研修機構	金融商品取引法及び証券監視委の活動状況
	3月15日	大阪証券取引所	証券監視委の活動状況について
	3月23日	日本証券業協会	証券監視委の検査手法事例
【自主規制機関等】			
（取引所）			
平成23年	4月19日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	4月19日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月27日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月18日	札幌証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月20日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月25日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	5月26日	福岡証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月27日	名古屋証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	5月31日	東京金融取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	6月3日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月9日	東京証券取引所	不適切な会計処理にかかる最近の事例について
	6月27日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月29日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月29日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	8月31日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月26日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月28日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	10月28日	大阪証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月18日	東京証券取引所	活動状況を踏まえた意見交換
	11月21日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月24日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月30日	福岡証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	12月7日	札幌証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
平成24年	1月23日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	1月26日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月6日	名古屋証券取引所	証券監視委の活動状況ほか
	2月20日	大阪証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	2月29日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月30日	東京証券取引所	市場規律の強化に向けた意見交換

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
（取引業協会等）			
平成23年	4月22日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	4月26日	投資信託協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月13日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	5月26日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	6月10日	金融先物取引業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	7月7日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月2日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	9月29日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月11日	日本証券業協会	活動状況を踏まえた意見交換
	11月17日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	11月17日	日本証券業協会（東北）	証券監視委の活動状況ほか
	11月29日	日本証券クリアリング機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月1日	日本証券業協会（北陸）	証券監視委の活動状況ほか
	12月1日	日本証券業協会（九州）	証券監視委の活動状況ほか
	12月7日	日本証券業協会（北海道）	証券監視委の活動状況ほか
	12月9日	証券保管振替機構	活動状況を踏まえた意見交換
	12月14日	日本証券業協会（中国）	証券監視委の活動状況ほか
	12月15日	日本証券業協会（四国）	証券監視委の活動状況ほか
平成24年	1月12日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	1月25日	国際銀行協会（IBA）	証券監視委の活動状況ほか
	2月6日	日本証券業協会（名古屋）	証券監視委の活動状況ほか
	2月23日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
	3月29日	日本証券業協会	市場規律の強化に向けた意見交換
【日税連等】			
平成23年	11月7日	東京税理士会	最近のインサイダー事案の傾向と当局の取組み
	11月25日	日本税理士会連合会	最近のインサイダー事案の傾向と取組み
【公認会計士協会】			
平成23年	9月22日	日本公認会計士協会	最近のインサイダー取引の特徴と当局の対応
	11月17日	日本公認会計士協会(東北会)	証券監視委の活動状況ほか
	11月30日	日本公認会計士協会(北陸会)	証券監視委の活動状況ほか
	11月30日	日本公認会計士協会(北部九州会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月1日	日本公認会計士協会(南九州会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月8日	日本公認会計士協会(北海道会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月14日	日本公認会計士協会(中国会)	証券監視委の活動状況ほか
	12月15日	日本公認会計士協会(四国会)	証券監視委の活動状況ほか
【日弁連等】			
平成23年	4月22日	日本組織内弁護士協会	弁護士と金融行政
	11月11日	日本弁護士連合会	証券監視委の開示検査等に際しての第三者委員会への期待について
平成24年	3月2日	第二東京弁護士会	公正な証券市場の確立にむけて

	開催日	講演等主催者〔対象〕	テーマ
【大学・大学院】			
平成23年	4月25日	慶応義塾大学	日本経済と金融システム
	5月26日	東京大学	金融へのいざない
	5月26日	早稲田大学大学院	証券監視委の市場監視と市場規律強化に向けた活動状況～近時の虚偽記載事例を中心に～
	6月27日	中央大学法科大学院	証券監視委の活動状況ほか
	10月24日	大分大学	最近の証券市場と証券監視委の活動状況
平成24年	1月16日	明治大学専門職大学院	虚偽記載等の証券不公正取引と証券監視委の対応
	1月16日	東京大学ロースクール	政府における法曹の役割と倫理

２－１０　平成23年度　各種広報媒体への寄稿
　－市場参加者との対話、市場への情報発信強化の取組み－

掲載日		媒　体	テーマ
平成23年	4月25日（4月号）	日本証券業協会HP 証券業報	平成23年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について
	8月25日（8月号）		課徴金事例集の公表について
	11月28日（11月号）		「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について
平成23年	4月13日～5月25日	東京証券取引所メールマガジン	証券検査について（その7～その10）
	6月8日、22日		社債の無届募集について（その1、その2）
	7月6日、20日		適格機関投資家等特例業務届出者への金商法違反行為緊急差止命令について（その1、その2）
	8月3日～31日		監視委員会の事務処理状況の公表について（その1～その3）
	9月14日～10月12日		現物出資を悪用した偽計事件の告発について（その1～その3）
	10月26日～12月7日		グローバル化への対応について（その1～その4）
平成24年	12月21日～2月22日		相場操縦について（その1～その5）
	3月7日、21日		風説の流布について（その1、その2）
平成23年	4月1日～6月3日	JASDAQ Journal （大阪証券取引所・ジャスダック証券取引所メールマガジン）	証券検査について（その5～その10）
	6月17日、7月8日		社債の無届募集について（その1、その2）
	7月22日、8月5日		適格機関投資家等特例業務届出者への金商法違反行為緊急差止命令について（その1、その2）
	8月19日～9月16日		監視委員会の事務処理状況の公表について（その1～その3）
	10月7日～11月4日		現物出資を悪用した偽計事件の告発について（その1～その3）
	11月18日～1月13日		グローバル化への対応について（その1～その4）
平成24年	1月27日～3月9日		相場操縦について（その1～その5）
	3月16日、30日		風説の流布について（その1、その2）
平成23年	8月15日（9月号）	会計・監査ジャーナル	課徴金事例集の公表について
	9月15日（10月号）		課徴金事例集の公表とインサイダー取引の傾向について
平成23年	9月27日（10月号）	月刊日本行政	課徴金事例集の公表について～インサイダー取引事案の現状～
平成23年	4月10日～3月25日	金融法務事情	霞ヶ関から眺める証券市場の風景（第36回～第58回）
平成23年	12月21日（2月号）	ビジネス法務	香港の資産運用会社等による不公正取引事案について
平成23年	12月19日	週刊金融財政事情	香港の資産運用会社等による不公正取引事案への対応

２－１１　証券取引等監視委員会メールマガジン

証券取引等監視委員会メールマガジン　（第６号）　平成 23 年 4 月 28 日
証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

＜目次＞

1. 新着情報
2. 市場へのメッセージ
3. コラム

１．新着情報

・ジャパンリアライズ株式会社及びその役職員の金融商品取引法違反行為に係る裁判所への緊急差止命令の申立て（同法第１９２条第１項）について
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110428-1.htm

・「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」を更新しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03

２．市場へのメッセージ

◆社債券の無届募集に対する初めての課徴金納付命令勧告◆

証券監視委は、平成 23 年４月 15 日、ワールド・リソースコミュニケーション㈱が社債券の無届募集を行ったとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行いました。→
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110415-1.htm

同社は、各回号ごとの社債券の取得者を 49 名以下にすることにより、少人数私募の名目で金商法上の届出をすることなく社債を発行していました。
（注）各回号あたりの発行数を 49 枚以下にするとともに、回号ごとにわずかに利率を換え、多数回に分けて発行していました。
しかし、実態を調べたところ、少なくとも 50 名以上を相手方として社債券を取得するよう勧誘を行っていたことが分かりました。そのため、同社の取得勧誘は、有価証券の募集に該当し、有価証券届出書の提出が必要になります。

本件募集は違法行為であり、有価証券の発行・勧誘会社が、適法を装った違法な募集を行うことは許されません。
証券監視委は、今後とも、金融庁・財務局や消費者庁等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無届募集等の金商法違反行為に対して適切に対処していく考えです。
投資者の皆様におかれましても、無届で募集される株券や社債券等の有価証券を購入することのないようご注意ください。
［参考：未公開株購入の勧誘にご注意（金融庁ＨＰ）］

→http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html

◆平成23年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画について◆

証券取引等監視委員会は、証券検査を計画的に管理・実施するため、毎年度、証券検査基本方針及び証券検査基本計画を定めており、平成23年度は４月８日に策定・公表しました。

→http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110408-1.htm

近年、証券検査は、累次の制度改正に伴う対象業者の拡大・増加、世界的な金融危機の経験無登録業者等による被害の社会問題化といった大きな環境変化に直面しています。

こうした環境変化に対応し、効率的かつ効果的な検査を実施する観点から、リスクに基づいた検査、予告検査の実施など実効性のある検査の実施、監督部局、捜査当局などの関係部局等との連携強化等を行うこととしています。

重点検証分野としては、市場仲介機能、法人情報の管理などゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証、投資勧誘の状況など投資者保護等の観点からの検証、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対応などを挙げています。

また、証券会社、投資運用業者、信用格付業者、ファンド販売業者、投資助言・代理業者、自主規制機関、無登録業者などの業態毎に、検査実施計画策定に当たっての基本的な考え方を示しています。

証券監視委としては、本基本方針及び基本計画に則して証券検査を実施することにより、引き続き、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護に努めます。

３．コラム

［東京証券取引所自主規制法人からの寄稿］

◆東証COMLECによるコンプライアンス教育支援について◆

東京証券取引所自主規制法人では、実務に精通したスタッフによって組織された東証COMLEC（コムレック）の活動を通じて、インサイダー取引規制など金融商品取引に関連する法令に関し、上場会社や取引参加者におけるコンプライアンス教育の支援を行っています。COMLECという名は、Compliance Learning Center（コンプライアンス ラーニング センター）の頭文字から成っています。

東証COMLECは、これまで市場の最前線で市場の公正を確保するための諸活動に従事し、豊富な知識経験を培ってきました。このような実務者たちによるコンプライアンス教育は、教科書に書かれている事柄を単に羅列するだけの形式的なものではなく、“実務の最前線”において具体的に通用する実践的なものとなっています。

実際の活動内容は、セミナーの開催（東証での開催のみならず地方での開催も）、社内研修への講師派遣（講師料は無料）、eラーニングコンテンツ等の各種コンテンツのご提供、刊行物の発刊、FAQの公表等です。詳細は東京証券取引所のウェブサイトをご覧ください。（http://www.tse.or.jp/sr/comlec/program.html）

昨今の報道からも明らかなとおり、ひとたび金融商品取引に関連する法令違反が発生すると、企業は極めて重大なダメージを受けてしまいます。万が一にもそのような事態が発生することの無いよう、東証COMLECのコンプライアンス教育支援をどうぞ積極的にご利用ください。

東京証券取引所自主規制法人　東証COMLEC

証券取引等監視委員会メールマガジン （第７号） 平成 23 年 5 月 31 日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

＜目次＞

1. 新着情報
2. 市場へのメッセージ
3. コラム

１．新着情報

・情報受付状況を更新しました（4 月末）。
http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm

・取引審査の実施状況を更新しました（4 月末）。
http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

２．市場へのメッセージ

◆適格機関投資家等特例業務届出者に対する裁判所への緊急差止命令の申立て◆

平成 22 年 12 月の本メールマガジンにおいて、無登録業者等に対する裁判所への緊急差止命令の申立てについて御紹介しましたが、証券監視委は、平成 23 年４月 28 日、49 名超の一般投資家に対してファンド持分の私募及び運用を行っていた適格機関投資家等特例業務届出者（後述）であるジャパンリアライズ株式会社（北海道札幌市）とその役職員２名について、金融商品取引法第 192 条に基づき、札幌地方裁判所に対して緊急差止命令の申立てを行いました。そして、５月 13 日、同地裁から、申立ての内容どおり、当該金商法違反行為（無登録営業）を差し止める命令が下されました。仮にこれらの者がこの命令に違反した場合は、罰則の対象になります。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110428-1.htm（申立て）
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110513-1.htm（命令）

ファンド持分の私募又は運用を行う場合、原則として内閣総理大臣の登録（第二種金融商品取引業又は投資運用業）が必要となりますが、１名以上の適格機関投資家（いわゆるプロ）かつ 49 名以下の一般投資家を相手方とするものについては、これらの登録は要さず、届出で足りることとなっています。しかし、同社のように、この要件を満たさない者については、無登録営業を行っていることとなります。

証券監視委としては、引き続き、金融庁・財務局や消費者庁、捜査当局等の関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、こうした無登録営業等の金商法違反行為に対して厳正に対処していく考えです。

投資者の皆様におかれても、無登録業者等との取引は一切なさらないよう御注意ください。

◆クロスボーダーの不公正取引に対する監視◆

金融・資本市場のグローバル化に伴い、既に、国境を越えた取引（クロスボーダー取引）や市場参加者の国際的活動が日常化しています。証券監視委は、本年１月に策定・公表した第７期活動方針において、「市場

のグローバル化への対応」を基本的な考え方の三つの柱の一つとして掲げ、対応を強化する方針を示しました。
→ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110118-1.pdf

証券監視委は、これまでも海外当局との二国間の情報交換枠組みや多国間情報交換枠組み（多国間ＭＯＵ）等を通じ、不公正取引の監視における国際的な連携を図ってきており、こうした取組みの結果として、これまで以下の摘発事例があります。

○証券監視委からの情報提供を端緒に海外当局が摘発を行った事例

・平成 16 年 10 月、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）は、シンガポール政府投資公社従業員による㈱三井住友フィナンシャルグループ株券に係るインサイダー取引について、当該従業員に対して民事制裁金を課した旨を公表。

・平成 18 年 8 月、英国金融サービス機構（ＦＳＡ）は、英国のヘッジファンドＧＬＧ及びその元役員による㈱三井住友フィナンシャルグループ株券に係るインサイダー取引について、ＧＬＧ及び元役員に対して制裁金を課した旨を公表。

・平成 18 年 12 月、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）は、クレディスイス香港リミティッドのトレーダーによる住友軽金属工業㈱株券に係るインサイダー取引について、当該トレーダーに対して懲戒処分を行った旨を公表。

○海外当局と協力し証券監視委が摘発を行った事例

・平成 21 年 4 月、ジェイ･ブリッジ㈱元取締役会長による同社株券に係るシンガポール所在のダミー口座を利用したクロスボーダーのインサイダー取引事件について、シンガポール通貨監督庁の協力を得て、東京地検に告発。

証券監視委としては、今後ともクロスボーダーの不公正取引に適切に対応するため、海外当局と密接に連携するとともに、一層の人材育成や体制整備を進め、市場監視の空白を作らないよう取り組んでまいります。

３．コラム

［日本証券業協会からの寄稿］

◆本協会の協会員に対する監査結果について◆

今般、平成 22 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめました。

平成 22 年度の監査は、金融商品の説明及び勧誘状況の検証等を重点項目に掲げ、会員（証券会社）84 社、特別会員（銀行等）57 機関に対して監査を実施し、会員 81 社、特別会員 61 機関に対し監査結果を通知いたしました。

その結果、「顧客に対し、誤った投資信託の信託報酬率を表示していた。」、「投資信託取引口座を開設する顧客に対し、法令で定められた契約締結前交付書面を交付していなかった。」等の法令・諸規則違反等の指摘を行いました。

平成 23 年度の監査におきましても、引き続き、金融商品の説明及び勧誘状況の検証等を重点項目に掲げ監査を実施することにしています。

○　詳細な内容につきましては、本協会ホームページにおける『協会員への監査について』の「Ⅲ．監査の結果について」をご確認ください。　http://www.jsda.or.jp/html/jisyukisei/kansa.html

○　本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会　監査１部　（TEL　03-3667-8455）

証券取引等監視委員会メールマガジン （第８号） 平成 23 年 6 月 30 日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

＜目次＞

1. 市場へのメッセージ
2. コラム

１．市場へのメッセージ

◆「証券取引等監視委員会の活動状況」の公表◆

証券監視委は、年に一度、その活動状況を取りまとめ、「証券取引等監視委員会の活動状況」として公表しているところですが、この６月 28 日、平成 22 年度（平成 22 年４月１日～平成 23 年３月 31 日）における活動状況について公表しました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/reports/n_22/n_22.htm

平成 22 年度は、第 6 期体制と第 7 期体制にまたがるため、本公表においては、平成 23 年 1 月に公表した第 7 期新体制の中期的な活動方針の基本的な考え方等についても掲載しています。更に、平成 22 年度には、与えられた権限・権能を活用し、以下のように、機動性・戦略性の高い市場監視に取組んできました。

日常的な市場監視においては、包括的かつ機動的な市場監視の実現を図るべく、発行市場・流通市場全体に目を向けた市場監視、新たな取引形態等の実態把握、相場操縦・内部者取引・偽計等の取引審査、クロスボーダー取引に関する海外証券規制当局との連携等の取組みを進めてきました。

証券検査については、対象先の増大やその業態の規模や特性等の多様化に応じて、グローバルに活動する大手証券会社に対してはリスク管理態勢等を重点的に検証するとともに、ファンド販売業者や投資助言・代理業者に対しては集中的に法令遵守状況を検査し、更に検査結果を踏まえ、建議を行いました。

無登録業者による未公開株式の販売や、有価証券の無届募集に対しては、制度整備を受け、金商法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを、それぞれ初めて行いました。

不公正取引やディスクロージャー違反については、課徴金制度の特性を活かした迅速・効率的な調査・検査を実施し、アルゴリズム取引の特性を利用することを意図した相場操縦や、売上の前倒し計上等による虚偽記載等について、課徴金納付命令勧告を行いました。

犯則行為については、厳正な調査を行い、東証アローヘッド稼動後における見せ玉手法等を用いた相場操縦を告発したほか、新規上場時の粉飾を伴う公募増資について、一般投資家への更なる被害の拡大を最小限にすべく、同社株の取引制限（ロックアップ）が解除される前に強制調査に着手する等の対応を行ってきました。

上記の内容について、豊富な公表資料も掲載しております。本公表により、証券監視委の活動状況を知っていただくとともに、幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待しています。

２．コラム

［大阪証券取引所からの寄稿］

◆東日本大震災による被災上場会社等に対する支援策について◆

本年３月 11 日に発生した東日本大震災により被災された皆様に対しましては心よりお見舞い申し上げます。

今般の大震災により，東北地方を中心に甚大な人的・物的被害が生じたことに加え，首都圏など広範囲において，社会インフラの毀損や物流機能の断絶などが生じ，企業活動にも多大な打撃を与えております。被災地を中心とした上場会社を取り巻く環境は依然厳しく，回復にはなお時間を要すると考えられることから，被災上場会社等に対する支援策として所要の整備を図ることといたしました。

第一に，東日本大震災で特に被害の大きかった地域（青森県，岩手県，宮城県，福島県及び茨城県）に本社を置く上場会社（以下，「対象上場会社」といいます）のうち，対象上場会社からの申請に基づき，経営成績，財政状態等に影響があると認められる上場会社に対し，免除期間（本制度の施行日である６月 10 日から１年以内）を納入期とする上場手数料及び年賦課金を免除することとしております。

第二に，上場廃止基準又は市場第一部から市場第二部への指定替え基準の時価総額基準に抵触した場合，事業計画書の提出期限を平成 23 年 12 月末とし，この場合における猶予期間を平成 24 年６月末までといたします。また，上場廃止基準又は市場第一部から市場第二部への指定替え基準の債務超過基準について，震災に起因する特別損失により債務超過基準に該当した場合の猶予期間を１年間延長することとします。加えて，震災による一時的な事業活動の停止は上場廃止基準に抵触しない取扱いといたします。

第三に，上場審査基準における直前事業年度の監査意見に関する基準において，震災により監査手続きが一部実施できない場合には，限定付適正意見も可とすることといたします。また，実質審査項目（企業の存続性，内部管理体制の整備，情報開示体制の確立等）について，震災の影響を考慮し，対応を図ることといたします。併せて，震災の影響によって業績の推移の確認に一定の期間を要する等の理由から，上場審査期間が長期化し，結果的に基準決算期が変更となる場合には，再申請を不要とします。

その他，対象上場会社の当社主催の機関投資家・アナリスト向け会社説明会の利用を無料としたり，震災復興等をテーマとしたＥＴＦの上場推進，当社が開設している社会資本整備市場（ＰＦＩ市場）の活用なども検討しております。

詳細については，大阪証券取引所のホームページをご覧ください。

http://www.ose.or.jp/

大阪証券取引所　自主規制総務グループ

証券取引等監視委員会メールマガジン （第９号） 平成 23 年 7 月 29 日

証券監視委ホームページ http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

＜目次＞

1. 新着情報
2. 市場へのメッセージ
3. コラム

１．新着情報

・「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」を更新しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03

2. 市場へのメッセージ

◆課徴金事例集の公表◆

証券監視委は、平成 23 年６月 21 日、平成 22 年５月から平成 23 年４月までの間に課徴金納付命令が発せられた、金融商品取引法違反の課徴金 31 事例（インサイダー取引関係 14 事例、相場操縦関係５事例、開示書類の虚偽記載に係るもの 11 事例等）について、その概要をとりまとめ、「金融商品取引法における課徴金事例集」として公表しました。 http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/jirei_20110621.pdf

今回の事例集は前回に引き続き、事案の内容が理解しやすくなるよう適宜概要図を挿入した他、事案に見られる特徴的な事象についても可能な限り解説を加えました。

また、課徴金制度導入以降、通算 173 件に及ぶ勧告事案を通観した傾向分析を行い、掲載しています。例えば、インサイダー取引については、重要事実別の勧告状況、違反行為者や情報伝達者の属性別勧告状況、違反行為に使用された証券口座別（自己名義、借名、その両方）の分類などを掲載し、開示書類の虚偽記載については、上場市場別分類、業種別分類、不適正な会計処理の類型などを掲載しています。

さらに、課徴金勧告には、至らなかったものの、自発的訂正等を慫慂した開示検査事案の概要を盛り込むことなどにより、内容を充実させました。

証券監視委としては、本書により市場監視行政の透明性が一層高まるとともに、市場参加者の皆様に、この課徴金事例集を十分に活用して頂くことで、市場参加者の自主的規律の促進が図られ、ひいては証券市場における取引の公正や適正開示に資するものとなることを期待しております。

3. コラム

［日本証券業協会からの寄稿］

◆内部者取引の未然防止のための J-IRISS の活用に関する検討報告について◆

J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）とは、不公正取引の防止及び市場の透明性・公正性の維持の観点から、証券取引所の全面的な協力の下、日本証券業協会が運営するシステムです。

J-IRISS を活用し、証券会社が顧客情報と上場会社の役員情報（上場会社により入力され、データベース化された情報）とを照合・確認することにより、顧客の内部者取引等の不公正取引の未然防止に役立っています。

本年 1 月、日本証券業協会及び全国の証券取引所は、内部者取引の未然防止に資するより一層の有効な施策について検討を行うため、「内部者取引の未然防止に関する検討チーム」を設置し、検討を重ねて参りました。そして、去る 6 月 14 日付けでその検討報告書を公表したところであります。

検討チームでは、J-IRISS が内部者取引等の未然防止を実効ならしめるための重要なインフラであるという共有認識のもと、J-IRISS への上場会社のさらなる登録を促進するための具体的な施策について検討し、11 項目の施策を取りまとめました。

今後、日本証券業協会及び全国の証券取引所のみならず、幅広い市場関係者にも御協力いただきながら、J-IRISS への登録促進のため、各施策に注力して参ります。

○上記の検討報告書については、日本証券業協会のホームページをご覧ください。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/j-iriss_110614.pdf

○本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会自主規制企画部 J-IRISS 推進室

（TEL 03-3667-8470）

＜目次＞

1.市場へのメッセージ
2. コラム

1. 市場へのメッセージ

◆相場操縦事案への対応について◆

平成23年8月5日、証券監視委は、見せ玉手法等を用いた相場操縦の嫌疑で、福岡県在住のデイトレーダーを告発しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110805-1.htm

犯則嫌疑者は、東証上場の３銘柄の株券について、同株券の売買を誘引する目的をもって、連続した高指値注文により高値を買い上がり、さらに約定させる意思のない大量の買い（見せ玉）を発注する等により、取引が活発であると誤解させ、かつ、同株券の相場を変動させるべき一連の売買及び委託により株価を上昇させ、上昇させた株価により同株券を売り付けていました。
デイトレーダーによる相場操縦の告発事例としては、平成21年9月告発の「ネット取引による見せ玉等の手法を用いたデイトレーダー・グループによる相場操縦事件」、平成22年10月告発の、東証の新株式売買システム「arrowhead」稼動後の相場操縦行為を摘発した「大分在住のデイトレーダーによる見せ玉手法等を用いた相場操縦事件」に次いで、本件が3例目となります。

また、平成23年８月２日、証券監視委は、相場操縦について、平成23年度において2件目となる課徴金勧告を行いました。これを含め、これまでに相場操縦については、15件の課徴金勧告を行いましたが、これらはいずれもネット取引によるもので、その中には、「アルゴリズム取引」の特性を利用することを意図した事例もありました。
（課徴金事例集39～56ページ　http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/jirei_20110621.pdf）

証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保を図るべく、取引の高速化に対応した発注状況の再現･分析に取組み、ネット取引についても常時監視の目を光らせています。投資家の皆様におかれましても、こうした違法発注や取引を行わないようご留意お願い致します。

2. コラム

［東京証券取引所自主規制法人からの寄稿］

◆第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート・調査報告書を公表しました◆

東京証券取引所自主規制法人は、本年１月末より、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所及び札幌証券取引所と合同で、全国の上場会社を対象に「第三回全国上場会社内部者取引管理アンケート」を実施してまいりましたが、今般、御協力いただいた2,387社の上場会社の御回答を分析して調査報告書を取り纏め、各取引所のウェブサイトに公表しました。

本アンケート調査は、平成 19 年の第一回、平成 21 年の第二回に続いて三回目となりましたが、調査結果からは、内部者取引管理規程の整備や役職員に対する啓発活動が前回に比べてさらに積極化していることが明らかになる一方で、未だ重要事実の認識時期が遅いと思われる上場会社も散見されました。

また、今回のアンケートでは、社内での啓発活動に関する設問を前回より増加させ、子会社の体制整備に関する設問を新たに設けましたので、これらの事項についても御参考にしていただけるものと存じます。

上場会社各社におかれましては、必要に応じて本調査報告書を御利用いただきながら、引き続き内部者取引の未然防止に努めていただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

東京証券取引所自主規制法人　売買審査部

＜目次＞

1.新着情報
2.市場へのメッセージ
3.コラム

1. 新着情報

・田原投資コンサルティング株式会社に対する検査結果に基づく勧告について
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110930-1.htm
・情報受付状況を更新しました（8 月末）。
http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm
・取引審査の実施状況を更新しました（8 月末）。
http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

2. 市場へのメッセージ

◆海外当局との連携について◆

9 月 15 日、香港の証券先物委員会（The Securities and Futures Commission、以下「香港 SFC」）は、いずれも香港 SFC より許認可を受けている Oasis Management（Hong Kong）LLC(以下「オアシス」)及び同法人の最高運用責任者である Seth Hillel Fischer 氏（以下「フィッシャー氏」）個人に対してそれぞれ香港法令上の戒告処分（Reprimand）及び 750 万香港ドルの制裁金を課した旨を発表し、同日、証券取引等監視委員会（以下「当委員会」）は、下記のプレスリリースを公表しました。

「我が国証券市場における株式会社日本航空株式に係る不適切な取引について、香港の証券先物委員会が在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分について」
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110915-1.htm　（和文）
http://www.fsa.go.jp/sesc/english/news/others/20110915.htm　（英文）
（参考）香港 SFC ホームページ　http://www.sfc.hk/

香港 SFC による今般の処分については、クロスボーダー取引における不公正行為に対する香港 SFC と当委員会との間の緊密な協力の結果であり、当委員会としては、香港 SFC による今般の処分を高く評価しています。

平成 23 年 5 月の本メールマガジンにおいてご紹介しましたが、これまでにも当委員会は、海外当局との二国間の情報交換枠組みや多国間情報交換枠組み(多国間ＭＯＵ)等を通じ、不公正取引の監視における国際的な連携を図ってきており、こうした取組みの結果として、4 件の摘発事例があります。
http://www.fsa.go.jp/sesc/message/20110531-1.htm

当委員会は、平成 23 年１月に策定した「第７期活動方針」の基本的考え方の新たな柱として、「市場のグ

ローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしたところであり、引き続き、海外当局と連携し、クロスボーダー取引に対する監視を強化してまいります。

3. コラム

［日本証券業協会からの寄稿］

◆「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」等の発信について◆

日本証券業協会では、投資者・消費者からの信頼性向上のための施策の一環として、平成22年12月14日より、ホームページにおいて、「投資者に対する注意喚起（インベスター・アラート）」及び「金融商品や取引の特徴やリスク」の情報を恒常的に発信しています。

ホームページ(トップ)にある「トラブルにあわないために」というメニューにおいて、(1)詐欺的行為(未公開株式の詐欺など)についての注意喚起、(2)取引に纏わる苦情やトラブルの紹介と取引に際しての留意点の注意喚起を掲載するほか、(3)金融庁などが発信する注意喚起の紹介をしています。

また別のメニューにおいて、「金融商品や取引の特徴やリスク」の情報を掲載しています。今般、「金融商品や取引の特徴やリスク」のメニューを拡充し、‘日経平均リンク債’‘パワー・リバース・デュアルカレンシー債’‘ノックイン型投資信託’の特徴やリスク、‘通貨選択型投資信託’‘毎月分配型投資信託’の特徴についてのわかりやすい解説を掲載いたしました。

ぜひこの機会に、日本証券業協会のホームページをご高覧ください。

「投資者向けの注意喚起」

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/index.html

「金融商品や取引の特徴やリスク」

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/risk/index.html

○　本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会自主規制企画部

(TEL 03-3667-8470)

＜目次＞

1.新着情報
2.市場へのメッセージ
3.コラム

1. 新着情報

・「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」を更新しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/kensa.htm#03

2. 市場へのメッセージ

◆現物出資制度を悪用した第三者割当増資への対応について◆

平成 23 年 8 月 2 日、証券監視委は、現物出資制度を悪用した偽計の嫌疑で、株式会社 NESTAGE 関係者らを告発しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20110802-2.htm

嫌疑者らは、同社が 2 期連続で債務超過となり、上場廃止基準に抵触するおそれがあったことなどから、現物出資を含む第三者割当増資を行って債務超過を回避するとともに、同社の株価をつり上げることを企て、現物出資される不動産を過大評価した上、第三者割当増資の取締役会決議に際し、「同不動産については現物出資財産として適正な鑑定評価及びその価額が相当であることの証明を受けており、募集株式の払込金額に相当する価値のある不動産である」旨の、虚偽の内容を含む公表を行っていたものです。

平成 21 年後半頃から、現物出資による第三者割当増資件数が増加する傾向が見られましたが、こうした現物出資の出資対象財産は、現金出資の場合と異なり、特に適正な価値評価が行われる必要があることから、証券監視委は、関係者との間で意見交換等を通じ認識の共有を図ってきたところです。この中で、平成 22 年 8 月、国土交通省から日本不動産鑑定協会に対し、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価の適正な実施について」との通知の発出等が行われ、その後、日本不動産鑑定協会から、協会会員向けに、不動産鑑定評価の適正な実施に関する注意喚起が行われました。また、同協会においては、平成 23 年８月、「会社法上の現物出資の目的となる不動産の鑑定評価に関する実務指針」の制定・公表が行われています。

証券監視委としては、違反行為に対しては厳正に対処していくとともに、こうした関係者一丸となった取組みにより、現物出資を悪用した不公正ファイナンスが未然に防止されるよう、関係者への情報提供、協力関係の一層の強化に取組んで参ります。

3. コラム

［大阪証券取引所からの寄稿］

◆大証金融商品取引法研究会について◆

大阪証券取引所（以下、「大証」という。）では、金融・証券界を取り巻く法制度の大幅な変革の流れのなか、大証の自主規制機関としての役割に照らし、金融・証券関連法規について、有識者による深度ある研究の場を提供し、その成果を外部に公表し、還元していくことの意義は極めて深いと考え、平成21年9月に新たに大証金融商品取引法研究会を発足しました。

研究テーマは、金融商品取引法を中心に、その他会社法をはじめとする関係法令及び当社市場が直面する法律的事案を取り扱うこととし、月1回程度開催することとしております。なお、その内容は順次大証ホームページに掲載して、公衆の縦覧に供しております。

メンバーは大学教授を中心としており、各回ごとにテーマや報告者を選定し、報告・討論をしていただいております。報告については、メンバーのみならず、金融庁や証券取引等監視委員会といった行政機関の方、証券会社をはじめとする実務経験者の方にもお願いし、証券界を巡る最新の状況について討論していただけるようにしております。

直近1年間の主な研究テーマは、最近の金融商品取引法の改正（格付け会社、公正で利便性の高い市場基盤の整備、多様で質の高い金融サービスの提供、課徴金制度等に係る金商法改正、多様な資産運用・調達機会の提供）、福島原発事故と東京電力の株主利益、大証における上場関連業務などとなっております。

バックナンバーにつきましては、大証のホームページをご覧ください。
（http://www.ose.or.jp/self_regulation/product_trading_rule_research）

大阪証券取引所　自主規制総務グループ

＜目次＞

1.新着情報
2.市場へのメッセージ
3.コラム

1. 新着情報

・「「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」及び「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」について」が日本証券業協会のホームページに掲載されました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1128
・日税連において講演を行いました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/torikumi/torikumi.htm

2. 市場へのメッセージ

◆金融庁や証券監視委の職員を装った悪質な電話等にご注意ください◆

近年、金融庁や証券監視委又はこれを連想させる組織を名乗る者が、
○「未公開株の被害調査を行っている。」「今お持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者等と称する者が未公開株の買増し勧誘などを行っている、
○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ手数料や報酬を要求している、
などといった情報が多数寄せられています。

［証券監視委を連想させるような名称の例］
証券監視委員会、ＮＰＯ法人証券等監視委員会、証券取引監査委員会、証券取引監視協会　など

金融庁や証券監視委の職員が、一般の方に直接電話をして、未公開株等に関する勧誘、調査、注意喚起等をしたりすることはありません。
このような電話を受けた場合には、下記リンク先の金融庁金融サービス利用者相談室、証券監視委情報受付窓口まで、具体的な状況（例：相手方の名称・氏名、電話番号、振込先口座、振込金額等：注）の情報をお伝えいただくとともに、最寄りの警察署にご相談ください。
（注）提供いただいた情報は関係機関に回付する場合があります。
「情報提供されるにあたってのお願い」https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

証券監視委としても、関係機関と緊密に連携し、公益及び投資者保護の観点から、無登録営業や無届募集等の金商法違反行為等に対して厳正に対処してまいります。

（ご参考）
「金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～ 未公開株に関するご注

意 ～」

http://www.fsa.go.jp/sesc/support/warning.htm

平成23年金融商品取引法改正により、無登録業者が未公開株、社債等の売付け等を行った場合、その売買契約が原則無効となるルールが創設され、本年11月24日から施行されました。

http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111111-1.html

---

3. コラム

［日本証券業協会からの寄稿］

◆本協会の協会員に対する監査結果について◆

今般、平成23年度上半期の協会員に対する監査結果を取りまとめました。

平成23年度上半期の監査は、金融商品の説明及び勧誘状況の検証等を重点項目に掲げ、会員（証券会社）36社、特別会員（銀行等）35機関に対して監査を実施し、会員36社、特別会員24機関に対し監査結果を通知しました。

その結果、「営業員が投資信託の乗換え勧誘を行うに際し、重要事項について説明を行っていない状況であった。」、「顧客の投資目的等を十分勘案のうえ適切な投資勧誘を行う必要があることについて、内部管理部門から営業店への指導徹底が行われていなかった。」等の法令・諸規則違反等の指摘を行いました。

○　詳細な内容につきましては、本協会ホームページにおける『協会員への監査について』のⅢ.監査の結果について」をご確認下さい。

http://www.jsda.or.jp/katsudou/kansa/index.html

○　本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会　監査１部

（TEL　03-3667-8455）

証券取引等監視委員会メールマガジン （第 14 号） 平成 23 年 12 月 27 日

証券監視委ホームページ　http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm

＜目次＞

1.新着情報
2.市場へのメッセージ
3.コラム

1. 新着情報

・「霞ヶ関から眺める証券市場の風景」（52 回）が「金融法務事情」に掲載されました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#0410
・「相場操縦について（その１）」が東京証券取引所メールマガジンに掲載されました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1221a
・「香港の資産運用会社等による不公正取引事案について」が「ビジネス法務」に掲載されました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1221b
・「香港の資産運用会社等による不公正取引事案への対応」が「週間金融財政事情」に掲載されました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1219

2. 市場へのメッセージ

◆インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計事件の告発について◆

平成23年12月21日、証券監視委は、インターネット掲示板を悪用した風説の流布及び偽計の嫌疑で、兵庫県在住の者を告発しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20111221-1.htm

犯則嫌疑者は、ジャスダック市場等に上場されている４銘柄の株券について、その株券売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、インターネット掲示板上に、日刊紙や情報配信社の配信記事の引用を装うなどして、虚偽の内容の文字データを不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、株価を上昇させ、上昇させた株価により同株券を売り付けていました。

インターネット掲示板を使って虚偽の情報を提供した上、自ら株券を売り付けるという事例は、本件が初めての告発事例となります。

証券監視委は、市場の公正性・透明性の確保を図るべく、インターネット上に掲載される株式情報等についても監視の目を光らせています。

上記のような虚偽の情報のインターネット上への書き込みは、法令違反になり、悪質性重大性の大きい件では今回のように刑事告発の対象になりますので、投資家の皆様にはこうしたことをなさらないようご留意をお願いいたします。

3. コラム

［東京証券取引所自主規制法人からの寄稿］

◆東京証券取引所自主規制法人における考査業務について◆

東京証券取引所自主規制法人は、その自主規制業務の 1 つとして、取引参加者に対する「考査」を行っています。

考査の目的は、東証市場における売買の執行及び決済の担い手である取引参加者（主として証券会社）の健全性・信頼性を確保することにあります。この目的を達成するため、考査員が取引参加者の本店その他の店舗に直接赴き、東証市場における売買に係る受託から執行・決済までの業務を中心に、法令及び取引所諸規則の遵守の状況並びに営業若しくは事業又は財産の状況を調査・検証します。検証の結果、法令や取引所諸規則に違反する行為が認められた場合には、注意の喚起や処分の判断を行います。また、違反行為が認められなかった場合であっても、それが発生するおそれのある状態が認められた場合には、その発生を未然に防止するため改善を求めて、要請や勧告の判断を行います。

これまでの考査の実施状況や、処分・注意喚起等の実施状況については、東京証券取引所自主規制法人のホームページをご参照ください。

http://www.tse.or.jp/sr/activity/kousa.html

なお、本年 11 月 22 日に株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所との経営統合が発表されたところですが、考査の分野ではそれ以前より、東京・大阪・名古屋・福岡・札幌の全国各証券取引所及び日本証券業協会との間での連携が行われており、共通の取引参加者に対しては合同で考査を行っています。また、証券取引等監視委員会の検査部門との間でも、情報交換や、ワークショップを開催しての事例研究を通し、知識や検査ノウハウの共有を図るなどしております。

東京証券取引所自主規制法人は、今後も関係各機関との連携を深め、適時適切な考査を遂行することにより、取引参加者の健全性・信頼性の確保を通した市場の公正性確保に努めてまいります。

東京証券取引所自主規制法人　考査部

＜目次＞

1.新着情報
2.市場へのメッセージ
3.コラム

1. 新着情報

・「相場操縦について（その１）」が大証・JQ メールマガジンに掲載されました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/keisai/keisai.htm#1221a
・情報受付状況を更新しました（12 月末）。
http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm
・取引審査の実施状況を更新しました（12 月末）。
http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki
・経済産業省審議官による内部者取引事件の告発について
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120131-1.htm

2. 市場へのメッセージ

◆顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課の建議について◆

証券監視委は、平成 23 年 12 月 20 日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、顧客等の計算において不公正取引を行った者に係る課徴金賦課に関する建議を行いました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2011/2011/20111220-2.htm

（注） 建議とは、証券監視委が、検査・調査等の結果把握した事項等を総合分析して、現行の法規制、自主規制ルールでは不十分であるような場合に、その事実を指摘した上で、法規制、自主規制ルールのあり方等について検討すべき課題及びその見直しについて問題提起を行うものです。

証券監視委の不公正取引事案の調査において、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、顧客等の計算において不公正取引を行った疑いがある事例が認められました。
現行の制度では、顧客等の計算において不公正取引を行った者（以下「違反者」という。）に係る課徴金の適用については、違反者が金融商品取引法の「金融商品取引業者等」である場合に限られていることから、違反者が対価を得ているにもかかわらず課徴金を課すことができません。
したがって、違反行為の抑止の観点から、「金融商品取引業者等」に該当しない者が、他人の計算において不公正取引を行い、対価を得ている場合においても、課徴金を課すことができるようにする必要があるとの建議を行ったものです。

証券監視委としては、今後とも、不公正取引事案に対しては厳正に対処するとともに、金融商品取引の公正や投資者の保護などを確保する観点から、法規制や自主規制ルールに関する必要な建議を行って参ります。

3. コラム

［日本証券業協会からの寄稿］

◆「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」報告書について◆

平成23年春、本協会において、自主規制規則の見直しに関する提案を協会員から募集したところ、配分に関する規制のあり方、特に発行者が指定する販売先に優先的に販売する「親引け」に関する規制のあり方について、現在の資本市場の実態に合うものとなるよう見直すことが提案されました。

これを受け、本協会では、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、証券会社の実務担当者のみならず、発行者、機関投資家及び有識者といった幅広い層に参加を求め、平成23年10月から12月にかけて、７回にわたり、配分に関する広範な検討を行ってまいりました。

今般、当該分科会の議論の論点を整理した上で、親引けをはじめとする配分に関する規制のあり方についての当該分科会としての考え方を報告書として取りまとめ、公表いたしました。

なお、今後、この報告書の方向性に沿った制度整備に向けて、自主規制規則等の見直しが必要となりますが、これに先立ち、この報告書の内容について、平成24年２月７日（火）まで、広く意見を募集しております。

詳細な内容につきましては、本協会ホームページにおける『「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」報告書の公表及びパブリック・コメントの募集』をご確認下さい。

http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/20120116162332.html

本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会　自主規制１部
（ＴＥＬ　０３－３６６７－８６４７）

＜目次＞

1.市場へのメッセージ
2.コラム

1. 市場へのメッセージ

◆適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化！◆
　－違法なファンド業者にご注意ください！－

最近、悪質な適格機関投資家等特例業者（以下「届出業者」）が販売・運用するファンドによる投資者被害が多発しています。

通常、ファンドの販売や運用を行う場合には、金融商品取引法の厳格な登録が必要ですが、届出業者は、１名以上の適格機関投資家（プロ投資家）及び49名以下の一般投資家を相手方とすることなどを要件に、簡易な届出のみでファンド業務を行うことができます。しかし、最近、届出業者が、要件を逸脱して多数の一般投資家から出資を集め、出資金を運用資産以外に流用するなどの被害事例が確認されています。

金融庁・証券監視委・財務局等は、こうした投資者被害に対応すべく、内閣府令や監督指針の改正、立入検査、裁判所への金商法違反行為の禁止命令等の申立ての実施により、届出業者に対する取組みを一層強化します。

詳細はこちら→ http://www.fsa.go.jp/sesc/support/tekikaku_kyouka.htm

投資者の皆様におかれましては、ファンドの勧誘を受けた場合、その業者の信用力を慎重に見極め、取引内容を十分に理解したうえで判断すること、運用開始後は自ら運用の内容を確認することが重要ですが、届出業者について以下のような点に十分注意してください。

○「金融庁（財務局等）に届出を行い営業をしております」などとあたかも金融庁（財務局等）公認の事業であるかのように強調する届出業者がいますが、届出を受理したことをもって、金融庁（財務局等）が届出業者の信頼性を保証するものではありませんし、適格機関投資家が投資することをもって、ファンドの信頼性が保証されるものでもありません。

○投資経験の乏しい者（高齢者を中心）に販売されているケースや、「今から紹介するファンド（匿名組合）に投資すれば必ず儲かる、（持分権利を）何倍もの価格で買い取る」と勧誘し、投資をすると、その後連絡がとれなくなるなど、劇場型勧誘によるトラブルも目立っています。届出業者のファンドについては、基本的にプロ投資家を相手に販売・運用が行われるものとして簡素な規制となっており、一般投資家を念頭においた規制とはなっていません。

少しでも不明な点があれば、取り合わない・出資しないという姿勢が必要です。

このような届出業者についての情報は、上記リンク先の金融庁金融サービス利用者相談室、証券監視委情報受付窓口等までお寄せください。

2. コラム

［大阪証券取引所からの寄稿］

◆不適切な第三者割当増資等の未然防止について◆

昨今，機動的な資金調達が可能となることから，第三者割当増資が上場会社において頻繁に利用されています。

しかしながら，欧州を中心とする海外市場においてはライツ・オファリング（株主に対して新株予約権を無償割当することによる資金調達）が普及しており，第三者割当増資が多用される我が国市場に対して批判が寄せられていることも実情です。当社では上場会社によるライツ・オファリングの利用を促進するため，有価証券上場規程等を改正するなど，上場制度整備に努めているところです。

上述のような第三者割当増資を巡っては，株主による関与がないなかで，取締役会決議のみにより議決権の希薄化や経営陣による大株主の恣意的な選択がなされるといったコーポレート・ガバナンス上の重要な問題点を内包していることが指摘されております。また，割当先が反社会的勢力との関連が疑われる事例，現物出資を受けて第三者割当を実施するものの資産評価の妥当性について疑義がある事例，払込みに要する財産の存在の確認が不十分である事例，短期間のうちに増資を反復し支配権の異動が再三発生する事例等，市場の公正性や上場会社の信頼性を損なうような事例も発生しております。

こうした問題意識から，当社は，企業行動規範において，一定比率以上の第三者割当増資を行う場合は意見入手を求めるなど，投資者が安心して投資できる環境を整備するとともに，個別の第三者割当増資へのきめ細かい対応を行うことにより，不適切な第三者割当増資の未然防止に努めております。

また，当社では，従前より問題のある事例を「会社情報適時開示等に関する手引き」で御紹介してまいりましたが，新たな問題事例が散見されることから，よりタイムリーにその概要を周知する必要性が高いと考えております。それを受け，実際の事前相談等において指摘を行った事例の一部を取りまとめ，その内容を当社ホームページに掲載することとしました。

上述の具体的な内容につきましては，大証のホームページをご覧ください。

(http://www.ose.or.jp/self_regulation/5959)

大阪証券取引所　自主規制総務グループ

＜目次＞

1.新着情報
2.市場へのメッセージ
3.コラム

1. 新着情報

・情報受付を更新しました（２月末）
http://www.fsa.go.jp/sesc/uketuke/uketuke.htm
・取引審査の実施状況を更新しました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#torihiki

2. 市場へのメッセージ

◆大型公募増資に伴うインサイダー取引への対応◆

平成 24 年 3 月 21 日、証券監視委は、平成 22 年に実施された上場会社の大型公募増資の公表前にインサイダー取引を行った事実が認められたとして、中央三井アセット信託銀行株式会社に対して課徴金納付命令の勧告を行いました。
http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2012/2012/20120321-2.htm

同信託銀行は、その締結した投資一任契約に基づいて、ファンドの資産の運用を行っていましたが、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石株式会社の公募増資の主幹事証券会社の営業員から、国際石油開発帝石株式会社が公募増資を行うことについての決定をした事実の伝達を受け、この事実が公表される平成 22 年 7 月 8 日より前の平成 22 年 7 月 1 日から同年 7 月 7 日までの間､上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石株式会社の株式を売り付けていました。

プロとして法令遵守の模範たるべき大手信託銀行の従業員が運用業務としての株式取引において法令違反行為を行ったこと、及び主幹事証券会社の営業員が業務の一環として内部者情報の伝達を行ったことは、我が国金融・資本市場の信頼性・公平性・透明性に係る問題であり、市場関係者全体において受け止める必要があると考えられます。
証券監視委としては、引き続き、市場関係者との適切な連携を図りながら、こうした大型公募増資の際のインサイダー取引をはじめとする、プロの取引にも適切な監視を行ってまいります。

3. コラム

［日本証券業協会からの寄稿］

◆J-IRISS（ジェイ・アイリス）登録上場会社数が６割を超えました◆

J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）とは、不公正取引等の防止及び市場の透明性・公正性の維持の観点から、証券取引所の全面的な協力の下、日本証券

業協会が運営する上場会社の役員等のデータベースシステムです。

上場会社から役員等の情報をあらかじめ J-IRISS に登録していただき、証券会社が自社の顧客情報を J-IRISS に照合することで顧客のうちの上場会社の役員等を把握することにより、それら顧客が自社株式を売買するときに証券会社から確認することでインサイダー取引を未然に防止する仕組みです。

したがって、できるだけ多くの上場会社に J-IRISS に登録していただく必要があります。日本証券業協会及び全国の証券取引所は、共同して上場会社を個別に訪問するなど J-IRISS への登録を促進するための取組みを行っております。

これまでの登録促進により、本年 2 月末で登録上場会社が 2,154 社と全上場会社の 6 割を超えたところであります。残り 4 割の上場会社に対しても、引き続き、登録を促進するための様々な働きかけを実施してまいります。

○　J-IRISS の詳細については、日本証券業協会のホームページをご覧ください。
http://www.jsda.or.jp/katsudou/j-iriss/index.html

○　本件に関するお問い合わせ先：日本証券業協会自主規制企画部 J-IRISS 推進室
（TEL 03-3667-8470）

平成 23 年 1 月 18 日
証券取引等監視委員会

公正な市場の確立に向けて
～「市場の番人」としての今後の取組み～

１．証券監視委の使命

証券取引等監視委員会（証券監視委）は、引き続き、

○　市場の公正性・透明性の確保

○　投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

２．基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「市場の公正を汚す者には怖れられ、一般投資家には心強い存在」であるべく、３つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

（１）機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

（２）市場規律の強化に向けた働きかけ

- 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

（３）市場のグローバル化への対応

- クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます。
- グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応を行っていきます。
- そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます。

証券監視委としては、このような考え方に基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

３．重点施策

市場監視の各手段を戦略的に活用しながら、特に以下のような点に重点をおいて、実効性のある効率的な市場監視を行っていきます。

（１）包括的かつ機動的な市場監視

- 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

（２）不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

（３）ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施

- 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用も含め、適切に対応していきます。

（４）課徴金制度の一層の活用

- 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

（５）検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て（金商法第 192 条）の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

（６）自主規制機関などとの連携

- 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

皆様からの情報提供が、市場を守ります！

証券監視委では、広く一般の皆様から情報を受け付けています。寄せられた情報は、各種調査・検査や日常的な市場監視を行う場合の有用な情報として活用しています。

個別銘柄に関する情報

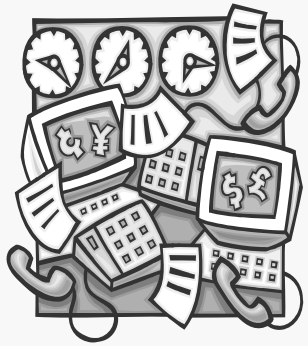

- 相場操縦(見せ玉や空売りによるもの など)
- インサイダー取引(会社関係者による重要事実公表前の売り抜け など)
- 風説の流布(ネット掲示板の書込み等によるデマ情報 など)
- 疑わしいディスクロージャー(有価証券報告書・適時開示 など)
- 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先 など）
- 上場会社の内部統制の問題 ・・・・ など

金融商品取引業者に関する情報

- 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題 など）
- 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、自己資本規制比率の算定 など）・・・・など

その他の情報

- 疑わしい金融商品やファンド（投資詐欺的な資金集め など）、無登録業者
- 市場の公正性を害する市場参加者（いわゆる仕手グループ など）・・・・ など

※株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています。

お気付きの情報がありましたら、こちらまでお寄せください

証券取引等監視委員会　情報受付窓口
〒100－8922　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第7号館
電話　：　03－3581－9909（情報受付窓口直通）
FAX　：　03－5251－2136
https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。

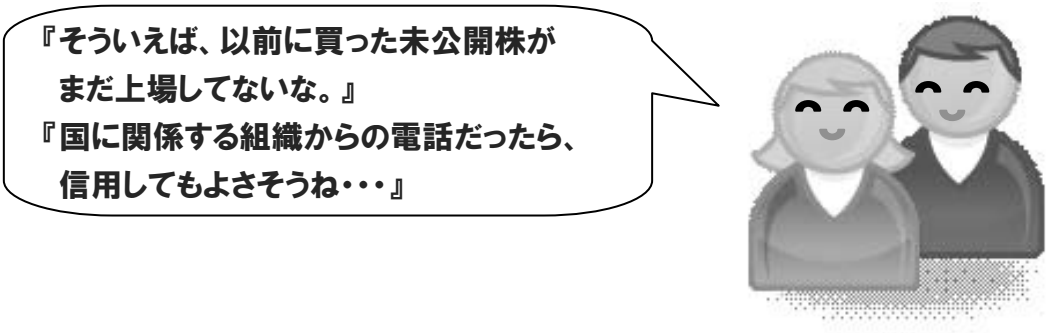

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！
～ 未公開株に関するご注意 ～

平成２１年６月１９日
金　　融　　庁
証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

○「未公開株の被害調査を行っている。」、「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、
○「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例
・証券監視委員会　　・ＮＰＯ法人　証券等監視委員会
・証券取引監査委員会　　・証券取引監視協会　　など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口
○金融庁金融サービス利用者相談室
電話（ナビダイヤル）：０５７０－０１６８１１
※IP 電話・PHS からは０３－５２５１－６８１１におかけください。
ＦＡＸ：０３－３５０６－６６９９
○証券取引等監視委員会　情報受付窓口
証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報処理係
直　通：０３－３５８１－９９０９
ＦＡＸ：０３－５２５１－２１３６
代　表：０３－３５０６－６０００　（内線３０９１、３０９３）

証券取引等監視委員会公益通報窓口・相談窓口

証券取引等監視委員会（以下「当委員会」という。）では、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に伴い、外部の労働者の方からの公益通報を適切に処理するため、公益通報に係る通報窓口・相談窓口を設置しました。金融商品取引法に規定する法令違反行為（犯則行為等）の事実等で、当委員会が処分若しくは勧告等を行う権限を有するものについて通報されたい方は、下記の注意事項をご確認の上、郵送、電子メール又はFAXによりご連絡ください。また、当委員会に対する公益通報についてご相談されたい方は、電話によりご連絡ください。

≪公益通報窓口で受け付ける通報について≫

公益通報としての通報においては、以下の要件を満たす必要がありますのでご注意願います。

(1) 通報者が、通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者であること。
（当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者も含みます。）

(2) 通報に不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的等がないこと。

(3) 通報対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていること。

(4) 通報対象となる事実が真実であると信ずるに足りる相当の理由、証拠等があること。

(5) 当委員会が処分若しくは勧告等をする権限を有している事実であること。

※ 当委員会では、公益通報窓口の他に情報受付窓口を設置しております。通報者が匿名での通報を望まれる場合や通報対象となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者でない場合などには、情報受付窓口に情報提供をお願いいたします。

（証券取引等監視委員会情報受付窓口）

https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/

〒100－8922　東京都千代田区霞ヶ関3－2－1　中央合同庁舎第7号館

証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　情報受付窓口

電話番号：03－3581－9909、FAX：03－5251－2136

≪公益通報にあたってのご注意≫

1. 公益通報をされる際には、以下の情報が必要になりますので明記願います。

(1) 氏名（匿名を希望される場合は情報受付窓口で受け付けております）

(2) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

(3) 被通報者（法令違反を行った（行おうとしている）事業者）

(4) 通報者と被通報者の関係

(5) 法令違反の具体的事実（法令違反行為が行われた（行われようとしている）内容、年月日、関与者、事実を知った経緯など）

2. 受け付けた通報は、審査を行い、法に基づく公益通報として受理するか否かの決定を行い、受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨を通知させて頂きます。

3. 通報内容を把握するため、当委員会から連絡をさせて頂く場合があります。

4. 受理しないときは、当委員会の活動において活用させて頂くため、情報受付窓口に回付の上、一般からの情報提供として受け付けさせて頂きます。

5. 通報に関する秘密は、国家公務員法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等により守られます。

≪通報及び相談窓口について≫
通報は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法で受け付けております。
通報にあたっては、「公益通報」と明記して頂くようお願いいたします。

（通報先）

郵送	〒100－8922　東京都千代田区霞ヶ関3－2－1　中央合同庁舎第7号館 証券取引等監視委員会事務局　市場分析審査課　公益通報窓口
FAX番号	03－5251－2198
電子メール	koueki-tsuho.sesc@fsa.go.jp

（相談先）

直通電話	03－3581－9854
相談受付日	月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）
受付時間	午前 9 時 30 分～午後 6 時 15 分まで

平成 24 年 4 月 27 日
証券取引等監視委員会

「年金運用ホットライン」を開設しました。

○　証券取引等監視委員会は、本日（平成 24 年 4 月 27 日）公表した平成 24 年度証券検査基本方針において示されたとおり、投資一任業者の業務運営の実態等について、今後、集中的に検証するとともに、年金運用に関する情報の収集・分析体制を強化すべく、有用性の高い情報を収集するための専用の窓口「年金運用ホットライン」を開設することといたしました。

○　皆様からの情報提供をベースに、当委員会内に新たに配置した年金運用の専門家が積極的かつ質の高い分析を行うことにより、検査対象先の選定や検査における検証の着眼点に反映させたいと考えております。

○　皆様におかれましては、例えば、投資運用業者における疑わしい運用等の端緒情報のほか、年金資産の運用環境に関する情報等、間接的に市場監視に資する情報も含め、幅広く情報提供いただきますようお願いいたします。

○　本ホットラインでは、有用性の高い情報を得る観点から、実名の方を対象とし、対話形式によって情報提供いただくことを想定しております。特に詳細な情報提供をいただける場合、当委員会の年金運用の専門家が対応いたしますので、予めお知らせ願います。

○ 当委員会では、情報を提供いただいた方のお名前などの個人情報や情報内容は、外部に漏洩することがないよう、セキュリティーには万全を期しております。

年金運用ホットライン
郵　　送：〒100-8922　東京都千代田区霞が関３－２－１
証券取引等監視委員会　年金運用ホットライン
直通電話：03－3506－6627
電子メール：pension-hotline@fsa.go.jp

○　匿名の情報提供は、引き続き、当委員会情報受付窓口で歓迎します。

証券検査に関する基本指針

平成 23 年 7 月

証券取引等監視委員会

証券検査に関する基本指針

Ⅰ　検査の基本事項

１．検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先(別紙「検査対象先」のとおり)の業務又は財産の状況等を検証することにより経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて内閣総理大臣(金融庁長官)に対して適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局(検査対象先に対する監督権限を有する部局。以下同じ。)に対して必要な情報を提供する等の措置を講じることを使命とする。

近年、証券監視委の検査対象先は多種多様化し、その数も大幅に増加している。また、今日のグローバルな資本市場の現状を踏まえた、システミック・リスクへの配慮も必要となっている。こうした状況に対応しつつ、上記の使命を適切に果たしていくためには、業者の業務、規模その他の特性を勘案した、メリハリのある検査対応を行うことにより、検査の効率性・実効性をより高めて行く必要がある。また、法令並びに自主規制機関等(認可金融商品取引業協会等)の定款及び諸規則(以下「法令等」という。)の違反行為の検証を基本としつつも、更に進んで、公益又は投資者保護の観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢に着目した検査も一層充実させ、検査対象先の特性を勘案しつつ、態勢面のチェックも行っていく必要がある。その際には、検査対象先との双方向の対話を重視した検査プロセスを通じて持続的な業務改善に結びつけていくことが重要である。

こうした考えのもと、公益及び投資者の期待に応えられる証券検査を行うためには、業者の特性を勘案しつつ、以下のような目的及び方法(基本原則)に留意して行う必要がある。

(１)　証券検査の目的

①　証券検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢の構築を金融商品取引業者等に促すことを目的とするものである。

②　証券検査は、取引の公正確保を基本としつつも、金融商品取引業者

の財務の健全性を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保をも目的とするものである。

③　証券検査は、金融商品取引業者等のゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである。

(注)「内部管理態勢」とは法令等遵守に係る管理態勢を指す。「リスク管理態勢」とは信用リスク、流動性リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等に係る管理態勢を指す。以下同じ。

（２）　証券検査の方法

①　証券検査においては、双方向の対話を軸とする。

②　証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする。

③　証券検査においては、全体を広く鳥瞰しつつ重大な問題を捉えるようにする。

④　証券検査は、監督部局と十分連携して行うものとする。

２．検査官の心構え

（１）　目的の認識

検査官は、公益又は投資者保護が検査の目的であることを念頭に、常に問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

（２）　効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案した順序、分担等に基づき、効率的にこれを遂行するように努めなければならない。

（３）　適正な手続の遵守

検査官は、検査が私企業への権限の行使であることを自覚し、適正な手続に基づきその権限の行使を行うよう常に留意して検査を遂行しなければならない。

（４）　信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するように努めるとともに、検査の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（５）　実態の把握

検査官は、常に穏健かつ冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握して事実を解明するように努めなければならない。

(６) 自己研さん

検査官は、金融・証券に関する法令等を正しく理解し、金融商品市場等の動向や新たな金融商品、取引手法等の習得に努めなければならない。

３．関係部局との連携等

検査の実施に当たっては、証券監視委と財務局等(財務局、財務支局及び沖縄総合事務局をいう。以下同じ。)との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。また、証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において、財務局等を支援し、一体的に検査に取り組むものとする。

なお、金融庁検査局又は監督部局(財務局等にあっては、いずれについても、理財部又は財務部。以下同じ。)等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

４．自主規制機関との連携等

(１) 認可金融商品取引業協会など自主規制機関との間では、これらの機関が実施する所属会員等に対する監査・考査等と、証券監視委の行う検査との連携を一層強化し、金融商品取引業者等に対する監視機能の総体としての向上に努めるものとする。

(２) こうした観点から、自主規制機関との間で、検査実施計画の調整、情報交換及び検査官の研修における連携を推進するとともに、自主規制機関の業務の状況等を把握し、必要に応じて検査を行うなど、自主規制機能の強化に資するものとする。

Ⅱ 検査実施の手続等

１．証券検査基本方針及び証券検査基本計画の策定

証券監視委は、毎年度の当初に「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」を策定し、公表するものとする。これらの策定及び公表に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、監督部局の監督方針や金融商品市場をめぐる環境の変化等に十分配慮することとする。

２．証券検査実施計画の策定

(１) 証券検査実施計画の策定

証券監視委及び財務局等は、「証券検査基本方針」及び「証券検査基本計画」に基づき、四半期毎に「証券検査実施計画」を策定する。「証券検査実施計画」における検査対象先及び臨店検査先店舗の選定等に当たっては、監督部局の監督方針及び金融商品市場の動向のほか、次の事項にも留意するものとする(市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。)。また、市場を巡る横断的なテーマが認められる場合には、共通の課題のある検査対象先に対して機動的に特別検査を行う(以下「テーマ別検査」という。)必要性についても十分検討の上策定に当たるものとする。

① 基本的考え方

イ．上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者については、市場の担い手としての位置付け等に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等の検証を行うものとする。また、投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与し、利用者に対して幅広く公表・提供している信用格付業者についても、金融・資本市場における情報インフラとしての役割に鑑み、原則として、継続的に業務運営の状況等の検証を行うものとする。

ロ．上記イ．以外の業者(流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う業者等(下記ハ.に該当する業者等を除く。))については、検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、検査実施の優先度を判断する。

ハ．無登録業者等による重大な金融商品取引法違反に対しては、監督部局からの情報、外部から寄せられる情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施する。

② 検査対象先

検査対象先は、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等から想定されるリスクの程度を基に選定するなど、機械的な選定にならないようにするとともに、選定理由や着眼等の明確化に努めるものとする。

③ 検査日数

検査日数は、検査対象先の規模、業務の内容及び前回検査の結果等を考慮して決定する。

④ 臨店検査官数

臨店検査官数は、検査対象先の規模、業務の内容等に加え、検査官の経験・知識等を勘案し決定する。

⑤ 臨店検査先店舗

臨店検査先店舗の選定は、検査対象先の規模、業務の内容、店舗の分布状況、前回検査の結果及び各種情報等を勘案するとともに、検査日数等を考慮して決定する。

(２) 支店単独検査

原則として、各種情報及び本店等検査の検査結果等からみて特に検査を要すると認められるものを選定するものとする。

(３) グループ一体型検査

「証券検査実施計画」の策定に当たっては、効率的かつ効果的な検査を実施するとの観点から、検査対象先の親子法人や契約先など、一体として検査を実施することが適当と判断される他の検査対象先がある場合は、必要に応じて、グループ一体型の証券検査実施計画を策定するものとする。

(４) 特別検査

特別検査を実施する場合、当該検査を必要とする業務運営等に係る特定の事項について、その規模や情報の信ぴょう性等に配意しつつ対象とする検査対象先(必要があると認められる場合は複数の対象先)、検査期間等を決定するものとする。

なお、検査項目の範囲や前回検査からの経過期間等を考慮し、特別検査として実施するか、又は一般検査の周期を早めて実施するか等について十分検討する。

３．検査の種類

(１)　検査の種類は、次のとおりとする。

①　一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を総合勘案した上で行う検査をいう。

②　特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う検査をいう。

(２)　一般検査及び特別検査は、証券監視委又は財務局等が、単独で担当する検査対象先に対して行うほか、次の方法により行うものとする。

①　合同検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先に対して行う検査のうち、担当以外の財務局等又は証券監視委が、合同して当該検査対象先に対して行う検査をいう。

②　支店単独検査

証券監視委又は財務局等が担当する検査対象先の支店等のみに対して行う検査(①に掲げるものを除く。)をいう。

③　同時検査

効率的かつ効果的な検査の実施に資するため、金融庁検査局と時期を同じくして行う検査をいう。

４．検査の方式

検査は、原則として、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等を訪問して、帳簿書類その他の物件を検査する方法(以下「臨店検査」という。)により行うものとする。

５．検査予告

(１)　臨店検査については、原則として無予告制とするが、検査対象先の業務の特性、検査の重点事項、検査の効率性、検査対象先の受検負担の軽減等を総合的に勘案してケース・バイ・ケースで予告検査を実施する。

(２)　検査予告は臨店検査着手日の概ね１週間から２週間前に主任検査官が検査対象先の責任者に対して電話連絡して行うものとし、臨店検査着手日等必要な事項を伝えるものとする(８．(１)参照。)。

主任検査官は、検査予告を行った時には、証券監視委事務局に対し速やかに報告するものとする。

６．検査基準日

検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、臨店検査着手日の前営業日とする(予告検査を行う場合については、検査予告日の前営業日とする。)。

(注)　財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点での検証を要するというものではない。

７．検査命令書の作成

検査命令書(別紙様式１)は、証券監視委においては委員会委員長名、財務局等においては財務局長等(財務局にあっては、「財務局長」、財務支局にあっては、「財務支局長」、沖縄総合事務局にあっては、「沖縄総合事務局長」。以下同じ。)名で作成する。

８．検査実施の留意事項

(１)　検査命令書等の提示及び説明事項

主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示し、原則として、以下の事項について説明を行うものとする。

①　検査の権限及び目的(一般検査・特別検査の別を含む。また、検査の実効性の確保に支障とならない範囲で、検査の重点分野にも言及する。)

②　検査への協力依頼

③　検査のプロセス(初回検査先以外は省略可。)

④　意見申出制度の概要

⑤　検査モニターの概要

⑥　検査関係情報等の第三者への開示制限の概要

⑦　必要な提出資料の提示(Ⅳ　参考「２．提出資料一覧」参照)

⑧　その他必要な事項

なお、予告検査の場合には、検査予告時に上記の①及び②の項目の説明と臨店検査着手日の伝達並びに検査予告日以後の資料保存等の要

請を行うとともに、その後速やかに必要な提出資料の提示を行うものとする。また、検査予告を受けて、書類や電子メールの破棄等が認められた場合には、検査忌避行為として厳格に対処する旨も併せて伝達するものとする。それ以外の項目については、臨店検査初日までに説明するものとする。

なお、検査官は、相手方の求めに応じて検査証票を提示できるよう、常に携帯するものとする。

（２） 現物検査

① 検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧する現物検査を行うものとする。

② 検査官は、現物検査の実施に際しては次の点に留意し、特に慎重に行うものとする。

イ．検査対象先の責任者等１名以上を立ち会わせ、的確かつ迅速に行うとともに書類の紛失等の事故がないように留意する。

ロ．検査対象先の役職員から私物である旨の申出があった場合であっても、必要かつ適当と認められる場合には現物検査を行うものとするが、相手方の承諾を得て現物検査を実施するよう努める。

（３） 臨店検査の実施

主任検査官は、検査の目的に沿って担当検査官を統括して効率的かつ効果的に臨店検査を遂行するものとする。

① 検査進捗状況の把握及び検査方法の指示

主任検査官は、臨店検査の進捗状況、検証状況及びその結果判明した事項等について、担当検査官から随時報告を求めるとともに適切な指示を行うものとする。

また、必要に応じて検査打合せ会を開き、各検査官の保有する情報を交換するとともに、今後の具体的な検査方法について検討を行い、効率的な臨店検査の実施及び検査官の資質の向上に努めるものとする。

② 臨店検査先店舗の巡回指導

主任検査官は、臨店検査先店舗が複数ある場合には、必要に応じ店舗を巡回して検査指導を行うとともに、当該店舗の責任者等と面談を行うことにより業務の実情を把握し、もって当該検査対象先全

体の業務の動向等を把握するよう努めるものとする。

③　法令違反又は業務運営上の問題等の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査期間中に把握した事項について以下の点に留意し、必要に応じて、問題と考えられる事項等について照会等を行うなど証券監視委事務局証券検査監理官(以下「証券検査監理官」という。)と密接に連携を取り(財務局等にあっては、証券検査指導官や審査担当係等経由)、早期に取りまとめるものとする。証券検査監理官は、照会等を受けた事項について、証券監視委事務局証券検査課審査担当(以下「審査係」という。)と連携を図りながら速やかに処理するよう努めるものとする。

イ．事案の事実の的確な把握

ロ．検査対象先における問題の重要性

ハ．根拠規定

ニ．発生原因及び責任の所在の解明

ホ．検査対象先の認識及び対応

(注) 財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由して審査係と密接に連携を取り、早期に取りまとめるものとする。

④　証券検査監理官による巡回指導

証券検査監理官(財務局等にあっては、証券取引等監視官。以下同じ。なお、証券検査指導官が設置されている財務局等にあっては、証券検査指導官。)は、各検査の臨店検査終了前に巡回し、検査チームが検査対象先との間で確認した事項や議論した内容について、どの事項を整理票((11)①参照)として求めるか等、検査チームが臨店検査期間中に論点の詰めを十分に行うよう指導を行うものとする。

(４)　検査対象先の業務等への配慮

主任検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

臨店検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に行おうとする時は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に臨店検査を行うことのないように配慮するものとする。

(５)　双方向の対話を重視した検査の実施

主任検査官は、効率的かつ効果的な臨店検査を実施する観点から、下記のとおり経営陣を交えた意見交換を行うなど、臨店検査の目的や

状況等を総合的に勘案しつつ、検査対象先との双方向の対話を重視した臨店検査の実施に努めるものとする。

① 臨店検査初日(初日に実施できない場合には、可能な限り速やかに)に意見交換を行い、経営陣の内部管理やリスク管理に対する認識等の把握に努める。

② 臨店検査終了時に意見交換(以下「エグジット・ミーティング」という。)を行い、臨店検査期間中に議論してきた事実関係に係る認識を最終的に確認するものとする。

エグジット・ミーティングにおいては、検査対象先の責任者、コンプライアンス担当者及びリスク管理責任者の出席を求め、主任検査官が検査の結果問題点として認識した事実関係について、検査官としての評価(法令適用及び内部管理態勢の不備等)を検査対象先に口頭で伝えるものとする。その際、証券監視委又は財務局等としての最終的な意見を伝えるものではないことも併せて伝えるものとする。

なお、エグジット・ミーティングにおいて伝達した内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めてエグジット・ミーティングを行うものとする。

また、必要に応じて、臨店検査終了後の検査プロセスについても改めて説明するものとする。

③ エグジット・ミーティングにおいて、認識に相違が生じた場合には、主任検査官は当該相違を明らかにし、書面を作成するものとし、検査対象先からその写しを求められた場合には交付するものとする。ただし、検査対象先の確認を得た整理票((11)①参照)で当該相違が明らかな場合は、改めて書面を作成することを要しないものとする。

主任検査官は上記以外にも、必要に応じて経営陣との意見交換を行い、臨店検査の進捗状況や、検査対象先の臨店検査への対応、検査官の検査手法等についての意見交換も行うものとする。また、検査対象先が初回検査である場合には、意見交換によりその業務内容や特殊性等についても十分な理解に努めるものとする。

(６) 検査対象先への指示の禁止

検査官は、臨店検査実施中、事実の解明又は認定に努めるものとし、その解明又は認定した事実に基づき、検査官の私見により断定的にその是非を述べること又は是正措置を指示すること等のないよう留意する。ただし、事実認定の一環として検査対象先の自主的な改善に向け

た取組みを聴取することを妨げるものではない。

(７) 証券検査基本方針、検査マニュアル等の取扱い

検査官は、検査の実施に当たっては、「証券検査基本方針」を十分踏まえ、「検査マニュアル」を活用して、検査対象先の実態把握に努めるものとする。

ただし、「検査マニュアル」の確認項目は、検査対象先の実態を把握する上で有効と思われる確認事項を例示したものであることから、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮する必要があり、各項目を機械的・画一的に検証することのないよう留意するものとする。

なお、「監督指針」についても、検査の実施に当たっての参考とするものとする。

(８) ヒアリングの実施

検査官は、役職員にヒアリングを行う際に検査対象先から他の役職員の同席について要請があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めるものとする。

なお、同席を認めない場合には、その合理的な理由を検査対象先に対して説明するものとする。

(９) 検査対象先からの申入れ等

検査官は、検査対象先から臨店検査に関する申入れ等があった場合には、主任検査官に報告するものとする。主任検査官は、当該申入れ等について慎重な取扱いが必要であると判断した場合には、証券検査監理官へ連絡するものとする。

(10) 計数等による実態把握

臨店検査に当たっては、検査対象先からの口頭説明等のみに依存することなく、経営管理の状況、業務運営等の状況及びそれらに関する法令等の遵守状況について、計数等の客観的資料に基づいて実態を的確に把握するよう努めるものとする。

(11) 事実及び経緯の記録

検査官は、ヒアリングや帳簿その他の証票類の調査・検討を行うことにより問題点等を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先

の役職員から書面の提出を求める等の方法により、事実関係の確認を得るものとする。

事実関係の確認のため、検査対象先の役職員から書面の提出を求める際には、主任検査官はその必要性を十分考慮した上で行うものとし、以下の方法によるものとする。

① 整理票(別紙様式２)

検査官が問題点として指摘する可能性のある事実関係及び当該事実関係に対する検査対象先の認識を確認するため、必要に応じて、整理票を作成する。

② 質問票(別紙様式３)

事実関係について検査対象先の担当者等に回答を求めるため、必要に応じて、質問票を作成する。

(12) 業務運営等の基本的な問題の把握

検査官は、臨店検査において認められた業務運営上の問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令等に抵触するか否かの検証にとどまらず、内部管理やリスク管理などの管理上の問題との関連性を検討し、業務運営上の問題の発生原因を追究するものとする。更に、経営方針等との関連性を検証することにより、経営管理上の基本的問題点の把握に努めるものとし、必要に応じ、整理票を作成するものとする。

(13) 反面調査の留意事項

主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認(反面調査)する必要があると判断した場合には、証券監視委事務局証券検査課長(以下「証券検査課長」という。財務局等にあっては証券取引等監視官。以下同じ。)に報告し指示を受けて行うものとする。

(14) 問題発生時の対応

主任検査官は、臨店検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故等(以下「検査拒否等」という。)により臨店検査の実施が困難な状況になった時は、検査対象先に対する説得に努めるとともに、経緯及び事実関係(検査対象先の言動等)を詳細に記録し、直ちに証券検査監理官にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券監視委においては、証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、必要に応じて証券検査課長に報告を行い、指示を受けるものとする。

この際、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに、検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずるものとする。

(15) 臨店検査期間の変更等

主任検査官は、原則として、与えられた臨店検査期間中に必要な検証を完了し、整理票の記載内容を確定の上、臨店検査を終えるように努めるものとする。ただし、検証に時間を要すると考えられる場合、臨店検査終了期間終盤においても検査対象先との間で重大な問題点について認識の相違がある場合等には、証券検査監理官にその旨報告し、臨店検査期間の延長又は臨店検査の一時的な中断の是非について指示を受けるものとする。また、早期に検証を終了することが見込まれる場合等には、証券検査監理官にその旨報告し、臨店検査期間の短縮の是非について指示を受けるものとする。

証券監視委においては、証券検査監理官は、主任検査官に指示を与えるに先立ち、証券検査課長に報告を行い、指示を受けるものとする。

(16) 災害発生時等の対応

主任検査官は、災害発生により検査対象先が被災した場合には、直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、検査対象先における復旧業務を優先すべき観点から、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を一時的に中断又は中止することを検討するものとする。

また、検査対象先が被災していない場合においても、検査の継続が困難であると考えられる場合には、主任検査官は直ちに証券検査課長にその旨を報告し、指示を受けるものとする。証券検査課長は、主任検査官を通じた検査対象先との協議を可能な限り経た上で、検査を継続するか否かを検討するものとする。

上記検討の結果、検査を継続若しくは中断又は中止する場合は、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

(注) 災害以外にも、会社の消滅、システム障害等の特別な事情により、検査の継続が困難であると考えられる場合には、上記と同様の取扱いとする。

(17) 検査結果の取りまとめ

主任検査官は、臨店検査終了後の検査結果の取りまとめに当たって

は、個々の事案の事実を的確に把握するとともに、事案の特徴及び現象がどのような原因によるものかを正確に把握し、問題点等として抽出するものとする。

また、上記の結果、抽出された問題点等については、必要に応じて審査係(財務局等にあっては、各局の審査担当係等を経由)と密接な連携を図りつつ、取りまとめるものとする。

９．検査資料の徴求

(１) 既存資料の有効活用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用するものとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討するものとする。検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応ずるものとする。

(２) 資料徴求の迅速化

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を依頼する場合には、原則として内部管理部門等を通じて一元的に行うよう努めるとともに、依頼の趣旨を適切に説明するものとする。

検査官は、徴求する資料について、臨店検査における優先順位や検査対象先への負担等を考慮し、必要に応じて、書面を取り交わすなどして迅速かつ正確に処理するものとする。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等が無いように努めるものとする。

(３) 資料の返却等

検査官は、臨店検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料等として検査会場からの持出しや返却等の要求があった場合には、臨店検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの持出しや返却等を認めるものとする。

10．検査モニター

検査モニターは、検査対象先からの意見聴取により臨店検査の実態を把握することにより、証券監視委及び財務局等による適切な臨店検査の実施

を確保するとともに、効率性・実効性の高い検査の実施に資する目的から、検査の目的、期間等を総合的に勘案しつつ、原則として、以下のとおり取り扱うものとする。

(１)　検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、臨店検査着手日において検査モニターの概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(２)　検査モニターの概要

検査モニターは、「意見聴取」又は「意見受付(アンケート方式)」の２つの方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

①　意見聴取

イ．実施者

実施者は、証券監視委事務局においては、事務局幹部(事務局長、担当次長、総務課長、証券検査課長等)とする。

財務局等においては、原則として証券取引等監視官又は証券取引等監視官が指名する者(必要に応じ証券監視委事務局の実施者)とする。

ロ．実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、臨店検査期間中に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

②　意見受付(アンケート方式)

イ．意見提出方法

所定のアンケート用紙(別紙様式４)に記入し、電子メール又は郵送により送付。

ロ．提出先

提出先は、証券監視委の検査においては証券検査課長とする。財務局等の検査においては証券取引等監視官あてを原則とするが、証券検査課長あてに提出することもできる。

ハ．受付期間

臨店検査開始日から臨店検査終了後の 10 日目(行政機関の休日を除く。)を目安とする。

③　処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性・実効性の高い検査の

実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、実施者は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

11. 講評等

(１) 主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で(指摘事項がない場合は可能な限り速やかに)、検査対象先の責任者に対し、以下の方法により、当該検査の講評を行うものとする。

なお､証券検査課長が公益又は投資者保護上緊急を要すると判断した場合等については、講評を行わない場合もある。

(注) 指摘とは、検査により検査対象先の問題点と判断した事項を、当該検査対象先に検査結果として通知する事実行為をいう。

① 検査で認められた法令等違反行為又は公益若しくは投資者保護上問題と思われる業務の運営若しくは財産の状況を伝達する。

また、問題が認められない場合にはその旨を伝達する。

② 上記①のうち、検査対象先と認識が相違した事項(以下「意見相違事項」という。)を確認する。

(２) 主任検査官は、講評内容に変更が生じた場合は、必要に応じて、改めて講評を行う旨を説明するものとする。

(３) 講評の際の出席者

① 証券監視委又は財務局等

原則として、主任検査官のほか担当検査官１名以上とする。

② 検査対象先

検査対象先の責任者の出席を必須とする。責任者が検査対象先の他の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認めるものとする。

(４) 講評方法

講評は、主任検査官が口頭により検査対象先の責任者に対して伝達する方法(指摘事項がない場合等、証券検査課長が効率性等の観点から電話による伝達が適当と判断した場合は、電話により伝達する。)で行うものとする。なお、講評は、意見申出の前提となるものであること等を踏まえ、その実施に際しては、検査対象先に十分内容が伝わるよう努めるものとする。

12. 意見申出制度

意見申出制度は、証券監視委及び財務局等の検査水準の維持・向上並びに手続の透明性及び公正性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱うものとする。

(１) 検査対象先への説明

主任検査官は、原則として、以下の意見申出制度の概要を臨店検査着手時及び講評時に、検査対象先の責任者に対して説明するものとする。

(２) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 申出者(検査対象先の代表者)は、確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者の意見を意見申出書(別紙様式５)に記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、証券監視委事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出する。

また、認識の相違に至った経緯を明らかにするため、意見相違事項についての検査官との議論の経緯についても書面で提出する。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、責任者に対する検査の講評が終わった日から３日間(講評が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。)とする。ただし、講評の終わった日から３日以内に提出期間延長の要請があれば、更に２日間(行政機関の休日を除く。)を限度として、提出期間の延長ができる。郵送の場合については、消印が提出期間内(延長の場合は、延長した提出期間内)のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合は、取下書(別紙様式６)を提出した上で意見申出書の返却を求める。

② 審理手続等

イ. 意見申出事項は、証券監視委事務局(証券検査課以外の課)が作

成した審理結果(案)に基づいて、証券監視委において審理を行う。

ロ．審理結果については、検査結果通知書(案)に反映させる。

③　審理結果の回答方法

審理結果については、検査結果通知書に包含する。

13．検査結果の通知

検査結果については、証券監視委の議決後(財務局等にあっては、財務局長等説明後)速やかに証券監視委委員長名(財務局等にあっては財務局長等名)において、検査対象先の責任者に対して、文書で交付するものとする(別紙様式７)。ただし、検査を中止した場合その他の特段の事情が認められる場合については、検査結果通知書の交付を行わないものとし、主任検査官は、検査対象先の責任者に対して、その旨を口頭により伝達するものとする。

なお、検査結果通知書の交付は、臨店検査終了後、３月以内を目途に行うよう努めるものとする。

14．勧告

検査の結果、必要があると認められた場合は、法令等違反の事実関係並びに内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分その他の措置を行うことを勧告する旨を記載した勧告書(案)を作成し、証券監視委に付議するものとする。

なお、勧告書(案)が証券監視委において議決された場合は、証券監視委事務局から監督部局に対して勧告書を交付するものとする。

15．検査結果等の公表

(１)　検査結果の公表

証券監視委の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、投資者保護に資するため、証券監視委及び財務局等の行った検査事務の処理状況については、国家公務員の守秘義務の観点から慎重な検討を行った上で、以下のとおり、証券監視委のウェブサイト上等で公表するものとする。

①　勧告に至った事案について、検査終了後、直ちに公表する。この際、原則として、検査対象先の名称又は商号等も併せて公表する

② 勧告に至らない事案でも、必要と認められる事案については、適宜、公表する。なお、この場合、原則として、検査対象先の名称又は商号等の公表は控えるものとする。

③ 証券監視委が行った検査事務の処理状況について、１年分ごとに取りまとめて公表する。なお、公益又は投資者への影響等から、公表が不適当と判断される事案については、公表を控える等の措置を講ずる場合もある。

（２） 検査対象先名の公表

法令等の遵守状況等を検証する上で端緒となるべき検査対象先に係る情報を広く求めていくとの観点から、原則として、臨店検査着手日(予告検査の場合にあっては検査予告日)から臨店検査終了日までの間、証券監視委のウェブサイト上で検査対象先名を公表するものとする。

16. その他留意事項

（１） 支店単独検査の実施

支店単独検査は、当該支店独自の問題点の検証に加え、本店等検査の際に指摘した事項の支店等における改善状況及び次回の本店等検査の参考となる事項を検証する。

（２） 合同検査及び同時検査の実施

実施に当たっては、連携する財務局等及び金融庁検査局と十分調整の上行うものとする。

なお、講評については、本店等主任検査官が臨店検査先店舗を総括して行うことから、本店等以外の臨店検査先店舗を担当した検査官は講評を行わないものとする。

（３） 特別検査の実施

特別検査は、各種情報等を有効に活用し、金融商品市場の新たな動向や個別の取引等を端緒に、時機を失することなく機動的に実施するとの趣旨に鑑み、検査項目を絞る等効率的な検査を行うものとする。

（４） 情報の管理

検査関係情報(注)及び検査結果通知書には、検査対象先の経営実態又はその顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的

な手法等に関わる情報が含まれていることから、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。

(注) 検査関係情報とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容をいう。

① 主任検査官は臨店検査着手時(予告の場合は臨店検査着手前)に検査対象先に対して、臨店検査終了前であれば主任検査官、臨店検査終了後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、検査関係情報及び検査結果通知書を検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者以外の第三者に開示してはならない旨説明し、この旨記載した承諾書(別紙様式８)に検査対象先の責任者から記名押印を受けるものとする。ただし、検査対象先が臨店検査期間中に外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家と相談する場合(今回の検査に係る事項についての相談に限る。)は、主任検査官は事前の報告を求めたうえで、臨店検査の実効性の確保に支障がないと認められる場合は当該報告で足りるものとする。また、外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家が、検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている場合については、第三者に該当しないものとする。

② 検査対象先において第三者への開示が必要な場合(下記のような事例が想定される。)には、書面(別紙様式９)による申請を求めるものとし、主任検査官又は証券検査課長は、①開示の必要性、②開示対象者における保秘義務の状況(守秘義務契約の締結等)、③検査の実効性への影響等を総合的に勘案して承諾の可否を判断し、書面で回答するものとする。なお、臨店検査期間中に主任検査官が、検査対象先に対し、今回検査に係る事項について第三者(例えば、業務委託先)に確認を行うよう求める場合は、検査対象先からの「開示承諾申請」は要しない。

(検査対象先から開示の申請が行われることが想定される事例)

- 持株会社等検査対象先の経営管理会社への開示
- 検査対象先の適切な業務運営に資するとの観点から行われる弁護士、外部監査人、業務委託先等への開示
- 検査対象先に係るデュー・ディリジェンスの目的で行われる企業結合等の当事者への開示
- 検査対象先に係る破産手続又は民事再生手続が開始された場合における管財人又は監督委員への開示

III　施行日

本指針は、平成 17 年７月 14 日を検査基準日とする検査から実施する。

(改正)
本指針は、平成 18 年７月３日から適用する。
(改正)
本指針は、平成 19 年９月 30 日から適用する。
(改正)
本指針は、平成 20 年８月 11 日から適用する。
(改正)
本指針は、平成 21 年６月 29 日から適用する。
(改正)
本指針は、平成 22 年７月 29 日から適用する。
(改正)
本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。
(改正)
本指針は、平成 23 年７月４日から適用する。

IV　参考

１．検査のイメージ図
２．提出資料一覧

(別紙)

・様式１　　検査命令書
・様式２　　整理票
・様式３　　質問票
・様式４　　検査モニター用紙
・様式５　　意見申出書
・様式６　　意見申出取下書
・様式７　　検査結果通知書
・様式８　　承諾書
・様式９-１　検査関係情報・検査結果通知　開示承諾申請書(経営管理会社用)
・様式９-２　検査関係情報・検査結果通知　開示承諾申請書(経営管理会社以外用)

※ 上記については、予告なく変更する場合がある。

・検査対象先

（１）金融商品取引業者等(金融商品取引法第 56 条の 2 第１項、第 194 条の 7 第 2 項第１号及び同条第 3 項)

（２）金融商品取引業者の主要株主等(金融商品取引法第56条の2第2項、第 194 条の 7 第 3 項)

（３）特別金融商品取引業者の子会社等(金融商品取引法第 57 条の 10 第 1 項、第 194 条の 7 第 3 項)

（４）指定親会社(金融商品取引法第 57 条の 23、第 194 条の 7 第 3 項)

（５）指定親会社の主要株主(金融商品取引法第 57 条の 26 第 2 項、第 194 条の 7 第 3 項)

（６）取引所取引許可業者(金融商品取引法第 60 条の 11、第 194 条の 7 第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)

（７）特例業務届出者(金融商品取引法第 63 条第 8 項、第 194 条の 7 第 3 項)

（８）金融商品仲介業者(金融商品取引法第 66 条の 22、第 194 条の 7 第 2 項第 3 号及び同条第 3 項)

（９）信用格付業者(金融商品取引法第 66 条の 45、第 194 条の７第 2 項第 3 の 2 号及び同条第 3 項)

（10）認可金融商品取引業協会(金融商品取引法第 75 条、第 194 条の 7 第 2 項第 4 号及び同条第 3 項)

（11）認定金融商品取引業協会(金融商品取引法第 79 条の 4、第 194 条の 7 第 2 項第 5 号及び同条第 3 項)

（12）投資者保護基金(金融商品取引法第 79 条の 77、第 194 条の 7 第 3 項)

（13）株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 103 条の 4、第 194 条の 7 第 3 項)

（14）株式会社金融商品取引所の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 6、第 194 条の 7 第 3 項)

（15）金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 106 条の 16、第 194 条の 7 第 3 項)

（16）金融商品取引所持株会社の主要株主(金融商品取引法第 106 条の 20、第 194 条の 7 第 3 項)

（17）金融商品取引所持株会社(金融商品取引法第 106 条の 27、第 194 条の 7 第 3 項)

（18）金融商品取引所(金融商品取引法第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6

号及び同条第 3 項)

（19）自主規制法人(金融商品取引法第 153 条の 4 において準用する第 151 条、第 194 条の 7 第 2 項第 6 号及び同条第 3 項)

（20）外国金融商品取引所(金融商品取引法第 155 条の 9、第 194 条の 7 第 2 項第 7 号及び同条第 3 項)

（21）金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 15、第 194 条の 7 第 3 項)

（22）金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者(金融商品取引法第 156 条の 5 の 4、第 194 条の 7 第 3 項)

（23）金融商品取引清算機関の主要株主(金融商品取引法第 156 条の 5 の 8、第 194 条の 7 第 3 項)

（24）外国金融商品取引清算機関(金融商品取引法第 156 条の 20 の 12、第 194 条の 7 第 3 項

（25）証券金融会社(金融商品取引法第 156 条の 34、第 194 条の 7 第 3 項)

（26）指定紛争解決機関(金融商品取引法第 156 条の 58、第 194 条の 7 第 3 項)

（27）投資信託委託会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 22 条第 1 項、第 225 条第 3 項)

（28）投資法人の設立企画人等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 1 項、第 225 条第 2 項及び第 3 項)

（29）投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 2 項、第 225 条第 3 項)

（30）投資法人の資産保管会社等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 3 項、第 225 条第 3 項)

（31）投資法人の執行役員等(投資信託及び投資法人に関する法律第 213 条第 4 項、第 225 条第 3 項)

（32）特定譲渡人(資産の流動化に関する法律第 209 条第 2 項において準用する第 217 条第 1 項、第 290 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項)

（33）特定目的会社(資産の流動化に関する法律第 217 条第 1 項、第 290 条第 3 項)

（34）特定目的信託の原委託者(資産の流動化に関する法律第 286 条第 1 項において準用する第 209 条(第 217 条第 1 項)、第 290 条第 2 項第 2 号及び同条第 3 項)

（35）振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第 20 条第 1 項、第 286 条第 2 項)

（36）その他、上記(1)から(35)までに掲げる法律の規定により証券検査の

対象とされている者

なお、次に掲げる者が検査対象先の場合には、犯罪収益移転防止法により証券監視委に委任された権限に基づく検査を同時に実施するものとするので留意する。

イ．金融商品取引業者(法令により規制対象とならない業者を除く。)、特例業務届出者(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 1 号)

ロ．登録金融機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 6 項第 2 号)

ハ．証券金融会社、振替機関又は口座管理機関(犯罪収益移転防止法第 14 条第 1 項、第 20 条第 7 項)

(注)　(　)書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定。

Ⅳ参考２．及び別紙の掲載は省略。